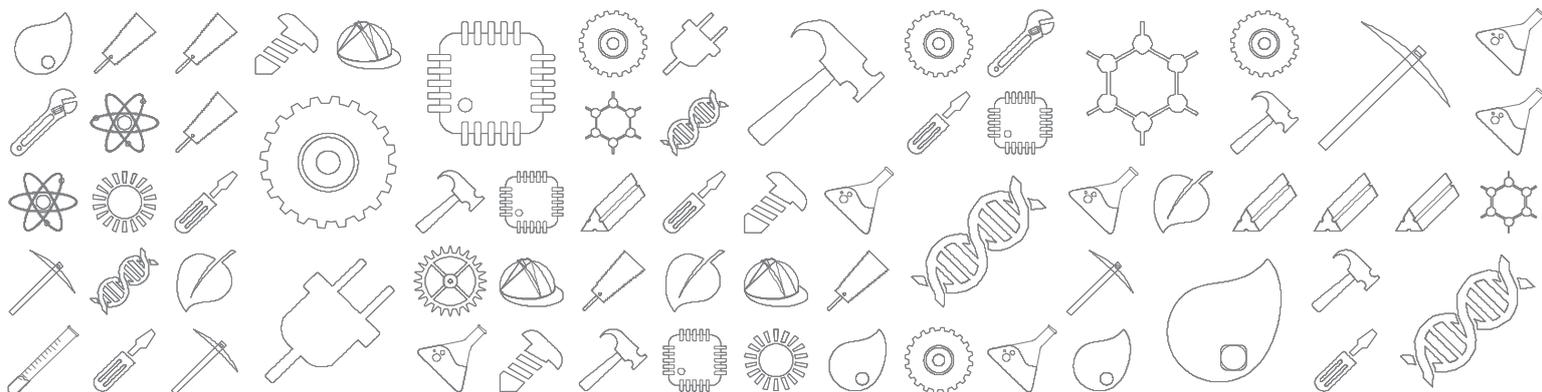




# 修士課程 学生便覧

2020 年度入学生用  
(20W・20BS 修士課程)



*Be a new engineering pioneer*

信州大学大学院総合理工学研究科 修士課程  
工学専攻・生命医工学専攻 長野(工学)キャンパス

この学生便覧はあなたが修了するまで適用されます。

紛失することのないようにしてください。

～信州大学ポータルサイト・ACSU（握手）～

<https://acsu.shinshu-u.ac.jp/ActiveCampus/>

※信州大学のネットワークに接続し、キャンパス情報システム・大学からのお知らせ・e-ALPS などを確認ください。

信州大学工学部

検索



信州大学工学部  
facebook

# 目次



信州大学・総合理工学研究科の理念と目標	2
「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」	3
<b>学修心得</b>	7
在学・修了、履修について	8
学生生活について	10
<b>プログラム、教職課程</b>	13
山岳科学教育プログラム	14
航空機システム共同研究講座	16
教職課程について	18
<b>工学専攻</b>	19
工学専攻のカリキュラム	20
研究科共通科目、工学専攻共通科目	21
物質化学分野	22
電子情報システム工学分野	25
水環境・土木工学分野	31
機械システム工学分野	34
建築学分野	37
<b>生命医工学専攻</b>	41
生命医工学専攻のカリキュラム	42
研究科共通科目、生命医工学専攻共通科目	44
分野授業科目一覧	45
<b>規則集 1</b>	47
学生の懲戒	48
学位論文審査及び最終試験並びに修了判定実施要項	50
修士論文評価基準	52
早期修了（工学専攻、生命医工学専攻）	53
転専攻に関する申合せ	55
交流協定に基づく留学に伴う教育課程の計画的特例履修に係る申合せ	57
長期履修学生制度の取扱要項	60
他の大学院等における研究指導に関する取扱要項	63
<b>規則集 2（学則・規程）</b>	67
信州大学大学院学則	68
信州大学学位規程	81
信州大学大学院総合理工学研究科規程	84
信州大学学生生活に関する通則	101
信州大学における掲示に関する規程	101
信州大学授業料等に関する規程（抄）	102
信州大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規程（抄）	105
信州大学附属図書館利用規程	107
信州大学工学部寄宿舍若里寮規程	109
信州大学工学部講義室使用内規	110
信州大学工学部講義室使用要領	110
信州大学工学部体育施設内規	111
信州大学工学部体育施設使用要領	111
信州大学工学部課外活動共用施設内規	112
信州大学工学部課外活動共用施設使用要領	112
<b>キャンパスマップ</b>	114
<b>問合わせ先</b>	巻末

## 信州大学・総合理工学研究科の理念と目標



### 信州大学の理念と目標

---

#### 信州大学の理念

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

#### 信州大学の目標

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

##### (教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

##### (研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

##### (地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

##### (国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。



### 総合理工学研究科の理念と目標

---

#### 総合理工学研究科の理念

総合理工学研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な人材を育成するための教育・研究を推進します。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人を養成することを教育・研究の理念とします。

#### 総合理工学研究科の目標

本研究科は、高度な専門知識・技術および周辺分野の課題にも対応した応用力・俯瞰力と批判的思考力をもつ高度専門職業人、創造性豊かな研究者、および環境調和社会を支える知的素養と倫理観を備えた人材を養成することを教育・研究目標とします。



## 「学位授与の方針」（ディプロマポリシー）

### 信州大学大学院

信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

1. 修士課程にあつては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
2. 博士課程にあつては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。
3. 専門職学位課程にあつては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。

### 総合理工学研究科

総合理工学研究科では、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



## 「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラムポリシー）

### 信州大学大学院

大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。
4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。

### 総合理工学研究科

総合理工学研究科は、高度専門職業人、研究者等に必要とされる高度な専門知識・技能、倫理観、実践力、情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、講義、演習、実験、実習等からなる専門性の高いカリキュラムを策定しています。カリキュラムの実施にあたってはコースワークから学位論文作成へ有機的につながる体系的な教育を行います。加えて、本研究科が幅広い学問分野により構成されているという利点を生かして、分野・専攻を超えた学際的な共通科目を設定することで、高い専門性と総合性のバランスを確保し、深い専門性と近傍分野における課題解決についての応用力や理工学系領域全体に対応する俯瞰力も養成します。

## 工学専攻



### 工学専攻の教育・研究の理念と目標

---

工学専攻は、恵まれた自然環境の中で個性を生かし、豊かな一般教養及び工学基礎力の素養のもとに、工学の幅広い専門的知識及び、社会に貢献できる創造性を養う教育を行い、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に貢献します。また、科学技術と環境保全との調和に深く関心を持って人類社会に貢献し、高度情報化社会における学際的技術の研究開発や国際化に対応できる人材を育成します。

工学専攻は、基礎学力の向上を重視しつつ専門知識並びに学際分野の修得を基盤にし、創造力の育成と課題探求能力を開発する教育を行うとともに、地球環境保全などに対する技術者倫理をそなえ国際的視野に立ってさまざまな分野で貢献できる行動力や自立心を有する人材を育成します。



### 工学専攻の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

---

工学専攻では、研究科および工学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、分野・ユニットごとに定められた修了判定基準に合う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 工学分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える工学分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



### 工学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

---

工学専攻は、専攻の下に、工学部の学科と同一名称の分野（物質化学分野、電子情報システム工学分野、水環境・土木工学分野、機械システム工学分野、建築学分野）をおき、産業界・地域のニーズに応じた製品等を自ら考案し、研究・開発していく能力を有する高度技術者及び研究者を育成するための教育を行います。

工学専攻では、高度専門職業人、研究者等に必要とされる科学や技術に関連する基礎的素養を涵養するための共通科目と各分野の特色および特徴を活かした講義、演習、実験科目からなる専門科目に基づき高度な専門知識や実践的技術を身につけます。専門講義科目では、学部の専門教育をふまえた各専攻の高度な専門知識の習得を目指し、演習・実験科目においては、実践的研究能力の修得に加え、研究発表能力、プレゼンテーション能力、研究のマネジメント能力、国際性等の修得、養成を目指します。これらの科目の最終段階として2年間の成果をまとめる学位論文作成又は特定課題研究を行い、最終試験により評価します。

# 生命医工学専攻



## 生命医工学専攻の教育・研究の理念と目標

---

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学連携により、学部の垣根を越えた実践型研究教育を実施し、異分野の研究者と大学院生が同じテーマで共に学ぶシステム（異分野融合教育・人と場所の流動型教育）を構築し、下記の社会に資する人材を育成します。

- ・ 稀有の実体験により、産学官連携研究を推進する特殊知識・技能をもつオンリーワン人材
- ・ 製品開発能力をもつ大学研究者・医学的知識をもつ企業研究者などの人材
- ・ 知的財産などを含めた産学官連携イノベーションマネジメントの専門人材
- ・ レギュラトリーサイエンスの専門人材
- ・ 国際舞台で活躍する研究者



## 生命医工学専攻の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

---

生命医工学専攻では、研究科および繊維学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野ごとに定められた修了判定基準に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



## 生命医工学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

---

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学の学士課程で身につけた基礎的な科学技術の素養に基づき、健康・福祉・医療・創薬分野で活躍する高度専門職業人、研究開発者等に必要とされる高度な専門知識、実践的技術力、並びに情報収集・分析能力、情報発信能力及び批判的思考力を含む研究手法を身につけることを目標としています。これを達成するため、学士課程において学んでいない、生命医工学を学ぶ上で必要な医学・工学・生物学などの基礎を習得させる科目を用意するとともに、各専門分野の教育を行います。また、実践的教育を充実させるために、学内外の施設を利用したインターンシップを実施します。学位論文の作成を中心に、セミナー、講義、実験・実習・演習などからなるカリキュラムを策定しています。





# 学 修 心 得

---

## はじめに

この学生便覧は、信州大学大学院学則、学位規程、総合理工学研究科規程などの諸規程を中心に、信州大学の学生として学生生活を送るために、必要事項を定めたもので、極めて重要なものです。入学時において、よく理解・把握しておくこと。

## 在学・修了，履修について

**在学・修了**

**履修計画の立て方**

**単位の認定**

**授業日・時間割**

## 学生生活について

**学生生活について**

**休学・退学について**

**一般的な学生生活上の相談について**

**就職支援について**



# 在学・修了，履修について

## 在学・修了

### ■在学期間

標準修業年限は2年です。また，在学期間は，修業年限の2倍を超えることができません。

### ■進級

1年次から2年次への進級判定はありません。休学と停学期間を除いて12ヶ月在学すると進級します。留年は，修了判定の際にのみ発生し，修業年限を超えた者のみが留年扱いとなります。

### ■修了要件

修了判定は，①「2年以上在学したこと」②「定められた授業科目30単位（各分野のページ参照）を修得したこと」，③「修士学位論文審査等に合格したこと」，④「最終試験に合格したこと」の4項目により判定します。

#### ◇早期修了制度

原則は，2年以上在学した学生でなければ，修士課程を修了することはできませんが，研究科が優れた業績を上げたと認める者に限り，1年以上の在学により，在学期間に関する修了要件を満たすことができる制度です。希望する者は，下記の期限までに指導教員に申し出る必要があります。

＜指導教員・学務係に申し出る期限＞

希望修了月	4月入学生	10月入学生
1年修了申出期限	1年次の10月10日	1年次の4月10日
1.5年修了申出期限	2年次の4月10日	2年次の10月10日

#### ◇留学に伴う計画的特例履修制度

交流協定による交換留学により，標準修業年限内で修了が困難な1年次の学生を対象に，履修期間を最長1年間延ばすことができる制度です。（2年次の学生及び長期履修を認められている学生は申請できません。）希望者は事前に制度が適用されるかどうかを学務係へ確認してください。

#### ◇長期履修制度

職業を有している社会人学生を対象とする制度です。修学の便宜と授業料の軽減を図るため，2年間の授業料で最長4年間在学することができます。希望者は，原則として入学までに申し出ることが必要ですが，入学後でも下記の期限までに学務係に申し出ることにより，制度を利用することができます。

＜指導教員・学務係に申し出る期限＞

入学月	4月入学生	10月入学生
申出期限	1年次の1月末日	1年次の7月末日

### ■修士論文等の提出

修了を希望する者は，下記論文等提出期限までに修士論文審査申請書・修士論文を提出すること。

＜修士論文の提出期限＞

希望修了月	3月修了	9月修了
論文等提出期限	1月末日	7月末日

提出方法等の詳細は指導教員又は各分野の指示に従ってください。

#### ◇論文審査

提出された修士論文は，複数の指導教員により審査されます。

#### ◇最終試験の実施

提出期限翌月20日までのいずれかの日付で最終試験が行われます。分野により日程が異なります。

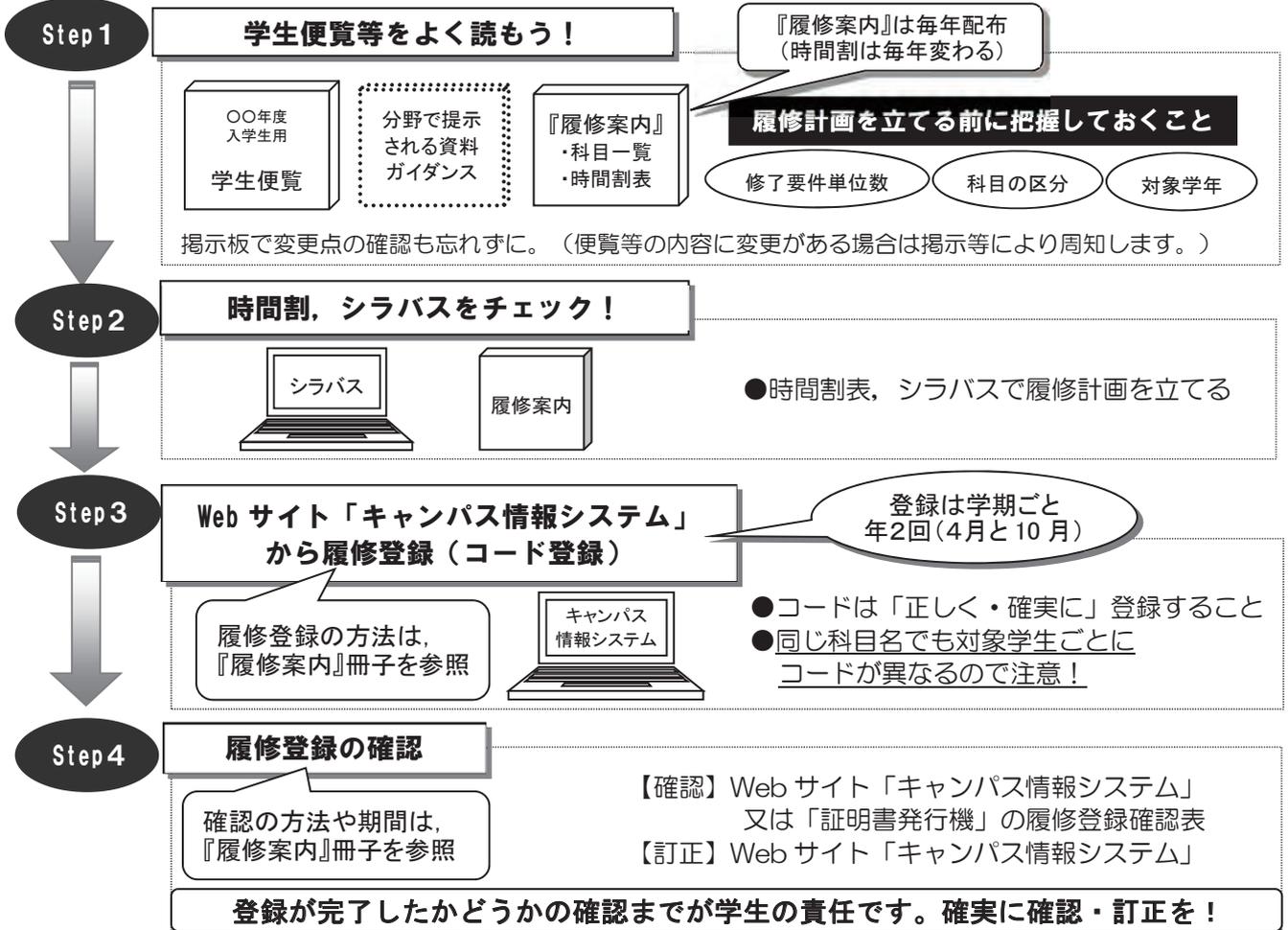
### ■学位の種類

修了時に授与される学位は，工学専攻は修士（工学），生命医工学専攻は修士（医工学）です。

## 研究計画の作成・記録について

本学では，学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を計画を策定した上で行うこととしています。指導教員に助言を受けた上で研究計画を立て計画的に研究を進め，研究計画・研究報告を随時行い，研究進捗について記録してください。記録についての詳細は，指導教員の指示に従ってください。

## 履修計画の立て方（自分の時間割を組む）



## 単位の認定

- 履修科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験，口頭試問，研究報告などによって行い，その可否は当該授業科目担当教員が決定します。
- 各科目の試験の成績の評語は，秀，優，良，可，不可とし，秀，優，良，可を合格，不可を不合格とします。試験に合格した者には，所定の単位を与えます。（詳細は履修案内に記載）
- 成績疑義申し立ては，成績開示日から1週間以内（土日・祝日含む）に，授業担当教員に直接申し出るか，学務係窓口に出ること。

## 授業日・授業時間

### ■学年暦

『履修案内』に掲載しています。授業開始日・振替日などよく確認してください。

### ■授業時間

時限	1	2	昼休み	3	4	5	6
授業時間	9:00~ 10:30	10:40~ 12:10			13:00~ 14:30	14:40~ 16:10	16:20~ 17:50

社会人学生においては，当該年度在学生の希望にあわせ，教員の都合のつく範囲内で，可能な限り柔軟に対応します。

上記時間帯以外に，集中授業・不定時授業があります。『履修案内』の「科目一覧」を確認してください。

### ■台風等による休講

災害・台風・降雪等による休講の可能性がある場合は，大学への電話・メールでの問い合わせはせず，大学の公式ホームページやキャンパス情報システムで各自確認してください。

### ■授業の欠席

本学では，いわゆる授業の公欠制度はありません。急病や近親者の葬儀等でやむを得ず授業を休まなければならない場合は，授業担当教員に直接説明してください。



# 学生生活について

## 学生生活について

※改定される場合は掲示板等で周知します。

### ■学生への伝達

学生への伝達等は、長野（工学）キャンパス学内掲示板及びキャンパス情報システム、メール又は携帯電話等にて行います。掲示板については、登下校時に必ず見るようにしてください。

【学内掲示板の場所…C4（図書館）東側】 工学部ほか問い合わせ先は、巻末「問合せ先」を参照ください。

### ■住所変更等の届け出

引越し等により、本人又は帰省先等の住所・電話番号等に変更があった場合は、必ずキャンパス情報システムから変更登録をしてください。変更登録を怠ると、大学からの緊急時の連絡がとれず、修学に支障をきたすなど不利益になる場合があります。（保証人の変更については学務係窓口へ申し出てください。）

### ■証明書・学生旅客運賃割引証

「在学証明書」「成績証明書」「修了見込証明書（修士2年生）」は学務係にある証明書発行機により交付されます。学生証を持参して画面の案内に従って手続きをすれば、すぐに発行されます。また、「学生旅客運賃割引証（学割証）」も同様に証明書発行機で発行できます。

なお、学割証の発行枚数は1日2枚、有効期間は発行の日から3ヶ月間です。年間1人当たり15枚まで発行できますが、やむを得ない事情の場合は、学務係窓口にご相談ください。

◇証明書発行機の稼働日・時間：平日 8:30～17:00（時間外や、土日祝日は利用できません。）

### ■海外渡航について

海外に渡航する場合、渡航目的に関わらず海外での事件や事故、災害などが発生した場合に備えて、全員「海外渡航届」の提出を義務付けています（個人旅行なども含めて全ての海外渡航が対象）。渡航前に ACSU にログイン後、「海外渡航届」を選択し、必要事項を入力してください。

### ■課外活動施設（体育館・グラウンド・テニスコート・武道場・音楽室）の利用

休日に課外活動施設を使用する場合は、学務係にある「予約簿」で空き状況を確認し施設使用許可願を提出してください。

※サークル等で平日の放課後に定期的に使用する場合は、5月のサークル協議会に出席し、調整が必要です。

### ■奨学金について（貸与型:将来学生自身が返還する、給付型:返還不要）

奨学金は学業・人物ともに優秀な学生や、学資の支弁が困難と認められる学生に対し貸与・給付されるものです。募集等の連絡は、掲示板とキャンパス情報システムで連絡します。

#### ◇独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（貸与型）

奨学金を希望する学生は大学を通じて募集期間内に手続きしてください。

家計に急激な変化が生じた学生は、随時対応となります。学務係窓口へ相談してください。

#### ◇その他の奨学金（貸与・給付型）

大学を通じて募集するものは掲示板とキャンパス情報システムにて通知します。

地方公共団体の奨学金を希望する場合は、各自でそれらの団体へ問い合わせてください。

### ■授業料免除制度

#### ◇経済的理由等による授業料免除（説明会…1月下旬、申請時期…3月、後期分の中途申請も可）

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる学生について、選考の上、その期に納付すべき授業料の全額又は半額が免除される制度があります。授業料免除を希望する学生は、免除説明会で申請書類を受取り、必要事項を記入の上、添付書類を添えて期限までに学務係へ申請してください。説明会等の詳細は掲示板とキャンパス情報システムにて通知します。

## ■学生保険

大学院では活動の幅が格段に広がることから、事故に備え保険への加入を推奨しています。

### ◇ 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

正課中、学校行事・学校施設内・課外活動（クラブ活動）・通学中・学校施設等相互移動中に加入者本人が被った災害傷害に対して必要な給付を行う保険。

#### 【加入手続き】

入学手続き書類に加入案内を同封してありますので、所定の振込用紙に必要事項を記入の上、最寄りの郵便局で保険金を支払うこと。入学後に加入を希望する場合、学務係で振込用紙を受け取ること。（入学後に保険金を払い込んだ場合、払い込んだ日の翌日から保険期間開始となります。）

※休学等の身分異動が生じた際は、所定の手続きが必要となります（保険の適用範囲などが変動する場合があります。詳細は学務係に問い合わせること）。また、万一、事故や傷害が発生した場合は、直ちに学務係に報告するとともに、所定の様式を請求し、届けを提出することが必要です。

### ◇ 学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）

正課、学校行事、ボランティアクラブ等での課外活動及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した事により被る法律上の損害賠償を補償する保険。インターンシップ、教育実習等の際に受入れ先から学研賠への加入を求められることがあるため、加入を推奨しています。

#### 【加入手続き】

学研災と同様。ただし、学研賠単独での加入はできないため、学研災と併せて加入すること。

### ◇ 学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

学研災及び学研賠では補償が不足すると思われる場合に加入する保険。私生活を含む24時間のケガや病気、賠償事故等を補償するもの。詳細のパンフレットは、松本キャンパス学生総合支援センターまたは工学部学務係にあります。付帯学総単独での加入はできないため、学研災と併せて加入すること。

### ◇ 学研災付帯海外留学保険（略称：付帯海学）

留学や海外出張で渡航している期間中の病気や事故を総合的に補償する海外旅行保険。対象となる海外渡航を行う学生が加入することを推奨しています。付帯海学単独での加入はできないため、学研災と併せて加入すること。

### ◇ 大学生協が窓口となっている保険

信州大学生生活協同組合（生協）でも、広範囲を補償する学生総合共済（生命・火災）・学生賠償扶養者死亡保障等の学生保険を取り扱っています。

## ◆ 補償内容早見表

補償内容 保険		補償内容				
		正課・学校行事中、クラブ活動中等の自身のケガ	正課・学校行事中等の他人に対する賠償（クラブ活動は除く）	クラブ活動中の他人に対する賠償	日常生活を含む自身の病気、ケガ	日常生活での他人に対する賠償
(ア)	学研災+学研賠	○	○	×	×	×
(イ)	学研災+付帯学総	○	○	○	○	○
(ウ)	学生総合共済（生命） +学生賠償	○	○	○	○	○

## ■安全の手引き

工学部では、信州大学工学部環境方針を遵守し、工学部のエコキャンパス化を推進しています。実験や実習及び日常生活において、安全を保つために必要最低限心得ておくべき基本的な事項、万一事故が発生した場合に的確に対処すべき行動についてまとめてあるので熟読しておくこと。また、実験・実習の内容は学科や研究室によって異なるので、この手引き以外の事項については、各学科や研究室でそれぞれの内容に応じた指導や注意を厳守すること。

◇安全の手引きの URL [http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/engineering/ems/lmt/tebiki\\_jpn.pdf](http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/engineering/ems/lmt/tebiki_jpn.pdf)

## 休学・退学について

休学、復学、休学延長及び退学のように学籍に関わる身分の異動を希望する者は、原則1ヶ月前までに工学部学務係へ申請してください。（転専攻、転分野、長期履修生の申請時期等は別途確認のこと）

申請する前に、所属分野の指導教員及び保証人（親等）と十分に相談し、承諾を得てください。申請用紙は、学務係で配布します。申請期限に間に合わない等、その他不明な点は、早めに学務係へ相談してください。【問い合わせ先 TEL：026-269-5057】

日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている学生や長期履修の学生が身分の異動を希望する場合、併せて必要な提出書類があるので、学務係へ申し出てください。

### 休学

（大学院学則 48 条）

在学中に次の理由により、引き続き3ヶ月以上修学することができない者で、休学を希望する者は、事前に所定の「休学願」により願い出て、学長の許可を得なければなりません。

なお、下記以外の理由では許可されないの注意してください。

休学の理由	必要事項
病気のため	願に加療期間が明記された医師の診断書を添付
経済的理由のため	願の申し立て欄に詳細な事由を記載
留学のため [大学との交流協定によるものは除く]	留学先の入学許可書等を添付
公共的な事業に参加するため [国又は地方公共団体等の求めによる場合]	願の申し立て欄に詳細な事由を記載
上記の事項と同等以上の事情のため ※業務多忙のため（社会人学生）	願の申し立て欄に詳細な事由を記載

#### 【注意事項】

期 間……1回の申請により休学できる期間は、3ヶ月以上1年以内です。

授業料……授業料納入期限前に休学が許可された場合、休学中は授業料を支払う必要はありません。

在学年数……休学している期間は、修了に必要な在学年数にカウントされません。

よって、修了時期が延期されることとなります。（9月修了制度あり）

また休学中に卒業は出来ないので注意してください。

復 学……許可された休学期間が満了する際は、「復学届」に記入し学務係に提出すること。

休学延長……許可された休学期間の満了後、延長して休学したい場合、延長申請の手続きを行うこと。休学できる期間は通算して24ヶ月（2年間）です。

### 退学

（大学院学則 53 条）

退学を希望する者は、事前に理由を付して所定の「退学願」に必要事項を記入し、指導教員の署名・押印のうえ、学務係に提出してください。学長の承認を得た上で退学が許可されます。

なお、退学希望期日の属する学期の授業料を完納しなければ、退学は許可されません。

## 一般的な学生生活上の相談について

長野（工学）キャンパスでは、学務係窓口のほか、保健室において専門のカウンセラーに相談することもできます。気軽に何でも相談してください。

<長野（工学）キャンパス>（保健室 TEL：026-269-5077）

・保健室 URL：<http://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/engineering/student/hoken/>

・カウンセラーによる学生相談申込の WEB 予約フォーム：

上記保健室のホームページ内、又は、ACSU (<https://acsu.shinshu-u.ac.jp/ActiveCampus/>) から予約できます。

## 就職支援について

就職活動の支援は、C7棟（生協購買部）2階の就職支援室で行っています。求人情報・各種パンフレットは就職支援室に多くあり、専任の教職員に相談することができます。詳しくは信州大学工学部ホームページを参照してください。

<長野（工学）キャンパス>（就職支援室 TEL：026-269-5595）

・就職支援室 URL：<http://engshien.shinshu-u.ac.jp/shushoku/student.htm>



# プログラム，教職課程

---

山岳科学教育プログラム

航空機システム共同研究講座

教職課程について

# 山岳科学教育プログラム（筑波大、静岡大、山梨大との連携教育プログラム）

日本初の山岳科学を研究テーマとする教育プログラムです。山岳科学は山岳環境の様々な要因による変化と人間の営みとの関係を総合的に探求し、山岳環境と人間生活の持続可能な関係を確立する学問領域です。山岳環境問題を生物圏・地球圏・人間圏から捉え、実際的かつ臨臨的に対処し、問題解決を成し遂げる人材を養成します。連携4大学の講義及び指導を受けることができ、多様なフィールドステーションでの実習・研究活動に参加できます。修了時には、山岳科学教育プログラムを修了したことを証明する修了証（サーティフィケート）が授与されます。

## プログラムの特徴

信州大学・筑波大学 静岡大学・山梨大学が連携して学ぶ

各大学の多様なフィールドステーションでの実習・研究活動に参加できる

山岳を対象としたインターンシップに参加できる  
(環境省国立公園レンジャーなど)

山岳地域を取り巻く諸問題を総合的に解決できる人材を育成

山岳生態系の持続的管理に対応できる人材を育成

修了時にはプログラム修了証を授与

## 山岳科学教育プログラム(工学専攻)修了要件

(1) 専攻の修了要件を満たし、山岳科学教育科目の

- ・「山岳科学概論A」
- ・「山岳科学概論B」
- ・「山岳フィールド実習A」
- ・「山岳フィールド実習B」

の4単位並びに山岳科学に関する科目群より4単位以上（生物圏、地球圏、人間圏から2つ以上の群を含む）の計8単位以上を修得すること。

(2) プログラムを履修している期間に開催される山岳科学学術集会に毎年参加し、発表を行うこと。  
(3) 提出された修士論文が工学と山岳科学の双方に関するものと認められること。



## 修了生の活躍が期待される場

- ◆山岳域を抱える県・地方自治体
- ◆環境省・国土交通省・林野庁等の省庁関連機関
- ◆環境コンサルタント・アセスメント系企業
- ◆国立研究開発法人／地方研究機関等の研究員など

※ プログラムに参加を希望をする場合、別途申請が必要です。また、他専攻・他大学で開講する科目を受講する際には別途手続きが必要です。詳細は学務係へお問い合わせください。

## 山岳科学教育プログラム 授業科目一覧 1/2

科目区分	授業科目	単位数	形態	対象学年	備考
山岳科学教育科目	山岳科学概論A	1	講義	1・2	【必修】4大学共同開催
	山岳科学概論B	1	講義	1・2	
	山岳フィールド実習A	1	実習	1・2	
	山岳フィールド実習B	1	実習	1・2	

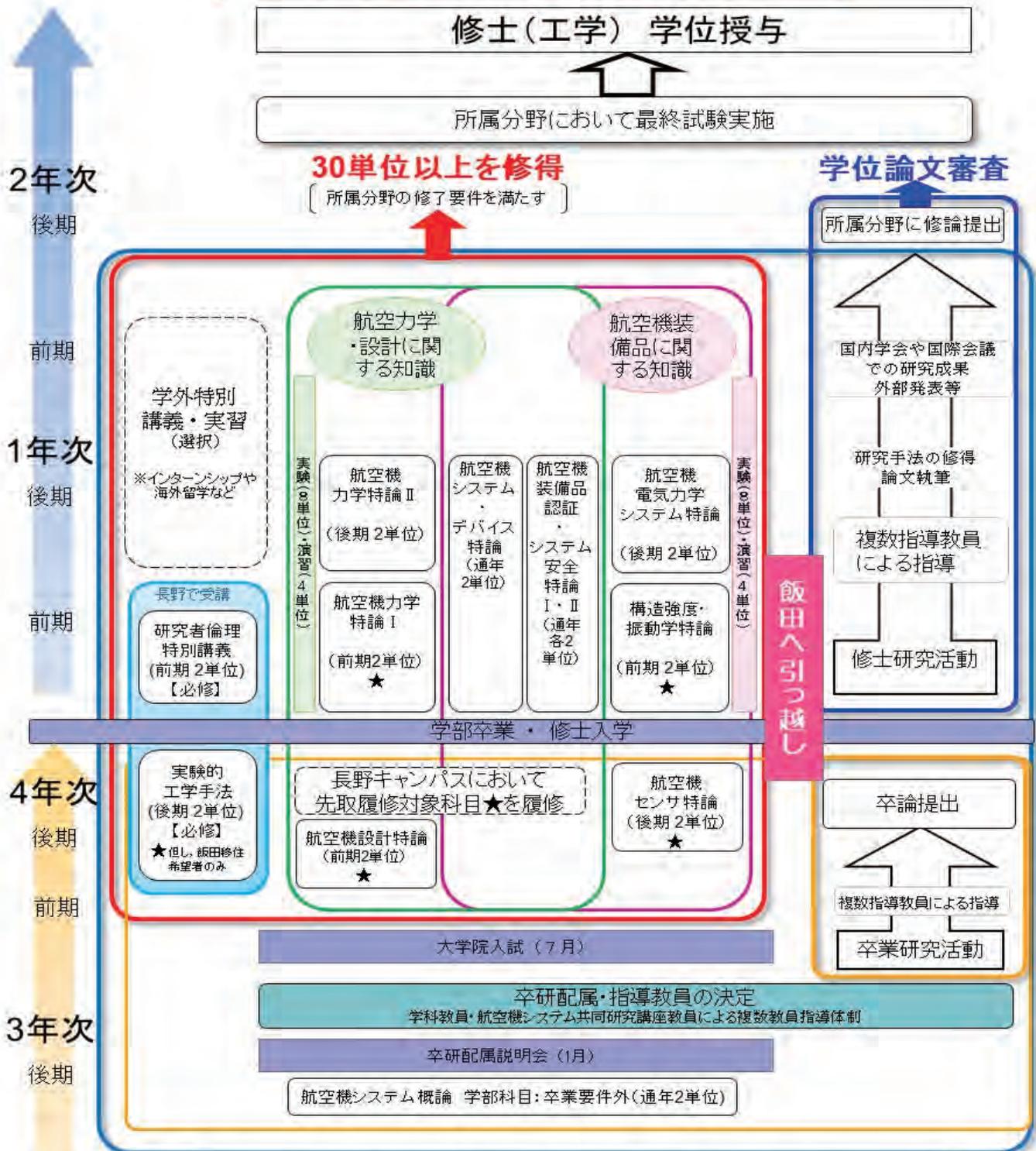
# 山岳科学教育プログラム 授業科目一覧 2/2

区分	授業科目	形態	単位数	対象学年	備考	
山岳科学に関する科目	生物圏	森林生態学特論	講義	2	1・2	農学専攻
		森林資源利用学特論	講義	2	1・2	
		木材理学特論	講義	2	1・2	
		緑地環境評価学特論	講義	2	1・2	
		菌類共生科学特論	講義	2	1・2	
		植物資源生産学特論Ⅱ	講義	2	1・2	
		生産環境システム学特論Ⅰ	講義	2	1・2	理学専攻
		系統発生学	講義	2	1・2	
		情報生理学	講義	2	1・2	
		発生学	講義	2	1・2	
		遺伝子情報学	講義	2	1・2	
		植物病理学	講義	2	1・2	
		化学生態学	講義	2	1・2	
		地域環境学Ⅰ	講義	2	1・2	
		地域環境学Ⅱ	講義	2	1・2	
		根圏生態学	講義	2	1・2	
	集水域システム論	講義	2	1・2		
	地球圏	山地保全学特論	講義	2	1・2	
		古環境復元論	講義	2	1	理学専攻
		古環境変動論	講義	2	1	
		地殻構造形成論	講義	1	1	
		シーケンス層序学	講義	2	1	
		変形構造解析論	講義	1	1	
		変成岩解析論	講義	1	1	
		鉱物学特論	講義	1	1	
		岩石磁気学	講義	1	1	
		進化生態学	講義	2	1・2	
		植物進化学	講義	2	1・2	
進化生態遺伝学		講義	2	1・2		
環境計測学	講義	2	1・2			
堆積学特論	講義	2	1・2			
大気陸面相互作用論	講義	2	1・2			
人間圏	環境共生学特論	講義	2	1・2	農学専攻	
	地域環境計画学特論	講義	2	1・2		
	生物・食資源生産学特論	講義	2	1・2		
	植物資源生産学特論Ⅰ	講義	2	1・2	工学専攻	
	サステナブル建築設計学	講義	2	1・2		
	建築史学特論	講義	2	1・2		
	都市環境設計学	講義	2	1・2		
他大学履修科目	山岳科学連携講義Ⅰ～Ⅵ	講義	1	1・2	他大学の山岳科学に関する科目を履修した場合に、左記の科目に読替えることができます。その読替については、連携大学大学院の指定に準じます。	
	山岳科学連携演習Ⅰ～Ⅵ	演習	1	1・2		



各学科で学んだ知識を基礎として、航空機に特化した力学・設計・システムや航空機に使用される様々な装備品について授業や研究活動を通じて学びます。

## 学部-修士における履修例



- ・修了要件、修論提出、修論発表など、学生の所属分野の要件を適用
- ・指導教員は、航空機システム共同研究講座教員・分野指導教員の複数指導体制
- ・航空機システム関連科目の授業は遠隔システムにより受講できる科目があります
- ・4年次に「航空機システム概論(通年不定期、卒業要件外)」を履修してください
- ★・・・修士先取り履修制度対象科目(4年次でも履修可、別途手続き必要)

## 航空機システム共同研究講座 科目一覧(工学専攻 分野共通科目)

登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考
				1年次		2年次		
				前	後	前	後	
TS2215--	航空機力学特論Ⅰ	講義	2	○				遠隔講義にて長野(工学)キャンパスでも受講可能
TS2225--	航空機力学特論Ⅱ	講義	2		○			
TS2235--	航空機設計特論	講義	2	○				
TS2245--	航空機センサ特論	講義	2		○			
TS2255--	構造強度・振動学特論	講義	2	○				
TS2265--	航空機電気力学システム特論	講義	2		○			
TS2405--	航空機システム・デバイス特論	講義	2	○				飯田サテライトキャンパス開講
TS2385--	航空機装備品認証・システム安全特論Ⅰ	講義	2	○				
TS2275--	航空機装備品認証・システム安全特論Ⅱ	講義	2	○				
TS2285--	航空機力学・設計演習Ⅰ	演習	2	○				
TS2296--	航空機力学・設計演習Ⅱ	演習	2			○		
TS2305--	航空機力学・設計特別実験Ⅰ	特別実験	4	○				
TS2316--	航空機力学・設計特別実験Ⅱ	特別実験	4			○		
TS2325--	航空機電気機械応用演習Ⅰ	演習	2	○				
TS2336--	航空機電気機械応用演習Ⅱ	演習	2			○		
TS2345--	航空機電気機械応用特別実験Ⅰ	特別実験	4	○				
TS2356--	航空機電気機械応用特別実験Ⅱ	特別実験	4			○		

### 多角的な視点から物事を俯瞰できる 自立した高度技術者へ

#### TV会議システムを利用した 遠隔講義

長野(工学)キャンパスと南信州・飯田サテライトキャンパスをTV会議システムで結び、遠隔で講義を受講することができる科目もあります。



本研究講座では「航空機装備品」「航空機システム」について研究活動を行います。各自の学んできた知識・技術(要素技術)が航空機の「どの部分に」「どのように関わっているのか」を講義・研究活動を通して体得します。大学院では、専門分野を同じとする仲間と過ごす時間が多くなりがちですが、航空機システムに関する分野は多岐にわたり専門分野の異なる人もいます。「航空機」という共通テーマを軸に、様々な視点から航空機システムにアプローチする力・俯瞰力を自然と身に付けることができます。

本研究講座に所属していない場合も、遠隔講義にて長野(工学)キャンパスで受講可能な科目があります。

研究活動の拠点： 南信州・飯田サテライトキャンパス  
(「産業振興と人材育成の拠点(エス・バード)」内)

## 教職課程について

修士課程では、一種免許状（学部で単位修得）をもとに、専修免許状を取得することができます。

### ■所要資格

専修免許状を取得するためには、修士の学位を有し、かつ大学において教科及び教科の指導法に関する科目（本研究科においては「教科に関する科目」）を24単位以上修得する必要があります。

### ■教員免許状の種類について

取得できる免許状の種類と教科は以下のとおりです。

#### 【工学専攻】

分野名	免許状の種類及び免許教科	
	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
物質化学分野	理科	理科・工業
電子情報システム工学分野	-	情報・工業
水環境・土木工学分野	理科	理科・工業
機械システム工学分野	理科	理科・工業
建築学分野	-	工業

#### 【生命医工学専攻】

分野名	免許状の種類及び免許教科	
	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
生命工学分野	理科	理科
生体医工学分野	理科	理科

### ■修得すべき科目

各分野の授業科目一覧に、教職対応科目が示されています。自分の所属する分野の免許状取得に必要な科目の単位を修得してください。これらの単位は修了に必要な単位として認定されます。

自分の所属する分野の教科以外の免許状を取得しようとする場合は、当該免許状を取得できる分野の「教科及び教科の指導法に関する科目」を修得する必要があります。

また、修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は、中学・高校の両方の単位として認定されます。

### ■工学部教職科目の履修（一種免許状取得）について

工学部の教職関係科目を履修する場合、検定料・入学料・授業料の全てが免除となります。学部のとりに取り逃した科目を履修し、一種免許状を取得することも可能です。（教職科目に関する単位をほとんど取得していない状態では、修士2年間で一種免許状を取得することは困難です。）履修手続きについては『履修案内』を確認してください。

### ■教員免許状の申請手続きについて

総合理工学研究科では、専修免許状発行の一括申請を行っています。（11月頃申請書類配布）所定の期日（12～1月頃に掲示）までに学務係に忘れずに申請してください。

不明な点は学務係まで問い合わせてください。



# 工学専攻

---

修了に必要な単位数

分野以外の科目の履修

他研究科等での研究指導

研究科共通・工学専攻共通科目一覧

分野授業科目一覧

物質化学分野

---

電子情報システム工学分野

---

水環境・土木工学分野

---

機械システム工学分野

---

建築学分野

---



# 工学専攻のカリキュラム

## 修了に必要な単位数

### 工学専攻（全分野）

講義 14単位以上（研究科共通必修2単位，専攻共通必修2単位を含む），演習4単位以上，特別実験4単位以上，計30単位以上を修得する。ただし，講義8単位以上は選択した分野科目を，演習4単位以上及び特別実験4単位以上は選択したユニット又は分野共通科目を選択すること。

<修了に必要な単位数>

講義				演習	特別実験・実習	合計
研究科必修科目	専攻必修科目	分野科目	選 択	選択したユニット または分野共通科目	選択したユニット または分野共通科目	
2単位	2単位	8単位以上		4単位以上	4単位以上	30単位 以上
14単位以上						
自由単位 8単位以上 (分野によって別途指定される場合があります。)						

## 分野以外の科目の履修

修了に必要な単位は，原則自身の所属する分野の科目（自分分野科目）を修得しますが，教育上有益と認めるときは，自分分野以外の科目を履修することができます。

授業科目の種類別	修了に必要な単位として算入できる数	(例) 工学専攻〇〇分野の場合
自分分野科目	制限なし	←〇〇分野の科目
自専攻科目		←〇〇分野以外の工学専攻の科目
自研究科共通科目		←総合理工学研究科共通科目
他専攻科目		←生命医工学専攻・繊維学専攻・理学専攻などの科目
他研究科科目	合計で10単位以内 履修には研究科の承認が必要	←経営大学院・教育学研究科などの科目
他大学院科目		←他大学大学院の科目
学部の科目	算入できない	←工学部の授業科目

※他専攻・学部授業の授業科目の履修（総合理工学研究科規程第11条参照）

指導教員が特に必要と認めるときは，他専攻及び工学・繊維学部等の講義科目を履修することができます。ただし，学部授業の認定単位は，修了に必要な単位に算入できません。また，「科目等履修生」の手続きが必要になります。前期・通年科目は前期履修登録期限，後期科目は後期の履修登録期限までに手続きを済ませる必要があるため，早めに学務係に申し出てください。

※他研究科・他大学院の授業科目の履修（総合理工学研究科規程第12条，13条参照）

本研究科が教育上有益と認めるときは，本学の他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修することができ，修了に必要な単位として参入することができます。〔別途手続きが必要〕

※入学前に修得した単位（先取り履修を含む）（総合理工学研究科規程第15条参照）

本研究科が教育上有益と認めるときは，学生が入学前に修得した単位について，修了に必要な単位として算入することができます。〔履修登録期間中に別途手続きが必要〕

## 他研究科等での研究指導

本研究科が教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができます。なお，研究指導を受ける期間は1年を超えないものとします。

(総合理工学研究科規程第14条参照)

## 研究科共通科目

各専攻で、専門分野の基盤となる知識を学び、研究能力、論理的思考力や課題解決能力など「専門性」を身に付けることはもちろんですが、専門分野の知識以外にも、実際に研究を始める際に知っておくべき知識や必要なスキル、また、自分の専門分野が社会全体の中でどのような位置づけにあるか認識し、自らの専門性を柔軟かつ広く活かして解決するための力を身に付ける必要があります。このような観点から、「大学院共通科目」や「研究科共通科目」を設定しています。

★対象学年は、変更になる可能性があります。（毎年、『履修案内』で要確認）

大学院・研究科共通科目								教職		
区分	登録コード ※下2桁の数字は『履修案内』参照	授業科目名	形態	単位数	対象学年				備考	
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
研究科共通科目	FS1025--	MOT特論	講義	2	○		○		上田キャンパス開講	
	FS1035--	産学連携特別講義	講義	2	○		○		上田キャンパス開講	
	FS1045--	国際連携特別講義Ⅰ	講義	2	○		○		上田キャンパス開講 英語	
	FS1055--	国際連携特別講義Ⅱ	講義	2	○		○		上田キャンパス開講 英語	
	TS1065--	科学英語	講義	2		○		○	松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	TS1075--	大学院と社会	講義	2	○		○		松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	TS1085--	臨床医学概論	講義	2		○		○	松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	TS1095--	研究者倫理特別講義	講義	2	○		○		【全員必修】	
	TS1105--	科学技術政策特論	講義	2		○		○	隔年開講 SUNS開講	◎
	TS1135--	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計	講義	2	○		○		SUNS開講	
	TS1145--	総合日本語Ⅰ	講義	2	○		○		留学生対象 修了要件外 松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	TS1155--	総合日本語Ⅱ	講義	2		○		○	留学生対象 修了要件外 松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	TS1165--	大学発技術系ベンチャー実践論	演習	2	○				長野（工学）キャンパス開講	

◎は大学院共通科目としても開講しています。（他研究科の学生も履修可）

※「山岳科学教育プログラム」の関連科目はp14に掲載しています

## 工学専攻共通科目

工学専攻共通科目								教職		
区分	登録コード ※下2桁の数字は『履修案内』参照	授業科目名	形態	単位数	対象学年				備考	
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
専攻共通科目	TS2005--	実験的工学手法	講義	2	○	○			【工学専攻必修】 ※受講期指定あり	
	TS2015--	応用数学特論	講義	2	○					
	TS2025--	応用物理学特論	講義	2	○					
	TS1015--	Think --Communicate-- Like a Scientist	講義	2	○		○			
	TS2365--	経営者から学ぶ技術経営A	講義	1	○		○			
	TS2375--	経営者から学ぶ技術経営B	講義	1	○		○			

# 物質化学分野 ディプロマポリシー

- 身のまわりの物質や材料、自然現象を専門的知識に基づいて化学的に考察でき、自ら問題点を発見し、解決する能力を有している
- 高度な専門知識、総合的な判断力をもって研究開発を行うことができる研究者・技術者としての能力を有している
- 専門知識と経験に基づいて、化学実験を計画・実施・解析できる能力と応用する能力をもつ
- 化学者として自らの思考・判断を論理的に説明するためのプレゼンテーション能力をもち、発展的な議論に展開できる能力を持つ
- 化学に対する幅広い専門知識を有し、社会・環境に対する化学の影響を意識したバランスの良い論理的判断を行うことができる
- 専門知識を総合的に活用し、世界的な視野から最先端の化学技術の発展に貢献できる

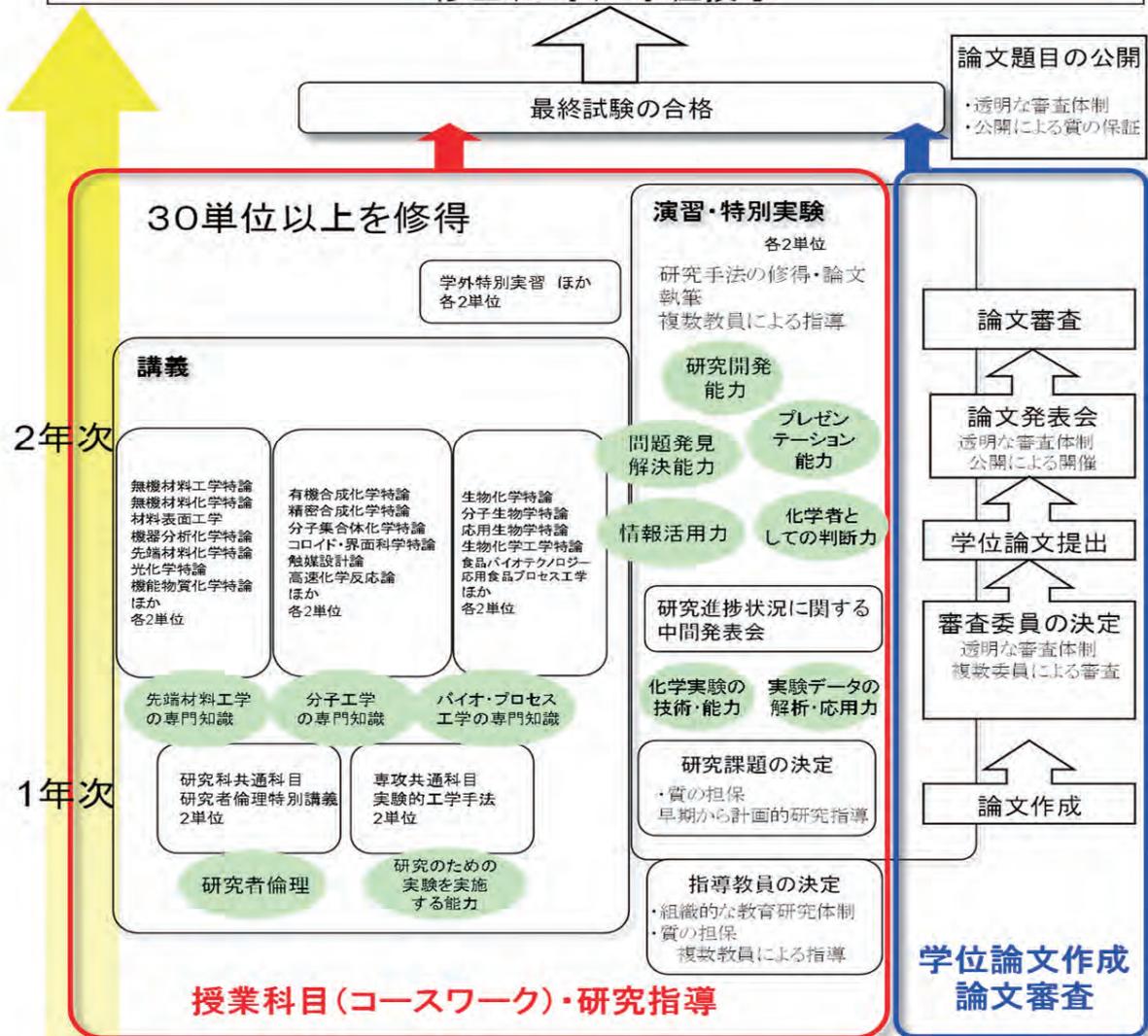
## 物質化学分野 履修プロセス概念図

### 工学専攻ディプロマポリシー

以下の知識と能力を有する人材

- 工学分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
- 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える工学分野の高度な専門知識と実践的技術力
- さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
- 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力

### 修士(工学) 学位授与



### 工学専攻

- 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に積極的に取り組む人
- 世界をリードする科学・技術を担う研究者あるいは高度専門職業人を目指す人
- 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人

★対象学年は、変更になる可能性があります。(毎年、『履修案内』で要確認)

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職  教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
先進材料工学ユニット	TSB015--	無機材料工学特論	講義	2	○		○			理
	TSB026--	無機材料工学演習	演習	2	○		○			理
	TSB035--	無機材料工学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					理
	TSB046--	無機材料工学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			理
	TSB055--	無機材料化学特論	講義	2	○		○			工
	TSB066--	無機材料化学演習	演習	2	○		○			工
	TSB075--	無機材料化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					工
	TSB086--	無機材料化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			工
	TSB095--	材料表面工学	講義	2	○		○			理
	TSB106--	電気化学演習	演習	2	○		○			理
	TSB115--	電気化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					理
	TSB126--	電気化学特別実験Ⅱ	特別実験	2	○		○			理
	TSB135--	機器分析化学特論	講義	2		○		○		工
	TSB146--	機器分析化学演習	演習	2	○		○			工
	TSB155--	機器分析化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					工
	TSB166--	機器分析化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			工
	TSB175--	先進材料化学特論	講義	2	○		○			理
	TSB186--	先進材料化学演習	演習	2	○		○			理
	TSB195--	先進材料化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					理
	TSB206--	先進材料化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			理
	TSB215--	光化学特論	講義	2		○		○		理
	TSB226--	光化学演習	演習	2	○		○			理
	TSB235--	光化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					理
	TSB246--	光化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			理
	TSB255--	機能物質化学特論	講義	2		○		○		工
	TSB266--	機能物質化学演習	演習	2	○		○			工
	TSB275--	機能物質化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					工
	TSB286--	機能物質化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			工
分子工学ユニット	TSC0015--	有機合成化学特論	講義	2		○		○		理
	TSC036--	有機合成化学演習	演習	2	○		○			理
	TSC055--	有機合成化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					理
	TSC066--	有機合成化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			理
	TSC025--	分子集合体化学特論	講義	2		○		○		理
	TSC046--	分子集合体化学演習	演習	2	○		○			理
	TSC075--	分子集合体化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					理
	TSC086--	分子集合体化学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			理
	TSC095--	コロイド・界面科学特論	講義	2	○		○			工
	TSC106--	コロイド・界面科学演習	演習	2	○		○			工
	TSC115--	コロイド・界面科学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					工
	TSC126--	コロイド・界面科学特別実験Ⅱ	特別実験	2			○			工
	TSC135--	触媒設計論	講義	2		○		○		工
	TSC146--	触媒設計演習	演習	2	○		○			工

区分	登録コード ※下2桁の数字は『履修案内』参照	授業科目名	形態	単位数	対象学年				備考	教職 教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
分子工学ユニット	TSC155--	触媒設計特別実験Ⅰ	特別実験	2	○				工	
	TSC166--	触媒設計特別実験Ⅱ	特別実験	2			○		工	
	TSC175--	高速化学反応論	講義	2		○		○	理	
	TSC186--	高速化学反応演習	演習	2	○		○		理	
	TSC195--	高速化学反応特別実験Ⅰ	特別実験	2	○				理	
	TSC206--	高速化学反応特別実験Ⅱ	特別実験	2			○		理	
	TSC215--	精密合成化学特論	講義	2	○		○			
	TSC226--	精密合成化学演習	演習	2	○		○			
	TSC235--	精密合成化学特別実験Ⅰ	特別実験	2	○					
	TSC246--	精密合成化学特別実験Ⅱ	演習	2	○		○			
バイオ・プロセス工学ユニット	TSD015--	生物化学特論	講義	2	○		○		理	
	TSD025--	分子生物学特論	講義	2	○		○		理	
	TSD035--	応用生物学特論	講義	2	○		○		理	
	TSD045--	生物化学工学特論	講義	2	○		○		理	
	TSD056--	バイオ・プロセス工学演習Ⅰ	演習	2	○		○		工	
	TSD066--	バイオ・プロセス工学演習Ⅱ	演習	2	○		○		工	
	TSD076--	バイオ・プロセス工学特別実験Ⅰ	特別実験	4	○		○		工	
	TSD086--	バイオ・プロセス工学特別実験Ⅱ	特別実験	4	○		○		工	
	TSD145--	機能性食品特別講義	特別実験	1	○		○			
分野共通	TS2035--	応用解析学特論	講義	2		○				
	TS2045--	数理解析特論	講義	2		○				
	TS2395--	応用関数解析特論	講義	2		○				
	TS2056--	応用数学演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2066--	応用数学演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2076--	応用数学演習Ⅲ	演習	2	○		○			
	TS2086--	応用数学特別実験Ⅰ	特別実験	4	○		○			
	TS2096--	応用数学特別実験Ⅱ	特別実験	4	○		○			
	TS2106--	応用数学特別実験Ⅲ	特別実験	4	○		○			
	TS2176--	数理情報学応用特論	講義	2		○		○		
	TS2186--	数理情報学応用演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2196--	数理情報学応用演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2206--	数理情報学応用特別実験	特別実験	4	○		○			
	TS2115--	物理工学特論Ⅰ	講義	2		○				
	TS2125--	物理工学特論Ⅱ	講義	2	○					
	TS2135--	応用物理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TS2146--	応用物理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TS2155--	応用物理特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					
	TS2166--	応用物理特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			
	TSA015--	学外特別講義	講義	2	○		○			
	TSA025--	学外特別実習Ⅰ	特別実験	2	○		○			
TSA035--	学外特別実習Ⅱ	特別実験	2	○		○				

※「航空機システム共同研究講座」に関連する科目につきましてはp17に掲載しています

# 電子情報システム工学分野 ディプロマポリシー

- 1 数学・物理学の基礎知識に加え、電気電子工学、通信工学、情報工学に関する専門的な知識を修得・活用することができる。
- 2 人類、社会の平和的・持続的発展のために、自然、社会、歴史、文化に対する幅広い教養を持ち、電子情報システム技術の社会、環境に対する影響について、倫理観を持って判断できる。 自らの考えを他者に理解できるように伝達すると共に、相手の考えを十分に把握して論理的に討議できる高いコミュニケーション能力を有する。
- 3 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える電気電子工学に関する専門的な実験・演習を遂行し、様々な物理現象を解析できる。
- 4 さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力と深い基礎知識を活用し、電気電子工学、通信工学、情報工学に関する研究を遂行できる。
- 5 エネルギー・エレクトロニクス・情報通信分野に関する専門知識を修得し、グローバルな視点から知識を活用することができる。
- 6 コンピュータのハードウェア、ソフトウェアに関する高度な要素技術を理解し、ハードウェア、ソフトウェア、及びコンピュータ応用分野における卓越したシステムの設計、試作、評価を行うことができる。
- 7 コンピュータソフトウェアに関する専門知識及び卓越したプログラミング技術を有する。

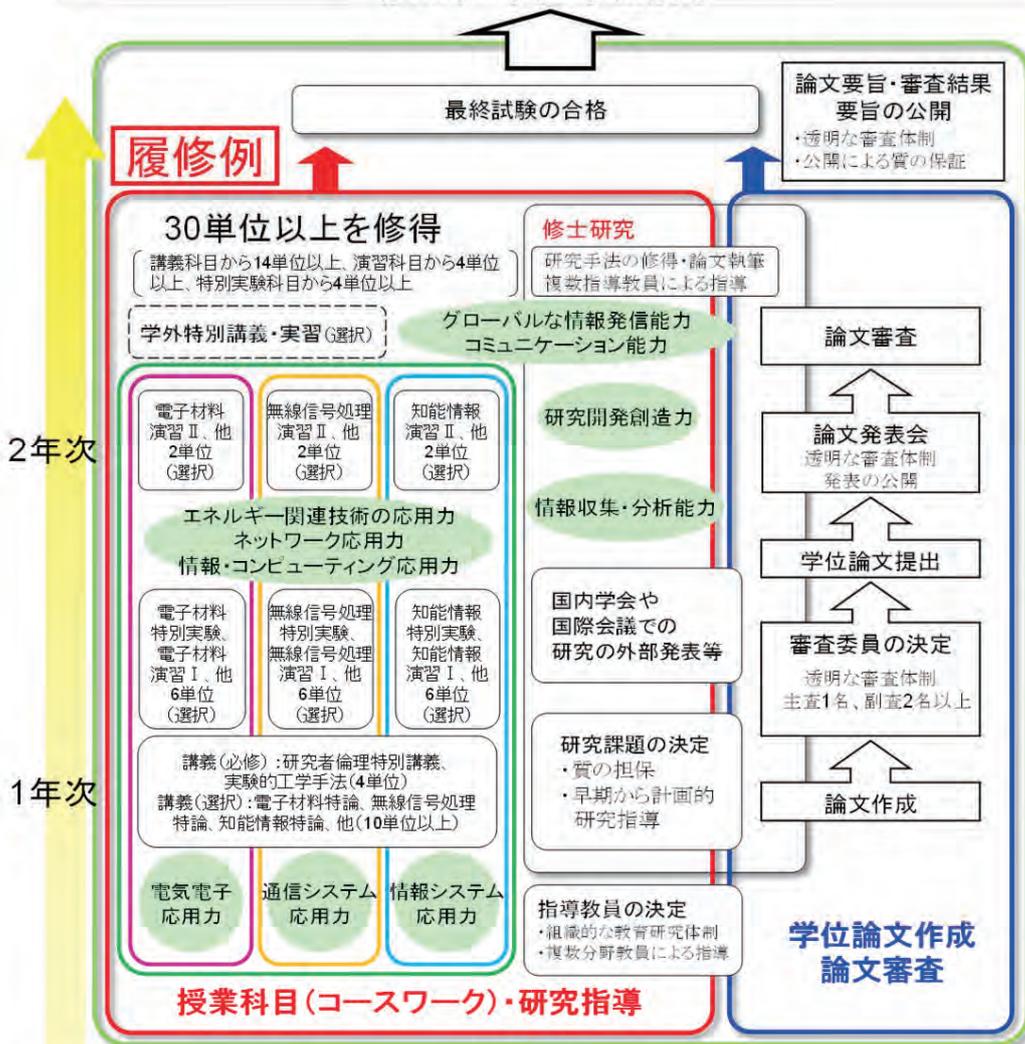
## 電子情報システム工学分野履修プロセス概念図

### 工学専攻ディプロマポリシー

以下の知識と能力を有する人材

1. 工学分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える工学分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力

### 修士(工学) 学位授与



### 工学専攻

1. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に積極的に取り組む人
2. 世界をリードする科学・技術を担う研究者あるいは高度専門職業人を目指す人
3. 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人

★対象学年は、変更になる可能性があります。(毎年、『履修案内』で要確認)

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職 教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
電気電子ユニット	TSG125--	光エレクトロニクス特論	講義	2	○					工
	TSG165--	光エレクトロニクス演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG366--	光エレクトロニクス演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG205--	光エレクトロニクス特別実験	特別実験	4	○					
	TSG285--	電気エネルギー変換工学特論	講義	2		○				工
	TSG295--	電気エネルギー変換工学演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG376--	電気エネルギー変換工学演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG305--	電気エネルギー変換工学特別実験	特別実験	4	○					
	TSG585--	電磁気応用工学特論	講義	2	○					
	TSG595--	電磁気応用工学演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG606--	電磁気応用工学演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG615--	電磁気応用工学特別実験	特別実験	4	○					
	TSG115--	エネルギー・高周波デバイス特論	講義	2	○					工
	TSG175--	エネルギー・高周波デバイス演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG386--	エネルギー・高周波デバイス演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG215--	エネルギー・高周波デバイス特別実験	特別実験	4	○					
	TSG135--	結晶成長特論	講義	2		○				工
	TSG055--	結晶成長演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG396--	結晶成長演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG085--	結晶成長特別実験	特別実験	4	○					
	TSG225--	環境磁界発電特論	講義	2		○				工
	TSG245--	環境磁界発電演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG406--	環境磁界発電演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG265--	環境磁界発電特別実験	特別実験	4	○					
	TSG025--	電子材料特論	講義	2	○					工
	TSG035--	電子材料演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG416--	電子材料演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG065--	電子材料特別実験	特別実験	4	○					
	TSG105--	強誘電体材料特論	講義	2		○				工
	TSG155--	強誘電体材料演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG426--	強誘電体材料演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG195--	強誘電体材料特別実験	特別実験	4	○					
	TSG535--	電子物性特論	講義	2	○					
TSG545--	電子物性演習Ⅰ	演習	2	○						
TSG556--	電子物性演習Ⅱ	演習	2			○				
TSG565--	電子物性特別実験	特別実験	4	○						
TSG235--	磁気回路特論	講義	2	○					工	
TSG255--	磁気回路演習Ⅰ	演習	2	○						
TSG476--	磁気回路演習Ⅱ	演習	2			○				
TSG275--	磁気回路特別実験	特別実験	4	○						
TSG015--	CMOSアナログ集積回路設計特論	講義	2	○					工	

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職  教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
電気電子 ユニット	TSG045--	CMOSアナログ集積回路設計演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG486--	CMOSアナログ集積回路設計演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG075--	CMOSアナログ集積回路設計特別実験	特別実験	4	○					
	TSG495--	光電変換デバイス特論	講義	2	○					
	TSG505--	光電変換デバイス演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSG516--	光電変換デバイス演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSG525--	光電変換デバイス特別実験	特別実験	4	○					
	TSG575--	信頼性工学	講義	2	○		○			
	TSG325--	電気電子工学特論	講義	2	○		○			
	TSG335--	ソフトウェア工学特論	講義	2	○		○			
	TSG345--	モバイル制御特論	講義	2		○		○	☆『電気機器関連技術』社会人プログラム	
	TSG355--	航空宇宙工学特論	講義	2		○		○		
通信シ ステム ユニ ット	TSH075--	情報システム工学特論	講義	2		○			工	
	TSH146--	情報システム工学演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSH226--	情報システム工学演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSH216--	情報システム工学特別実験	特別実験	4	○					
	TSH035--	無線信号処理特論	講義	2		○			工	
	TSH116--	無線信号処理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSH236--	無線信号処理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSH186--	無線信号処理特別実験	特別実験	4	○					
	TSH045--	無線通信システム特論	講義	2		○			工	
	TSH106--	無線通信システム演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSH246--	無線通信システム演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSH176--	無線通信システム特別実験	特別実験	4	○					
	TSH055--	情報処理特論	講義	2	○				工	
	TSH126--	情報処理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSH256--	情報処理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSH196--	情報処理特別実験	特別実験	4	○					
	TSH065--	情報理論特論	講義	2	○				工	
	TSH136--	情報理論演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSH266--	情報理論演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSH206--	情報理論特別実験	特別実験	4	○					
TSH285--	計算知能演習Ⅰ	演習	2	○						
TSH296--	計算知能演習Ⅱ	演習	2			○				
TSH305--	計算知能特別実験	特別実験	4	○						
情報シ ステム ユニ ット	TSJ555--	符号化技術特論	講義	2	○		○		情 情 情 情	
	TSJ335--	符号化技術演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ356--	符号化技術演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ385--	符号化技術特別実験	特別実験	4	○					
	TSJ926--	生体信号処理特論	講義	2	○		○			
TSJ936--	生体信号処理演習Ⅰ	演習	2	○						

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		教科のみ
情報システムユニット	TSJ946--	生体信号処理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ955--	生体信号処理特別実験	特別実験	4	○					
	TSJ155--	情報セキュリティ学特論	講義	2		○				
	TSJ885--	情報セキュリティ学演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ896--	情報セキュリティ学演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ905--	情報セキュリティ学特別実験	特別実験	4	○					
	TSJ985--	モデル駆動ソフトウェア開発特論	講義	2		○				
	TSJ966--	モデル駆動ソフトウェア開発演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ975--	モデル駆動ソフトウェア開発演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ136--	モデル駆動ソフトウェア開発特別実験	特別実験	4	○				情	
	TSJ015--	ソフトウェア解析特論	講義	2		○		○	情	
	TSJ075--	ソフトウェア解析演習Ⅰ	演習	2	○				情	
	TSJ096--	ソフトウェア解析演習Ⅱ	演習	2			○		情	
	TSJ115--	ソフトウェア解析特別実験	特別実験	4	○				情	
	TSJ575--	知識工学特論	講義	2	○		○			
	TSJ475--	知識工学演習Ⅰ	演習	2	○				情	
	TSJ496--	知識工学演習Ⅱ	演習	2			○		情	
	TSJ515--	知識工学特別実験	特別実験	4	○				情	
	TSJ435--	インタラクションデザイン学特論	講義	2	○		○		情	
	TSJ606--	インタラクションデザイン学演習Ⅰ	演習	2	○				情	
	TSJ616--	インタラクションデザイン学演習Ⅱ	演習	2			○		情	
	TSJ646--	インタラクションデザイン学特別実験	特別実験	4	○				情	
	TSJ455--	光センシング技術特論	講義	2	○				情	
	TSJ485--	光センシング技術演習Ⅰ	演習	2	○				情	
	TSJ525--	光センシング技術特別実験	特別実験	4	○				情	
	TSJ295--	集積回路設計特論	講義	2		○		○	情	
	TSJ226--	集積回路設計演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ366--	集積回路設計演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ276--	集積回路設計特別実験	特別実験	4	○					
	TSJ425--	画像・信号処理特論	講義	2		○				
	TSJ746--	画像・信号処理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ755--	画像・信号処理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ766--	画像・信号処理特別実験	特別実験	4	○					
	TSJ776--	物理計測技術特論	講義	2	○		○			
TSJ785--	物理計測技術演習Ⅰ	演習	2	○						
TSJ795--	物理計測技術演習Ⅱ	演習	2			○				
TSJ546--	物理計測技術特別実験	特別実験	4	○				情		
TSJ045--	仮想化技術特論	講義	2	○						
TSJ685--	仮想化技術演習Ⅰ	演習	2	○				情		
TSJ696--	仮想化技術演習Ⅱ	演習	2			○		情		

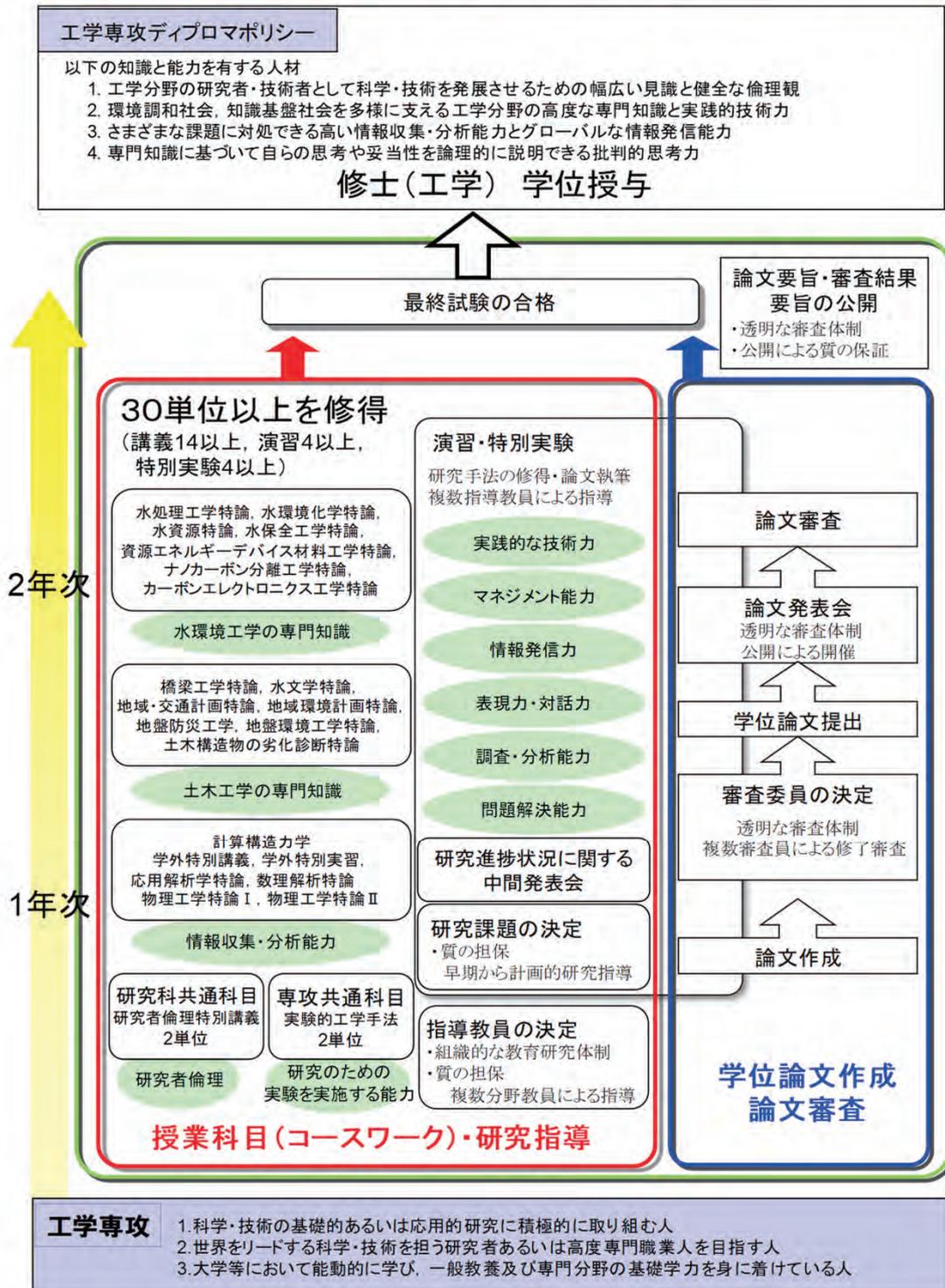
区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職 教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
情報システムユニット	TSJ705--	仮想化技術特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ445--	生体情報計測特論	講義	2	○		○			情
	TSJ806--	生体情報計測演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ815--	生体情報計測演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ536--	生体情報計測特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ055--	最適化算法特論	講義	2		○		○		情
	TSJ826--	最適化算法演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ835--	最適化算法演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ266--	最適化算法特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ145--	知能情報特論	講義	2	○					情
	TSJ185--	知能情報演習Ⅰ	演習	2	○					情
	TSJ195--	知能情報演習Ⅱ	演習	2			○			情
	TSJ235--	知能情報特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ465--	応用情報工学特論	講義	2	○					情
	TSJ846--	応用情報工学演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSJ855--	応用情報工学演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSJ256--	応用情報工学特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ025--	計算理論特論	講義	2	○					情
	TSJ206--	計算理論演習Ⅰ	演習	2	○					情
	TSJ216--	計算理論演習Ⅱ	演習	2			○			情
	TSJ245--	計算理論特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ285--	スピントロニクス特論	講義	2	○					情
	TSJ325--	スピントロニクス演習Ⅰ	演習	2	○					情
	TSJ345--	スピントロニクス演習Ⅱ	演習	2			○			情
	TSJ375--	スピントロニクス特別実験	特別実験	4	○					情
	TSJ675--	並列分散システム特論	講義	2	○					情
TSJ065--	並列分散システム演習Ⅰ	演習	2	○					情	
TSJ086--	並列分散システム演習Ⅱ	演習	2			○			情	
TSJ105--	並列分散システム特別実験	特別実験	4	○					情	
分野共通	TS2035--	応用解析学特論	講義	2		○				
	TS2045--	数理解析特論	講義	2		○				
	TS2395--	応用関数解析特論	講義	2		○				
	TS2056--	応用数学演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2066--	応用数学演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2076--	応用数学演習Ⅲ	演習	2	○		○			
	TS2086--	応用数学特別実験Ⅰ	特別実験	4	○		○			
	TS2096--	応用数学特別実験Ⅱ	特別実験	4	○		○			
	TS2106--	応用数学特別実験Ⅲ	特別実験	4	○		○			
	TS2176--	数理情報学応用特論	講義	2		○		○		
	TS2186--	数理情報学応用演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2196--	数理情報学応用演習Ⅱ	演習	2	○		○			

	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		教科のみ
分野 共通	TS2206--	数理情報学応用特別実験	特別実験	4	○		○			
	TS2115--	物理工学特論Ⅰ	講義	2		○				
	TS2125--	物理工学特論Ⅱ	講義	2	○					
	TS2135--	応用物理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TS2146--	応用物理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TS2155--	応用物理特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					
	TS2166--	応用物理特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			
	TSF015--	学外特別講義	講義	2	○		○			
	TSF025--	学外特別実習Ⅰ	特別実験	2	○		○			
	TSF035--	学外特別実習Ⅱ	特別実験	2	○		○			
※「航空機システム共同研究講座」に関連する科目につきましてはp17に掲載しています										

# 水環境・土木工学分野 ディプロマポリシー

1. 水環境・土木工学全般のさまざまな問題に対処できる、高度な専門技術者として必要な幅広い知識や高い工学的な問題解決能力と表現力・対話力、グローバルな情報発信力を身につけている
2. 安全・安心で持続可能な水環境や社会環境を構築するための高い情報収集・分析能力、高度な専門知識と実践的な技術力を身につけている
3. 信頼される高度な専門技術者としての精神と倫理観を身につけている
4. 水環境・土木工学分野において、地域適合型技術の幅広い適用に努めることができる

## 水環境・土木工学分野 履修プロセス概念図



# 工学専攻 水環境・土木工学分野 授業科目一覧

1/2

★対象学年は、変更になる可能性があります。（毎年、『履修案内』で要確認）

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職  教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
水 環 境 ユ ニ ツ ト	TSM015--	水処理工学特論	講義	2		○				工
	TSM025--	水処理工学演習	演習	4	○					工
	TSM035--	水処理工学特別実験	特別実験	4	○					工
	TSM045--	資源エネルギーデバイス材料工学特論	講義	2		○		○		工
	TSM056--	資源エネルギーデバイス材料工学演習	演習	4	○		○			工
	TSM066--	資源エネルギーデバイス材料工学特別実験	特別実験	4	○		○			工
	TSM075--	水環境化学特論	講義	2		○		○		理
	TSM086--	水環境化学演習	演習	4	○		○			理
	TSM096--	水環境化学特別実験	特別実験	4	○		○			理
	TSM105--	ナノカーボン分離工学特論	講義	2	○		○			工
	TSM115--	ナノカーボン分離工学演習	演習	4	○					工
	TSM125--	ナノカーボン分離工学特別実験	特別実験	4	○					工
	TSM135--	カーボンエレクトロニクス工学特論	講義	2	○					工
	TSM145--	カーボンエレクトロニクス工学演習	演習	4	○					工
	TSM155--	カーボンエレクトロニクス工学特別実験	特別実験	4	○					工
土 木 ユ ニ ツ ト	TSN015--	橋梁工学特論	講義	2	○					工
	TSN025--	橋梁工学演習	演習	4	○					工
	TSN035--	橋梁工学特別実験	特別実験	4	○					工
	TSN045--	水文学特論	講義	2	○					理
	TSN055--	水文学演習	演習	4	○					理
	TSN065--	水文学特別実験	特別実験	4	○					理
	TSN075--	地域・交通計画特論	講義	2		○		○		工
	TSN086--	地域・交通計画演習	演習	4	○		○			工
	TSN096--	地域・交通計画特別実験	特別実験	4	○		○			工
	TSN105--	地盤環境工学特論	講義	2		○				工
	TSN115--	地盤環境工学演習	演習	4	○					工
	TSN125--	地盤環境工学特別実験	特別実験	4	○					工
	TSN135--	土木構造物の劣化診断特論	講義	2		○		○		工
	TSN146--	土木構造物の劣化診断演習	演習	4	○		○			工
	TSN156--	土木構造物の劣化診断特別実験	特別実験	4	○		○			工
分 野 共 通	TSL015--	地盤防災工学	講義	2	○					工
	TSL025--	地盤防災演習	演習	4	○					工
	TSL035--	地盤防災特別実験	特別実験	4	○					工
	TSL045--	水資源特論	講義	2		○				理
	TSL055--	水資源演習	演習	4	○					理
	TSL065--	水資源特別実験	特別実験	4	○					理
	TSL075--	水保全工学特論	講義	2		○				工
	TSL085--	水保全工学演習	演習	4	○					工
	TSL095--	水保全工学特別実験	特別実験	4	○					工
	TSL135--	計算構造力学	講義	2	○		○			理
	TSL146--	計算構造力学演習	演習	4	○		○			理
	TSL156--	計算構造力学特別実験	特別実験	4	○		○			理

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
分野 共 通	TSL165--	地域環境計画特論	講義	2		○		○		理
	TSL176--	地域環境計画演習	演習	4	○		○			理
	TSL186--	地域環境計画特別実験	特別実験	4	○		○			理
	TSL215--	河川計画管理特論	講義	2	○					
	TSL225--	河川計画管理演習	演習	4	○					
	TSL235--	河川計画管理特別実験	特別実験	4	○					
	TS2035--	応用解析学特論	講義	2		○				
	TS2045--	数理解析特論	講義	2		○				
	TS2395--	応用関数解析特論	講義	2		○				
	TS2056--	応用数学演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2066--	応用数学演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2076--	応用数学演習Ⅲ	演習	2	○		○			
	TS2086--	応用数学特別実験Ⅰ	特別実験	4	○		○			
	TS2096--	応用数学特別実験Ⅱ	特別実験	4	○		○			
	TS2106--	応用数学特別実験Ⅲ	特別実験	4	○		○			
	TS2176--	数理情報学応用特論	講義	2		○		○		
	TS2186--	数理情報学応用演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2196--	数理情報学応用演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2206--	数理情報学応用特別実験	特別実験	4	○		○			
	TS2115--	物理工学特論Ⅰ	講義	2		○				
	TS2125--	物理工学特論Ⅱ	講義	2	○					
	TS2135--	応用物理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TS2146--	応用物理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TS2155--	応用物理特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					
	TS2166--	応用物理特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			
	TSL195--	学外特別講義	講義	2	○		○			
TSL205--	学外特別実習	特別実験	2	○		○				
※「航空機システム共同研究講座」に関連する科目につきましてはp17に掲載しています										

# 機械システム工学分野 ディプロマポリシー

1. 機械システム工学の基礎を理解した上で、応用発展させることができる。
2. 物理現象を理解・考察し、正確かつ安全な機械工学分野の実験を計画・実施し、解析する能力を有する。
3. 機械工学分野の研究を自らの論理的思考により遂行する能力を有する。
4. 現象と課題を理解し、論理的判断ができ、解決する方法を自ら創造できる能力を有する。
5. 自然および人類社会が直面している環境問題を理解し、問題を解決する基礎的能力を身につけることができる。
6. 安全で環境負荷を低減するための新しい機械材料を開発することができる。
7. 自然エネルギーを利用した環境にやさしい機械を開発することができる。
8. 人や社会をサポートする知能機械を開発することができる。

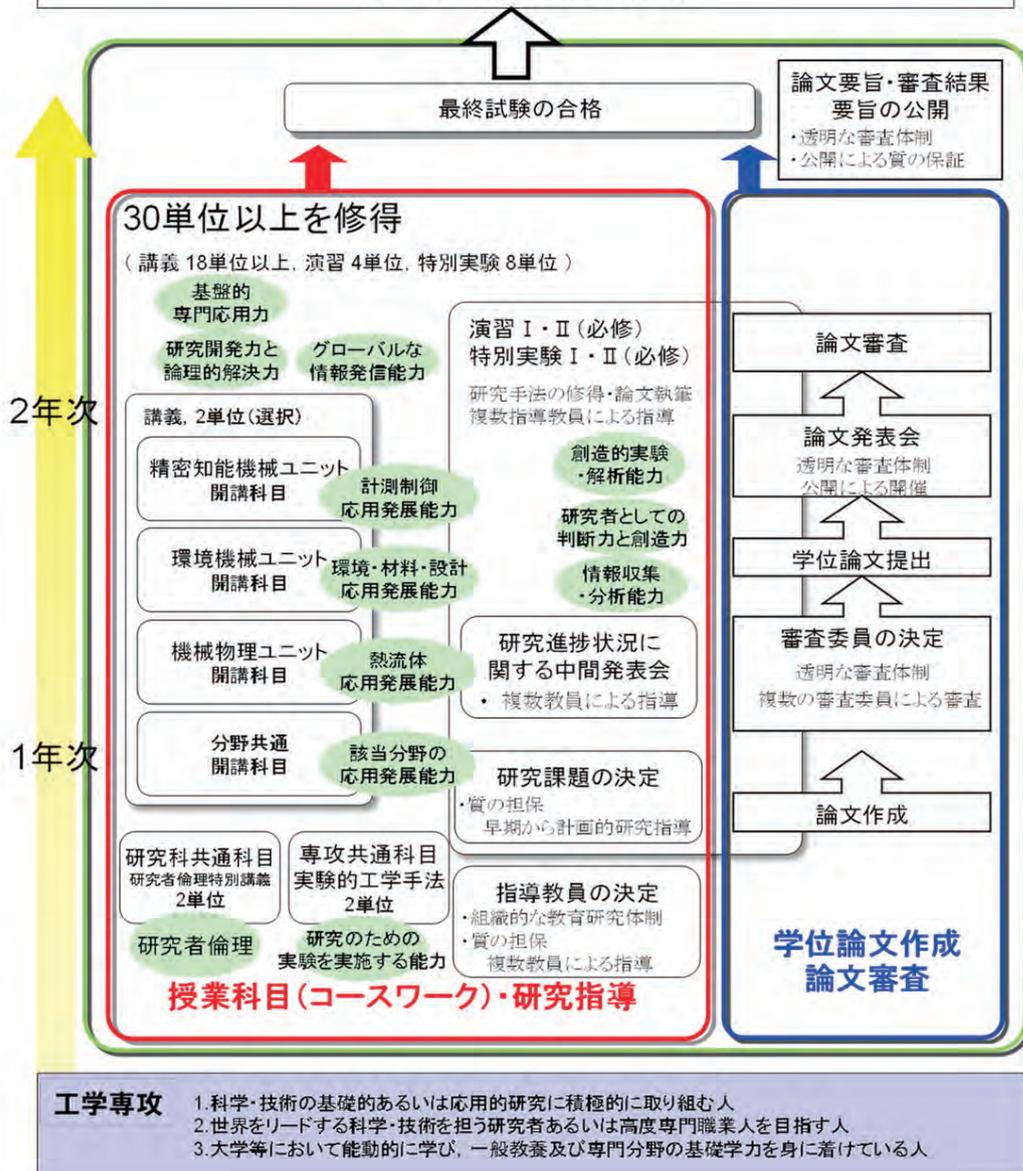
## 機械システム工学 分野履修プロセス概念図

### 工学専攻ディプロマポリシー

以下の知識と能力を有する人材

1. 工学分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会, 知識基盤社会を多様に支える工学分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力

### 修士(工学) 学位授与



# 工学専攻 機械システム工学分野 授業科目一覧

1/2

★対象学年は、変更になる可能性があります。(毎年、『履修案内』で要確認)

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職 教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
精密 知能 機械 ユニ ット	TSQ015--	システム制御特論	講義	2	○					工
	TSQ025--	精密機構特論	講義	2		○				工
	TSQ035--	メカトロニクス特論	講義	2	○					工
	TSQ045--	計測システム特論	講義	2	○					工
	TSQ096--	知能ロボティクス特論	講義	2		○				
	TSQ055--	精密知能機械演習Ⅰ	演習	2	○					工
	TSQ065--	精密知能機械演習Ⅱ	演習	2	○					工
	TSQ075--	精密知能機械特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					工
	TSQ086--	精密知能機械特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			工
環境 機械 ユニ ット	TSR015--	材料加工学特論	講義	2		○				工
	TSR025--	動的システム設計特論	講義	2		○				工
	TSR035--	塑性加工学特論	講義	2		○				工
	TSR045--	構造物工学特論	講義	2	○					工
	TSR065--	固体力学特論	講義	2		○				理
	TSR075--	エコマテリアル特論	講義	2	○					理
	TSR085--	材料環境強度学特論	講義	2	○					理
	TSR095--	計算力学特論	講義	2	○					理
	TSR105--	最適設計学特論	講義	2		○				理
	TSR055--	計算材料科学特論	講義	2		○				
	TSR115--	環境機械演習Ⅰ	演習	2	○					理
	TSR125--	環境機械演習Ⅱ	演習	2	○					工
	TSR135--	環境機械特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					理
TSR146--	環境機械特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			工	
機械 物理 ユニ ット	TSS015--	乱流輸送現象特論	講義	2	○					理
	TSS025--	熱流体数値計算法特論	講義	2		○				理
	TSS045--	伝熱工学特論	講義	2		○				工
	TSS055--	流体力学特論	講義	2		○				理
	TSS065--	熱流動解析学特論	講義	2	○					理
	TSS115--	数値流体力学特論	講義	2	○					
	TSS075--	機械物理演習Ⅰ	演習	2	○					理
	TSS085--	機械物理演習Ⅱ	演習	2	○					工
	TSS095--	機械物理特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					理
TSS106--	機械物理特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			工	
分 野 共 通	TSP015--	超精密加工実習Ⅰ	講義	1	○	○				
	TSP025--	超精密加工実習Ⅱ	講義	1	○	○				
	TSP035--	超精密加工実習Ⅲ	講義	1	○	○				
	TSP045--	超精密加工実習Ⅳ	講義	1	○	○				
	TSP055--	先端精密加工実習	講義	1	○	○				
	TSP065--	超精密加工学特論Ⅰ	講義	2	○	○				☆「超精密加工技術」 社会人プログラム
	TSP075--	超精密加工学特論Ⅱ	講義	2	○	○				
	TSP085--	超精密加工学特論Ⅲ	講義	1	○	○				
	TSP095--	発明的問題解決理論	講義	1	○	○				
	TSP105--	表面処理・計測評価技術特論	講義	2	○	○				

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職 教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
分野 共通	TSP115--	先端材料学特論	講義	1	○		○		☆「超精密加工技術」 社会人プログラム	
	TSP125--	精密位置決め技術特論	講義	2	○		○			
	TSP135--	管理技術特論Ⅰ	講義	2	○		○			
	TSP145--	管理技術特論Ⅱ	講義	2	○		○			
	TSP155--	機械システム演習Ⅰ	演習	2	○					
	TSP166--	機械システム演習Ⅱ	演習	2			○			
	TSP175--	機械システム特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					
	TSP186--	機械システム特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			
	TS2035--	応用解析学特論	講義	2		○				
	TS2045--	数理解析特論	講義	2		○				
	TS2395--	応用関数解析特論	講義	2		○				
	TS2056--	応用数学演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2066--	応用数学演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2076--	応用数学演習Ⅲ	演習	2	○		○			
	TS2086--	応用数学特別実験Ⅰ	特別実験	4	○		○			
	TS2096--	応用数学特別実験Ⅱ	特別実験	4	○		○			
	TS2106--	応用数学特別実験Ⅲ	特別実験	4	○		○			
	TS2176--	数理情報学応用特論	講義	2		○		○		
	TS2186--	数理情報学応用演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2196--	数理情報学応用演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2206--	数理情報学応用特別実験	特別実験	4	○		○			
	TS2115--	物理工学特論Ⅰ	講義	2		○				
	TS2125--	物理工学特論Ⅱ	講義	2	○					
	TS2135--	応用物理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TS2146--	応用物理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TS2155--	応用物理特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					
	TS2166--	応用物理特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			
	TSP195--	学外特別講義	講義	2	○		○			
	TSP205--	学外特別実習	特別実験	2	○		○			
	※「航空機システム共同研究講座」に関連する科目につきましてはp17に掲載しています									

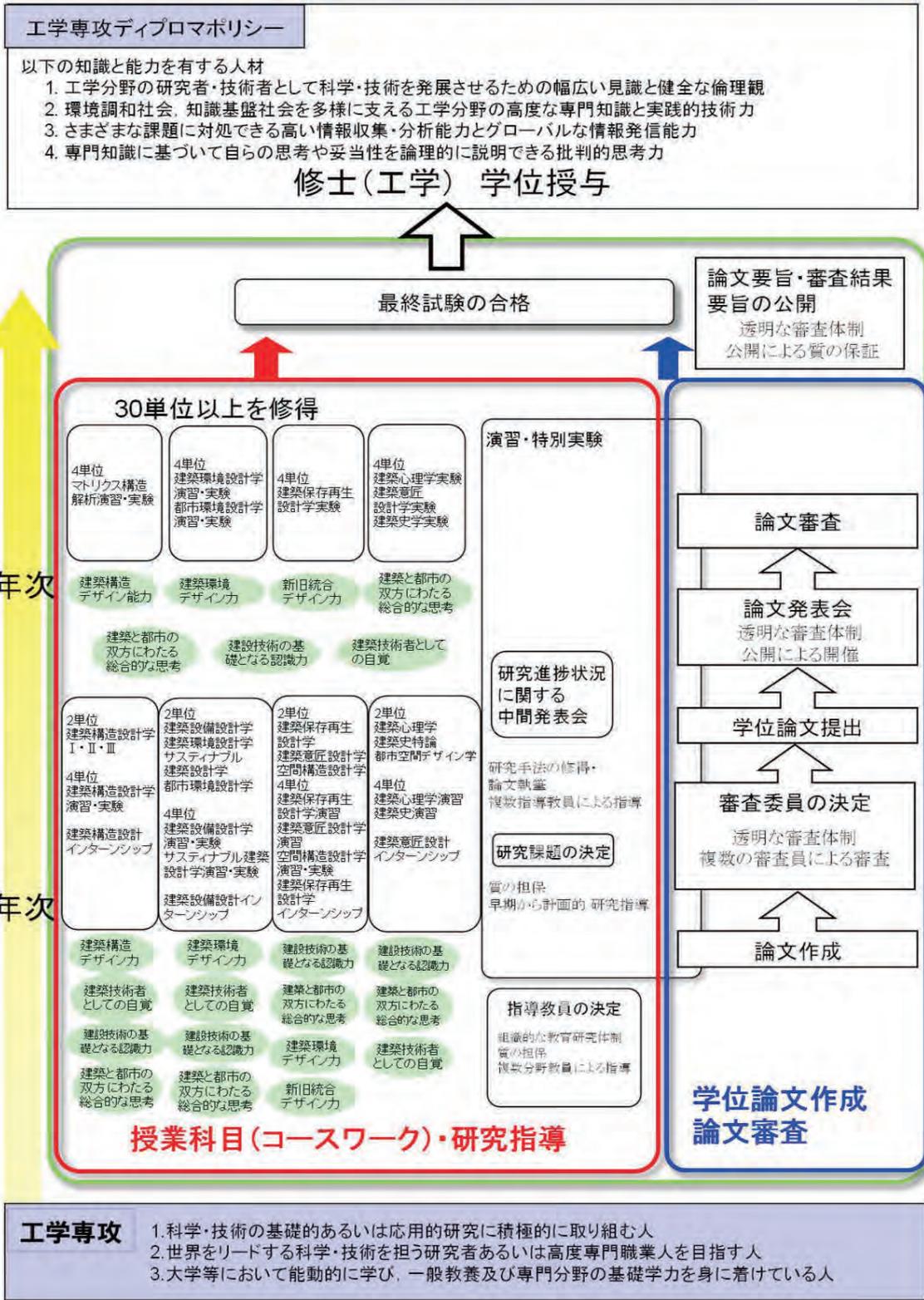
## ☆「超精密加工技術」社会人プログラム

職業を有する社会人を対象としたプログラムです。このプログラムは、諏訪圏サテライトキャンパスを拠点とした授業です。岡谷・諏訪地域の協力企業等において講義・実習、受講者・各企業からの持ち込み課題を研究テーマに据えた研究指導を受けることも可能です（事前に指導予定教員との相談が必要）。

# 建築学分野 ディプロマポリシー

建築技術者としての自覚、  
建設技術の基礎となる認識力、  
建築と都市の双方にわたる総合的な思考  
建築環境デザイン力・建築構造デザイン力・新旧統合デザイン力をもつ人材

## 建築学分野 履修プロセス概念図



★対象学年は、変更になる可能性があります。（毎年、『履修案内』で要確認）

区分	登録コード <small>※下2桁の数字は 『履修案内』参照</small>	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職  教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
建築学 ユニット	TSX015--	建築意匠設計学	講義	2		○				工
	TSX025--	建築意匠設計学演習	演習	4	○					工
	TSX036--	建築意匠設計学実験	特別実験	4			○			工
	TSX045--	建築意匠設計インターンシップ	演習	4	○					工
	TSX055--	建築保存再生設計学	講義	2		○				工
	TSX065--	建築保存再生設計学演習	演習	4	○					工
	TSX076--	建築保存再生設計学実験	特別実験	4			○			工
	TSX085--	建築保存再生設計インターンシップ	演習	4	○					工
	TSX095--	サステナブル建築設計学	講義	2		○				工
	TSX105--	サステナブル建築設計学演習	演習	4	○					工
	TSX115--	サステナブル建築設計学実験	特別実験	4	○					工
	TSX125--	空間構造設計学	講義	2		○				
	TSX135--	空間構造設計学演習	演習	4	○					
	TSX145--	空間構造設計学特別実験	特別実験	4			○			
	TSX155--	建築構造設計学Ⅰ	講義	2		○				工
	TSX166--	マトリクス構造解析演習	演習	4			○			工
	TSX176--	マトリクス構造解析実験	特別実験	4			○			工
	TSX185--	建築構造設計学Ⅱ	講義	2	○					工
	TSX195--	建築構造設計学演習	演習	4	○					工
	TSX205--	建築構造設計学実験	特別実験	4	○					工
	TSX215--	建築構造設計インターンシップ	演習	4	○					工
	TSX265--	建築構造設計学Ⅲ	講義	2	○					
	TSX225--	建築設備設計学	講義	2	○					工
	TSX235--	建築設備設計学演習	演習	4	○					工
	TSX245--	建築設備設計学実験	特別実験	4	○					工
	TSX255--	建築設備設計インターンシップ	演習	4	○					工
	TSX275--	都市環境設計学	講義	2	○					
	TSX286--	都市環境設計学演習	演習	4			○			
TSX296--	都市環境設計学実験	特別実験	4			○				
TSX305--	都市空間デザイン学	講義	2		○					
工芸 デザイン ユニット	TSY015--	建築環境設計学	講義	2		○				工
	TSY026--	建築環境設計学演習	演習	4			○			工
	TSY036--	建築環境設計学実験	特別実験	4			○			工
	TSY045--	建築心理学	講義	2		○				工
	TSY055--	建築心理学演習	演習	4	○					工
	TSY066--	建築心理学実験	特別実験	4			○			工
	TSY075--	建築史学特論	講義	2	○					工
	TSY085--	建築史学演習	演習	4	○					工
	TSY096--	建築史学実験	特別実験	4			○			工

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職 教科のみ
					1年次		2年次			
					前	後	前	後		
分野 共通	TS2035--	応用解析学特論	講義	2		○				
	TS2045--	数理解析特論	講義	2		○				
	TS2395--	応用関数解析特論	講義	2		○				
	TS2056--	応用数学演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2066--	応用数学演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2076--	応用数学演習Ⅲ	演習	2	○		○			
	TS2086--	応用数学特別実験Ⅰ	特別実験	4	○		○			
	TS2096--	応用数学特別実験Ⅱ	特別実験	4	○		○			
	TS2106--	応用数学特別実験Ⅲ	特別実験	4	○		○			
	TS2176--	数理情報学応用特論	講義	2		○		○		
	TS2186--	数理情報学応用演習Ⅰ	演習	2	○		○			
	TS2196--	数理情報学応用演習Ⅱ	演習	2	○		○			
	TS2206--	数理情報学応用特別実験	特別実験	4	○		○			
	TS2115--	物理工学特論Ⅰ	講義	2		○				
	TS2125--	物理工学特論Ⅱ	講義	2	○					
	TS2135--	応用物理演習Ⅰ	演習	2	○					
	TS2146--	応用物理演習Ⅱ	演習	2			○			
	TS2155--	応用物理特別実験Ⅰ	特別実験	4	○					
	TS2166--	応用物理特別実験Ⅱ	特別実験	4			○			
	TSW015--	学外特別講義	講義	2	○		○			
TSW025--	学外特別実習	特別実験	2	○		○				
※「航空機システム共同研究講座」に関連する科目につきましてはp17に掲載しています										





# 生命医工学専攻

---

修了に必要な単位数

分野以外の科目の履修

他研究科等での研究指導

研究科共通・生命医工学専攻共通科目一覧

分野授業科目一覧

生命工学分野・生体医工学分野



# 生命医工学専攻のカリキュラム

## 修了に必要な単位数

### 生命医工学専攻（生命工学分野）

講義6単位（研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目4単位，生命工学分野の必修科目2単位を含む），演習4単位（生命工学分野の必修科目），実験8単位（生命工学分野の必修科目）を含む計30単位以上を修得する。

<修了に必要な単位数>

講義	演習	実験	実習	合計
必修	必修	必修	選択	
6単位	4単位	8単位	—	30単位以上
自由単位 12単位以上				

※講義科目の履修に当たって、自分の所属分野の選択科目から8単位以上、修得することが望ましい。

※「工学基礎」「生物学基礎」について

両科目は異分野融合である生命医工学を学ぶ上で必要な基礎的内容を学ぶ科目です。

「工学基礎」は、生命医工学に関する研究を行う上で必要な情報科学の基礎を、「生物学基礎」は、学士課程までで学んでこなかった学生に生物学の基礎を身に付けてもらうための科目です。学士課程までの学習歴を踏まえて、指導教員と相談の上、履修をしてください。

※研究科共通科目のうち、「総合日本語Ⅰ」及び「総合日本語Ⅱ」は、修了に必要な単位に含めることはできません。

## 分野以外の科目の履修

修了に必要な単位は、原則自身の所属する分野の科目（自分分野科目）を修得しますが、教育上有益と認めるときは、自分分野以外の科目を履修することができます。

授業科目の種類別	修了に必要な単位として算入できる数	(例) 生命医工学専攻生命工学分野の場合
自分分野科目	制限なし	←生命工学分野の科目
自専攻科目		←生命工学分野以外の生命医工学専攻の科目
自研究科共通科目		←総合理工学研究科共通科目
他専攻科目		←工学専攻・繊維学専攻・理学専攻などの科目
他研究科科目	合計で10単位以内 履修には研究科の承認が必要	←経営大学院・教育学研究科などの科目
他大学院科目		←他大学大学院の科目
学部の科目	算入できない	←工学部の授業科目

※他専攻・学部授業の授業科目の履修（総合理工学研究科規程第11条参照）

指導教員が特に必要と認めるときは、他専攻及び工学・繊維学部等の講義科目を履修することができます。ただし、学部授業の認定単位は、修了に必要な単位に算入できません。また、「科目等履修生」の手続きが必要になります。前期・通年科目は前期履修登録期限、後期科目は後期の履修登録期限までに手続きを済ませる必要があるため、早めに学務係に申し出てください。

※他研究科・他大学院の授業科目の履修（総合理工学研究科規程第12条，13条参照）

本研究科が教育上有益と認めるときは、本学の他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む）の授業科目を履修することができ、修了に必要な単位として参入することができます。〔別途手続きが必要〕

※入学前に修得した単位（先取り履修を含む）（総合理工学研究科規程第15条参照）

本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位について、修了に必要な単位として算入することができます。〔履修登録期間中に別途手続きが必要〕

## 他研究科等での研究指導

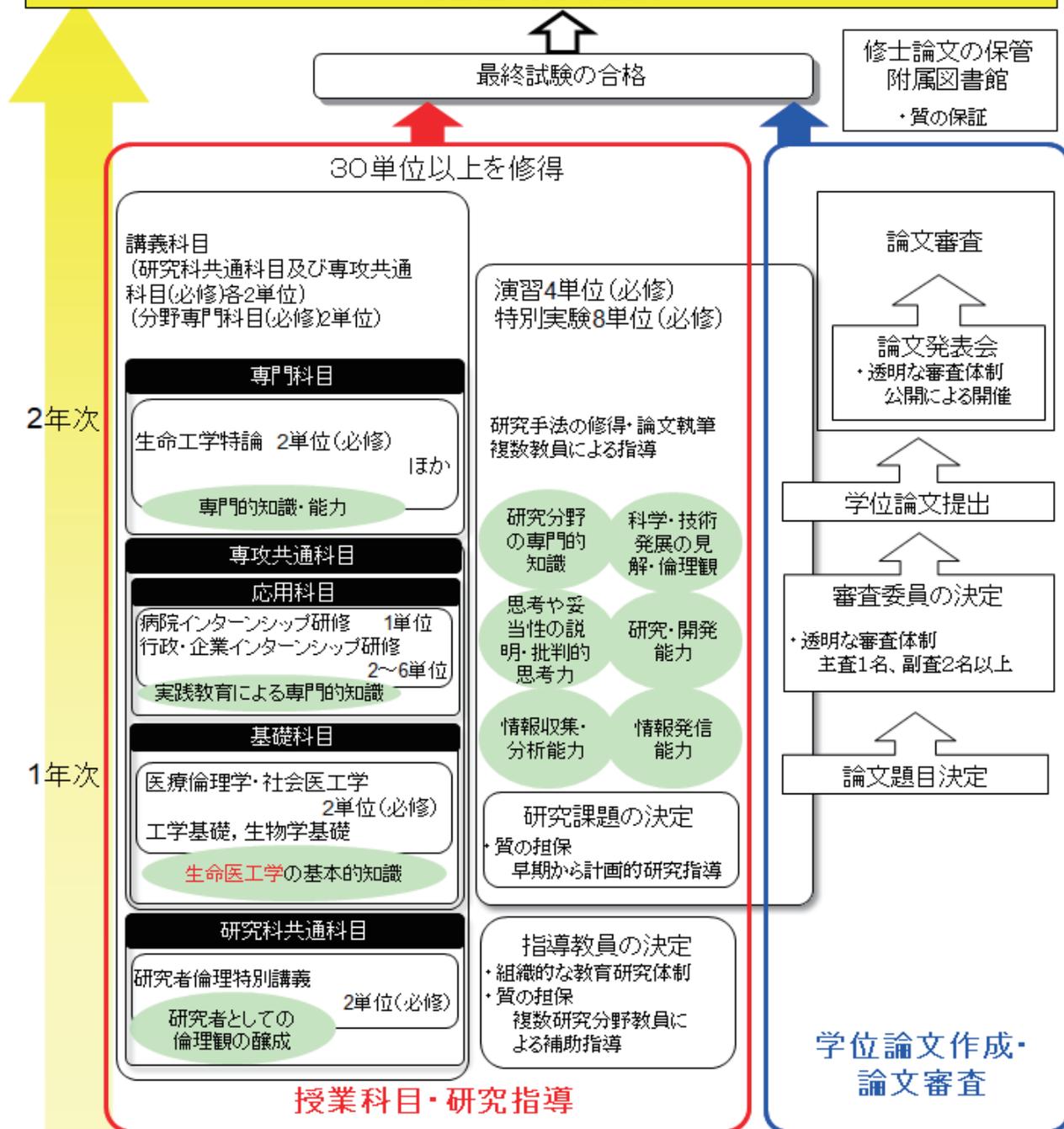
本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができます。なお、研究指導を受ける期間は1年を超えないものとします。

（総合理工学研究科規程第14条参照）

# 生命医工学専攻 生命工学分野 履修プロセス概念図

・健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観  
 ・環境調和社会, 知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力  
 ・さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力  
 ・深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力  
 以上の能力を有する人材

## 『修士(医工学)』学位授与



1. 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人
2. 健康・医療・福祉・創薬分野の基礎的あるいは応用的研究に高い意欲をもって取り組む人
3. 科学技術を担う研究者あるいは高度専門職業人として社会をリードするとともに、その技術と知識を持って国際社会に貢献する意欲を持つ人
4. 科学技術の発展が社会にもたらす影響について十分に考え、社会及び自然環境に配慮したものづくりを目指す人

## 研究科共通科目

各専攻で、専門分野の基盤となる知識を学び、研究能力、論理的思考力や課題解決能力など「専門性」を身に付けることはもちろんですが、専門分野の知識以外にも、実際に研究を始める際知っておくべき知識や必要なスキル、また、自分の専門分野が社会全体の中でどのような位置づけにあるか認識し、自らの専門性を柔軟かつ広く活かして解決するための力を身に付ける必要があります。このような観点から、「大学院共通科目」や「研究科共通科目」を設定しています。

★対象学年は、変更になる可能性があります。（毎年、『履修案内』で要確認）

大学院・研究科共通科目							教職		
区分	登録コード ※下2桁の数字は『履修案内』参照	授業科目名	形態	単位数	対象学年			備考	
					1年次	2年次			
					前	後			
研究科共通科目	FS1025--	MOT特論	講義	2	○	○	上田キャンパス開講		
	FS1035--	産学連携特別講義	講義	2	○	○	上田キャンパス開講		
	FS1045--	国際連携特別講義Ⅰ	講義	2	○	○	上田キャンパス開講 英語		
	FS1055--	国際連携特別講義Ⅱ	講義	2	○	○	上田キャンパス開講 英語		
	BS1065--	科学英語	講義	2		○	○	松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	BS1075--	大学院と社会	講義	2	○		○	松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	BS1085--	臨床医学概論	講義	2		○	○	松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	BS1095--	研究者倫理特別講義	講義	2	○		○	【全員必修】	
	BS1105--	科学技術政策特論	講義	2		○	○	隔年開講 SUNS開講	◎
	BS1135--	研究者・技術者をめざす大学院生のキャリア設計	講義	2	○		○	SUNS開講	
	BS1145--	総合日本語Ⅰ	講義	2	○		○	留学生対象 修了要件外 松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	BS1155--	総合日本語Ⅱ	講義	2		○	○	留学生対象 修了要件外 松本キャンパス開講 SUNS開講	◎
	BS1165--	大学発技術系ベンチャー実践論	演習	2	○			長野（工学）キャンパス開講	

◎は大学院共通科目としても開講しています。（他研究科の学生も履修可）

※「山岳科学教育プログラム」の関連科目はp14に掲載しています

## 生命医工学専攻共通科目

生命医工学専攻共通科目							教職	
区分	登録コード ※下2桁の数字は『履修案内』参照	授業科目名	形態	単位数	対象学年			備考
					1年次	2年次		
					前	後		
基礎	BS2015--	医療倫理学・社会医工学	講義	2	○	○	【生命医工学専攻必修】	
	BS2025--	工学基礎	講義	2	○			
	BS2035--	生物学基礎	講義	2	○			理
応用	BS2715--	病院インターンシップ研修	実習	1	○	○		
	BS2725--	行政・企業インターンシップ研修	実習	2~6	○	○		

# 生命医工学専攻 分野授業科目一覧

★対象学年は、変更になる可能性があります。（毎年、履修案内で要確認）

区分	登録コード ※下2桁の数字は 『履修案内』参照	授業科目名	形態	単 位 数	対象学年				備 考	教職	
					1年次		2年次				
					前	後	前	後			
生命 工学 分野	BSB015--	生命工学特論	講義	2	○				【生命工学分野必修】	理	
	BSB025--	先進応用生命科学特論	講義	2		○		○		理	
	BSB035--	生命情報科学特論	講義	2	○		○			理	
	BSB045--	先進生命化学特論	講義	2	○		○			理	
	BSB055--	分子生物学特論	講義	2	○		○			理	
	BSB815--	生命工学演習Ⅰ	演習	1	○				【生命工学分野必修】		
	BSB825--	生命工学演習Ⅱ	演習	1		○					
	BSB836--	生命工学演習Ⅲ	演習	1			○				
	BSB846--	生命工学演習Ⅳ	演習	1				○			
	BSB915--	生命工学特別実験Ⅰ	実験	2	○						
	BSB925--	生命工学特別実験Ⅱ	実験	2		○					
	BSB936--	生命工学特別実験Ⅲ	実験	2			○				
	BSB946--	生命工学特別実験Ⅳ	実験	2				○			
生体 医工 学 分野	BSD015--	生体医工学特論	講義	2	○					【生体医工学分野必修】	理
	BSD025--	生体ロボット学特論	講義	2	○		○				理
	BSD045--	生体流体力学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD055--	生体マイクロデバイス特論	講義	2	○		○			理	
	BSD065--	生体情報システム学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD085--	動物行動学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD095--	生体材料学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD105--	バイオメカニクス特論	講義	2	○		○			理	
	BSD115--	生体応答学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD125--	生体計測学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD135--	組織工学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD145--	ロボット制御学特論	講義	2		○		○		理	
	BSD155--	生物機械工学特論	講義	2	○		○			理	

※生体医工学分野演習・実験科目については、長野工学キャンパスに所属者がいないため記載を省略しています





# 規 則 集 1

---

学生の懲戒

学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項

修士論文評価基準

早期修了

大学院総合理工学研究科工学専攻 在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱いに関する申合せ

大学院総合理工学研究科生命医工学専攻 在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱いに関する申合せ

転専攻に関する申合せ

交流協定に基づく留学に伴う教育課程の計画的特例履修に係る申合せ

長期履修学生制度の取扱要項

他の大学院等における研究指導に関する取扱要項

# 学生の懲戒

【信州大学学生の懲戒に関する規程（抄）】

本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する表1のような行為は、懲戒（退学・停学・訓告）の対象となります。

対象となる行為には、アルコール飲料に関すること・自動車運転に関すること・コンピューターやネットワークに関することなどの身近な行為が原因となることもあれば、他人の自転車を勝手に乗り回すこと・鉄道で不正乗車を行うことなどの、社会的に犯罪行為とみなされるものもあります。

また、試験でのカンニング、レポート等でのコピー&ペースト、授業出席の代返等を軽い気持ちで行うと、停学（無期または有期）や、当該学期科目の単位認定がされない（主な事例は表2参照）ことによる、最低半年から1年の進級・修了延長もあります。特に悪質な場合は退学になります。

【表1】 信州大学における学生の懲戒に係るガイドライン

平成29年4月1日 改正

懲戒対象行為		該当する懲戒の種類
A 学内秩序を乱す行為	① 「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に抵触する行為	退学、停学（無期または有期）または訓告
	② 本学が実施する試験等における不正行為（詳細は表2に掲げる事例とする）	退学、停学（無期または有期）または訓告
	③ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らした行為	退学または停学（無期）
	④ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学（無期または有期）または訓告
	⑤ 未成年者と知りながら飲酒を勧める行為	停学（無期または有期）または訓告
	⑥ 未成年者の飲酒行為	停学（無期または有期）または訓告
	⑦ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学（無期または有期）または訓告
	⑧ 本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	退学、停学（無期または有期）または訓告
	⑨ 本学が管理する建造物への不法侵入または不正使用、若しくは占拠した行為	停学（無期または有期）または訓告
	⑩ 本学が管理する建造物または器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等	停学（無期または有期）または訓告
	⑪ 「信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）	退学、停学（無期または有期）または訓告
	⑫ 反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学、停学（無期または有期）または訓告
	⑬ 違法薬物（麻薬、大麻等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	退学、停学（無期または有期）または訓告
B 犯罪行為	① 殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	② 薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学または停学（無期または有期）
	③ 傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学または停学（無期または有期）

	④ 痴漢行為(覗き見, わいせつ, 盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学または停学(無期または有期)
	⑤ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」に定める犯罪行為	退学または停学(無期または有期)
	⑥ 「児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年5月26日法律第52号)」に定める犯罪行為	退学または停学(無期または有期)
	⑦ コンピューターまたはネットワークを用いた犯罪行為	退学または停学(無期または有期)
C 交通事故・違反	① 死亡または高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で, その原因行為が無免許運転, 飲酒運転, 暴走運転等の悪質な場合	退学
	② 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で, その原因行為が無免許運転, 飲酒運転, 暴走運転等の悪質な場合	退学または停学(無期または有期)
	③ 無免許運転, 飲酒運転, 暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学(無期または有期)
	④ 死亡または高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で, その原因行為が過失の場合	退学または停学(無期または有期)
	⑤ 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で, その原因行為が過失の場合	停学(無期または有期)または訓告

【表2】別表(第18条関係)

本学が実施する試験等における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない	認定しない
	許可されていないノートまたは参考書等を使用すること。		
	答案を交換すること。		
	他の受験者の答案を見ることまたは他の受験者に答案を見せること。		
	試験監督者の注意または指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。		
	その他不正な行為と認められること。		
単位認定に係るレポート(卒業論文等含む)の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造または偽造すること。		
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。		
他の学生に成り代わり授業に出席または代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しないことができる	特に悪質な場合認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。			

# 学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科（以下「研究科」という。）の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験並びに修了判定の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の提出は、次の各号のとおり行う。

- 一 申請者は「修士学位論文等審査申請書」（様式1）に学位論文等、「修士学位論文等要旨」（様式2）を添えて指導教員を経て研究科長に提出する。
- 二 提出期限は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める日とする。

(審査委員会)

第3条 学長からの付託を受けて、研究科委員会は申請者1名について3名以上の研究科の研究指導教員（主査1名、副査2名以上）をもって組織する審査委員会を設け、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員会の設置は各専攻に委託する。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、各専攻が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を副査として加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文等の審査結果並びに最終試験結果を「修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書」（様式3）により、研究科長に報告する。

(学位論文等の審査)

第4条 学位論文等審査は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期間に行うと共に、発表会を開く。

(最終試験)

第5条 最終試験は学位論文等に関係ある科目について口頭又は筆答により行う。

2 最終試験は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期日までに行う。

(博士課程学位プログラム)

第6条 第2条～第5条の規定に係わらず、大学院学則第27条の3第1項第1号に定めるファイバールネツサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムの履修生については別に定める。

(修了判定)

第7条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について議決する。

(学位論文等の保管)

第8条 学位論文等は、審査終了後、学部の図書館及び指導教員がそれぞれ保管する。この場合、指導教員が学位論文を保管する期間は、当該指導教員が信州大学に在職する期間とする。なお、学位論文は、印刷物又は電子媒体で保管する。

(雑則)

第9条 この要項により難い事案が発生した場合は、研究科委員会において審議の上、決定する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月9日から施行する。

様式 1

(元号) 年 月 日  
Request made on (YYYYMMDD)

信州大学長 殿  
To The President, Shinshu University

(元号) 年度入学  
Year of Admission

信州大学大学院総合理工学研究科

専攻 分野  
Graduate School of Science and Technology, Shinshu University Department Division

学籍番号  
Student ID

申請者 印  
Student Name Seal

英文氏名  
Student Name

生年月日 昭和・平成・西暦 年 月 日生  
Date of Birth (YYYYMMDD) 外国語の方のみ西暦で記入してください

修士学位論文等審査申請書  
Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation

このたび、信州大学学位規程第4条の規定により、修士（ ）の学位を受けたいので、下記の学位論文等を提出いたしますから御審査くださるよう申請いたします。

In compliance with the rules and regulations of Shinshu University, Article 4, I hereby request a Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation to receive a Master's Degree in \_\_\_\_\_. The dissertation title is stated below.

記

学位論文等題名 Title	
------------------	--

※申請者名・英文氏名は学位記に記載される漢字・綴りを記入してください。(※英文氏名 Shinshu Taroh)  
※学位論文等題名が外国語の場合は、その和訳を () 書きで併記すること。

様式 2

修士学位論文等要旨  
Abstract of Master's Dissertation or Selected Topical Research

論文提出者 / The person who submits a thesis	専攻名 / Department	専攻分野
	分野名 / Division	分野
	学籍番号 / Student ID	
	氏名 / Name	
論文等題目 / Title		
論文等要旨 (1,000字以内) / Abstract (Within 1,000 characters in Japanese or 300 words in English)		

信州大学大学院総合理工学研究科

様式 3

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科  
修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書

学位論文提出者			
学籍番号		専攻	専攻
入学年度	(元号) 年度	分野	分野
申請学位	修士 ( )		
学位論文等題目			
学位論文等審査及び最終試験結果審査の要旨			
成績	学位論文等		最終試験
審査年月日	学位論文等審査		最終試験
	(元号) 年 月 日	～	(元号) 年 月 日
	(元号) 年 月 日		

注：成績は、合格、不合格の用語で記入すること。

審査委員	
主査	副査
印	
副査	副査

# 修士論文評価基準

---

信州大学大学院総合理工学研究科は、以下の基準に拠り、論文審査および口頭試問等を経て、審査委員会が最終的な評価を決定する。

## 1. 【独創性・意義】

研究目的、研究手法あるいは研究成果は、十分な独創性または意義を有するか。また、学術研究が従うべき規範を守り、研究者としての研究倫理を身に付けているか。

## 2. 【実験・調査】

研究を遂行するために実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行なわれているか。また、その分析は正確で、結果や解釈が妥当であるか。

## 3. 【関連資料・参考文献】

研究を遂行するために利用した関連資料・参考文献について、正確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。

## 4. 【論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法】

問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。

## 5. 【表現の的確性】

日本語もしくは使用外国語について、語句や学術用語の使用は的確で、文章表現は論理的であるか。

## 6. 【論文の体裁】

本文、章立て、注記、関連資料・参考文献からの引用、図表等は、論文構成において、体裁が整っているか。

## 7. 【総合的評価】

当該分野の研究において、総合的に評価して修士論文に値するか。

(ただし書き)

- 1) 項目2と3の評価基準は、いずれか一方、もしくは両方を採択しうることを示す。
- 2) 参考図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・参考文献」と表記した。
- 3) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 4) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

附 則

この基準は平成28年4月1日より施行する。

# 早期修了（工学専攻）

大学院総合理工学研究科工学専攻 在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱いに関する申合せ

（趣旨）

第1条 この申合せは、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第40条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻（以下「修士課程」という。）の在学期間1年以上2年未満で修了（以下「早期修了」という。）する者の取り扱いに関し必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 早期修了の対象となる者は、修了を希望する学期の終了時（3月又は9月）に在学期間が1年以上に達し、かつ、事前審査の承認を得た後、所定の修了要件を満たした者とする。

（事前審査）

第3条 早期修了を希望する者は、3月に修了を希望する場合は10月10日までに、9月に修了を希望する場合は4月10日までに、指導教員に申し出ることとする。

2 指導教員は、次の各号に掲げる書類（原則としてA4版で様式自由）により、希望者の所属する分野の分野会議の承認を受ける。

一 学生からの申出書

二 学生の履歴書

研究歴を主として記載したもの。

三 学生の単位修得状況（修得見込みを含む）に関する調書

四 学生の修士論文作成状況に関する調書

五 指導教員の推薦理由書

この申合せの適用を受けるに値する優秀であることの理由を、学業成績に関する所見、研究課題に対するアプローチの仕方における学生の資質と寄与の程度及び研究能力に関する所見等とともに記載したもの。

六 学生の業績書

学位論文に関連した筆頭著者の原著論文1編以上または作品1件以上に関する資料が添付されたもの。

七 指導教員は、前各号に掲げるもののほか、必要と認める場合には、次の書類を提出できる。

イ 学生が、他の大学院又は外国の大学院で修得した単位がある場合には当該大学院の成績証明書

ロ 修了後の進路に関する調書（博士課程への進学等）

ハ その他参考となる書類

3 当該分野の学務委員は、分野会議の承認が得られた後、前項の書類を、3月に修了を希望する場合は10月末日までに、9月に修了を希望する場合は4月末日までに、学務委員長に提出する。

4 学務委員長は、学務委員会に諮った後、総合理工学研究科委員会修士課程工学分科会に諮る。

5 学務委員長は、事前審査結果を当該希望者に通知するとともに総合理工学研究科長へ報告する。

（修士学位論文の審査）

第4条 事前審査に合格した者は、別に定める修士論文審査等に関する要項に従い、修士学位論文の審査手続きを行う。

（雑則）

第5条 この申合せにより難い事案が発生した場合は、学務委員会において審議の上、決定する。

2 早期修了に関する事務は、学務グループ（学務係）において処理する。

3 第3条における期日は、年度により変更されることがある。

附 則（平成23年7月19日工学系研究科委員会修士課程工学分科会決定）

この申合せは、平成23年10月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

2 改正前の同申合せは、平成28年3月31日に信州大学大学院理工学系研究科に在学する者に対して、この申合せの施行後も、なおその効力を有する。

# 早期修了（生命医工学専攻）

大学院総合理工学研究科生命医工学専攻 在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱いに関する申合せ  
(平成30年3月7日 生命医工学専攻会議 決定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第40条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科生命医工学専攻（以下「本専攻」という。）の在学期間1年以上2年未満で修了（以下「早期修了」という。）する者の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 早期修了の対象となる者は、修了を希望する学期の終了時（3月又は9月）に在学期間が1年以上に達し、かつ、事前審査の承認を得た後、所定の修了要件を満たした者とする。

(事前審査)

第3条 早期修了を希望する者は、3月に修了を希望する場合は10月10日までに、9月に修了を希望する場合は4月10日までに、指導教員に申し出ることとする。

なお、この申し出の期日は、年度により変更されることがある。

2 指導教員は、次の各号に掲げる書類（A4版の任意の様式）を、希望者の所属するキャンパスの学生・教務委員に提出する。

一 学生からの申出書

二 学生の履歴書

研究歴を主として記載したもの。

三 学生の単位修得状況（修得見込みを含む）及び履修計画に関する調書

四 学生の修士論文作成状況に関する調書

五 指導教員の推薦理由書

この申合せの適用を受けるに値する優秀であることの理由を、学業成績に関する所見、研究課題に対するアプローチの仕方における学生の資質と寄与の程度及び研究能力に関する所見等とともに記載したもの。

六 学生の業績書

学位論文に関連した筆頭著者の原著論文1編以上に関する資料が添付されたもの。

七 指導教員は、前各号に掲げるもののほか、必要と認める場合には、次の書類を提出できる。

イ 学生が、他の大学院又は外国の大学院で修得した単位がある場合には当該大学院の成績証明書

ロ 修了後の進路に関する調書（博士課程への進学等）

ハ その他参考となる書類

3 当該キャンパスの学生・教務委員は、前頁の書類に基づき、当該分野における審査を行う。承認された場合は、3月に修了を希望する場合は10月末日までに、9月に修了を希望する場合は4月末日までに、学生・教務委員長宛てに、本専攻における審査を依頼する。

4 学生・教務委員長は、同委員会における審査を行ない、承認された場合は、生命医工学専攻会議に諮り、事前審査を行う。

5 指導教員は、事前審査の結果を当該希望者に通知する。

(修士学位論文の審査)

第4条 事前審査に合格した者は、研究科及び本専攻の定める修士学位論文の審査手続きを行う。

(その他)

第5条 この申合せの実施に関し、疑義を生じた場合は、生命医工学専攻会議の議により決定する。

附 則

本申し合わせは、平成30年4月1日から実施する。

# 転専攻に関する申合せ

---

総合理工学研究科（以下「研究科」という。）における転専攻については、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号）第26条第2項の規定に基づき、以下の定めるところによる。

## 第1条 転専攻の申出資格

研究科の1年次在籍者とする。

## 第2条 転専攻の時期

学期又は学年の始めとする。

## 第3条 転専攻の手続き

転専攻の手続きは、次により行うものとする。

(1) 転専攻希望学生は、転専攻を希望する日の2ヶ月前までに、現指導教員及び受入れ専攻において指導を希望する教員の承諾を得たうえで、転専攻願（別紙様式1）及び研究計画書（別紙様式2）を、所属キャンパス担当者をとおして、研究科長へ提出する。

(2) 研究科長は、受入れ専攻に対して転専攻希望学生の受入れについての審査等を依頼する。

## 第4条 選考方法

受入れ専攻は適性等を判断するため、口頭試問を含む学習状況その他についての審査を行うものとする。

## 第5条 既修得単位の取扱

(1) 転専攻前に修得した科目の単位は、受け入れ専攻等において修得したものとみなす。

(2) 受け入れ専攻が認める場合は、研究科の承認を得て、修了に必要な単位の参入することができる。

## 第6条 転専攻の判定

総合理工学研究科委員会で決定する。

## 第7条 在学期間

転専攻をした者は、転専攻をする前に在学した期間（休学期間を除く。）を通算し、4年を超えて在学することができない。

## 第8条 休学期間

転専攻をした者の休学期間は、転専攻をする前に休学した期間を通算し、2年を超えることができない。

## 第9条 留意事項

本申合せにより転専攻を認められた学生に対しては、以後の転専攻は認めないものとする。

## 第10条 その他

本申合せに規定するもののほか、転専攻に関して必要な事項は、各専攻において定める。

## 附則

この申合せは、平成26年2月20日から実施する。

## 附則

この申合せは、平成28年7月14日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

転専攻願

総合理工学研究科長 殿

入学年月  
専攻及び分野  
学籍番号  
氏 名

印

下記のとおり転専攻したいので、ご許可願います。

記

1. 受け入れを希望する専攻 \_\_\_\_\_ 専攻

2. 転専攻希望年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3. 転専攻を希望する理由 (詳細に記入)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4. 現 指 導 教 員 \_\_\_\_\_ 印

5. 受け入れを希望する専攻の希望指導教員 \_\_\_\_\_ 印

(別紙様式2)

研 究 計 画 書

学籍番号		氏 名		備 考	※
------	--	-----	--	-----	---

研究テーマ	

※印の欄は記入しないでください。

信州大学大学院総合理工学研究科

# 交流協定に基づく留学に伴う教育課程の計画的特例履修に係る申合せ

信州大学大学院学則(平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「学則」という。)第38条の2の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科(修士課程)の学生(以下「学生」という。)が、信州大学大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、学則第15条に定める標準修業年限(2年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること(以下「計画的特例履修」という。)に係る取扱いを、次のとおり定める。

## 第1 申請資格

計画的特例履修の申請を行うことができるのは、交流協定に基づき留学する1年次の学生(大学院学則第38条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)とする。

## 第2 計画的特例履修の申請手続

計画的特例履修の開始日は、原則として計画的特例履修を申請した年度の翌年度とする。

## 第3 計画的特例履修が適用された場合の修業年限

計画的特例履修が適用された場合の修業年限は、3年間を超えることはできない。

## 第4 申請手続

- 1) 計画的特例履修を希望する学生は、原則として留学を希望する2か月前までに「計画的特例履修申請書」(別紙様式1)を研究科長に提出する。ただし、2年次在学中に留学を希望する場合は、1年次在学中の1月末日(10月入学者は7月末日)までに提出するものとする。
- 2) 計画的特例履修を許可された学生が休学する場合は、休学する1か月前までに「休学に伴う計画的特例履修期間変更申請書」(別紙様式2)を研究科長に提出する。
- 3) 計画的特例履修を許可された学生が、当該履修の期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「計画的特例履修期間短縮申請書」(別紙様式3)を研究科長に提出する。

## 第5 計画的特例履修の許可及び報告

研究科長は、第4に定める申請があったときは、大学院総合理工学研究科代議員会(以下「代議員会」という。)の議を経て、許可の可否を決定し、許可した場合、「計画的特例履修許可書」(別紙様式4)、「休学に伴う計画的特例履修期間変更許可書」(別紙様式5)又は「計画的特例履修期間短縮許可書」(別紙様式6)により当該学生に通知するとともに、学長に報告する。

## 第6 授業料の納入

計画的特例履修を許可された学生は、信州大学授業料等に関する規程(平成16年信州大学規程第85号)に定める授業料の額を各学期の納入期限までに納入するほか、計画的特例履修の期間の短縮を許可された場合及び学年の途中で修了する場合も同規程による。

## 第7 その他

この申合せに定めるもののほか、計画的特例履修に関し必要な事項は、代議員会が定める。

### 附 則

この申合せは、平成26年1月17日から施行する。

### 附 則

この申合せは、平成28年7月14日から施行する。

(別紙様式1)

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科 専攻  
学籍番号  
氏 名  
生年月日 年 月 日

### 計画的特例履修申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

**留学期間** (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

**留学先大学名** .....

**計画的特例履修の期間** (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

**計画的特例履修期間中の履修計画** (※裏面に詳細に記載してください。)

学務担当者



### 計画的特例履修期間中の履修計画

(留学期間も含めて記載すること)

●当初予定した履修計画と計画的特例履修期間中の履修計画

履修年度	当初予定した履修計画	計画的特例履修期間中の履修計画
前学期		
年度		
後学期		

(別紙様式2)

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科 専攻  
学籍番号  
氏 名  
生年月日 年 月 日

### 休学に伴う計画的特例履修期間変更申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

**休学理由** .....

**休学期間** (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

**認められている計画的特例履修の期間**  
(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

**変更後の履修期間**  
(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

**履修計画** (※ 裏面に詳細に記載してください。)

指導教員等



### 計画的特例履修期間変更後の履修計画

(留学期間も含めて記載すること)

●計画的特例履修期間中の履修計画と計画的特例履修期間変更後の履修計画

履修年度	計画的特例履修期間中の履修計画	計画的特例履修期間変更後の履修計画
前学期		
年度		
後学期		

(別紙様式3)

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科 専攻

学籍番号

氏 名

生年月日 年 月 日

### 計画的特例履修期間短縮申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由.....  
.....  
.....

認められている計画的特例履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

短縮する履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

修得状況等 (※裏面に詳細に記載してください。)

学務担当者 

会計担当者  
認

### 計画的特例履修期間短縮の履修計画

(留学期間も含めて記載すること)

●計画的特例履修期間中の履修計画と計画的特例履修期間短縮の履修計画

履修年度	計画的特例履修期間中の履修計画	計画的特例履修期間短縮の履修計画
前学期		
年度		
後学期		

# 長期履修学生制度の取扱要項

この取扱要項は、信州大学大学院総合理工学研究科規程（平成28年信州大学規程第268号）第16条に定める長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）について、社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図ることを目的として、本研究科における取扱いを、次のとおり定める。

1. 申請資格  
原則として職業を有している社会人とする。
2. 長期履修の開始日  
原則として年次の始めとする。
3. 長期履修の在学年限  
4年間を超えることはできない。
4. 申請手続き  
長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期履修希望調書」（別紙様式1）を、入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。  
在学生にあつては1年次の後学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長に提出する。  
休学に伴う変更については、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式3-1）を研究科長に提出する。  
また、相当の理由により長期履修期間を延長する場合は、「長期にわたる教育課程の履修期間変更申請書」（別紙様式3-2）を研究科長に提出する。
5. 履修期間の短縮申請手続き  
申請が認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」（別紙様式4）を研究科長に提出する。
6. 審査及び報告  
研究科長は、提出された申請書の審査を専攻会議に付託する。  
なお、審査結果は、当該学生あてに許可書（別紙様式5, 6-1, 6-2, 7）を通知するとともに、学長に報告（別紙様式8, 9-1, 9-2, 10）する。
7. 授業料の納入  
申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程（平成16年信州大学規程第85号）」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮を許可された場合及び学年途中で修了する場合も同規程による。

## 附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科  
専攻

入学年度  
受験番号  
氏 名  
生年月日 (西暦  
(元号)) 年 月 日生

長期履修希望調書

標記のことについて、下記のとおり希望します。

記

履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

現 職 .....

(別紙様式1) 裏面なし

(別紙様式2)

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科  
専攻

入学年度  
学籍番号  
氏 名  
生年月日 (西暦  
(元号)) 年 月 日生

長期にわたる教育課程の履修申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由 .....

履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

履修計画 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員 ①

(別紙様式2) 裏面

履 修 計 画

(入学時点からのものを記載すること)

- 修得単位数等
  - ・修得単位数.....単位
  - ・そ の 他.....

●履修計画

履修年度	前 期	後 期
年度		

※ 計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第16条に定める在学期間を超えることはできない。

(別紙様式 3-1)

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科 専攻

入学年度  
学籍番号  
氏名  
生年月日 (西暦(元号)) 年 月 日生

休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

休学理由 .....

休学期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

履修計画 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員  ④

(別紙様式 3-1) 裏面

履修計画

(入学時点から休学期間も含めて記載すること)

●修得状況及び今後の履修計画

Table with 3 columns: 履修年度, 前期, 後期. Rows for 年度 from 1 to 10.

※ 計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第 16 条に定める在学期間を超えることはできない。

(別紙様式 4)

(元号) 年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長 殿

信州大学大学院総合理工学研究科 専攻

入学年度  
学籍番号  
氏名  
生年月日 (西暦(元号)) 年 月 日生

長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由 .....

認められている履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

短縮する履修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日  
(入学年月日を記入)

修得状況等 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員  ④

会計担当者確認

(別紙様式 4) 裏面

修得状況等

(入学時点から休学期間も含めて記載すること)

●修得状況等

Table with 3 columns: 履修年度, 前期, 後期. Rows for 年度 from 1 to 10.

# 他の大学院等における研究指導に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 信州大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第36条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科の学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」という。)において、特定の課題について研究指導を受ける場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(協議)

第2条 大学院学則第36条に規定する協議は、他の大学院等と事前に次の各号に掲げる事項について、指導教員が調整の上、総合理工学研究科長(以下「研究科長」という。)が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 他の大学院等における研究を指導する者
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(研究指導の許可)

第3条 他の大学院等において研究指導を受けることの許可は、代議員会の議を経て、研究科長が行う。

(受入れの依頼)

第4条 研究科長は、前条により研究指導を受けることを許可した学生について、大学院等に受入れを依頼するものとする。

(研究指導の手続)

第5条 他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、大学院等が国内にある場合は、履修願(別紙様式1)を、外国にある場合は留学願(別紙様式2)を指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

(研究指導の許可期間)

第6条 他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、1年を超えないものとする。

(研究課題)

第7条 他の大学院等において受ける研究指導の課題は、研究科の学生として必要かつ適切な指導を受けることが期待できる研究課題とする。

(研究報告)

第8条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、研究指導を受け始めたときは、直ちに研究開始届(別紙様式3)を研究科長に提出しなければならない。

2 他の大学院等において研究指導を受け終わったときは、直ちに研究終了届(別紙様式4)及び研究成果報告書(別紙様式5)に大学院等から交付された研究指導を受け終わったことの証明書等を添付の上研究科長に提出しなければならない。

(授業料の納付)

第9条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、当該期間中においても、信州大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附則

この要項は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 工学系研究科が存続するまでの間、現に工学系研究科に在学する学生については、この要項中「理工学系研究科」を「工学系研究科」と、「理工学系研究科長」を「工学系研究科長」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

附則

- 1 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。
- 2 理工学系研究科が存続するまでの間、現に理工学系研究科に在学する学生については、この要項中「総合理工学研究科」を「理工学系研究科」と、「総合理工学研究科長」を「理工学系研究科長」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

附則

- 1 この要項は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

研究指導申請願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので御許可くださるようお願いします。

記

1. 研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所等名
2. 研究期間  
(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで
3. 研究課題
4. 他の大学院等における研究指導者
5. 理 由

別紙様式 2

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

留 学 願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので留学いたしたく、御許可くださるようお願いします。

記

1. 留学先（研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所等名）  
(交流協定の有無：有/無)
  2. 他の大学院等における研究指導者
  3. 所在地
  4. 留学期間  
(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで
  5. 出発（予定）年月日  
(元号) 年 月 日
  6. 研究課題
  7. 理 由
  8. 渡航先の連絡場所
  9. 旅費及び滞在費の負担（自己負担、本学負担（研究室負担、プロジェクト名等）、受入先負担等の、経費の負担区分を記入する）
- 備考 滞在保証書又はこれに類する書類及び当該大学院等の概要又は案内書等を添付すること。

別紙様式 3

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研 究 開 始 届

私は、 \_\_\_\_\_ (大学大学院) \_\_\_\_\_ (研究所)  
\_\_\_\_\_ (研究科) で \_\_\_\_\_ の  
指導の下に研究課題 \_\_\_\_\_ についての研究を  
\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から開始しましたのでお届けします。

指導教員・氏名 \_\_\_\_\_ 印

別紙様式 4

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研 究 終 了 届

私は、 \_\_\_\_\_ (大学大学院) \_\_\_\_\_ (研究所)  
\_\_\_\_\_ (研究科) で \_\_\_\_\_ の  
指導の下に研究課題 \_\_\_\_\_ についての研究を  
行っておりましたが \_\_\_\_月 \_\_\_\_日終了しましたのでお届けします。

指導教員・氏名 \_\_\_\_\_ 印

別紙様式 5

(元号) 年 月 日

総合理工学研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_ 専攻  
所属分野名 \_\_\_\_\_ 分野  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研 究 成 果 報 告 書

1. 研究指導を受けた他の大学院研究科名又は研究所名
2. 研究指導者の職・氏名
3. 研究期間  
(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで
4. 研究課題
5. 研究成果概要 (600字以内)





## 規 則 集 2 (学則・規程)

---

信州大学大学院学則

信州大学学位規程

信州大学大学院総合理工学研究科規程

信州大学学生生活に関する通則

信州大学における掲示に関する規程

信州大学授業料等に関する規程（抄）

信州大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規程(抄)

信州大学附属図書館利用規程

信州大学工学部寄宿舍若里寮規程

信州大学工学部講義室使用内規

工学部講義室使用要領

信州大学工学部体育施設内規

工学部体育施設使用要領

信州大学工学部課外活動共用施設内規

信州大学工学部課外活動共用施設使用要領

※規程改正等が行われる場合があります。改正後の規程については、  
信州大学ホームページ

<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/>

をご覧ください。

(平成16年4月7日(信州大学学則第2号))

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 収容定員(第7条)
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
- 第4章 研究科長及び運営組織(第9条-第11条)
- 第5章 学年、学期及び休業日(第12条-第14条)
- 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
- 第7章 入学(第17条-第27条)
- 第8章 教育課程(第27条の2-第39条)
- 第9章 修了要件、学位授与等(第40条-第47条)
- 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第48条-第54条)
- 第11章 賞罰(第55条・第56条)
- 第12章 科目等履修生(第57条-第63条)
- 第13章 研究生(第64条-第68条)
- 第14章 聴講生(第69条-第74条)
- 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生(第75条-第83条)
- 第16章 外国人留学生(第84条-第87条)
- 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料(第88条-第92条)
- 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
- 第19章 補則(第94条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。  
(自己点検及び自己評価)
- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 第2条 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 第3条 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。  
(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

- 総合人文社会科学研究科
- 教育学研究科
- 総合理工学研究科
- 医学系研究科

総合理工学研究科

2 第5条の教育学研究科高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。

(課程)

- 第4条 総合人文社会科学研究科、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合理工学研究科に博士課程を置く。
- 2 総合理工学研究科の博士課程は、第5条の2に規定する総合理工学研究科医学系専攻医学分野、生命工学専攻生命工学分野4年制コース及び生命工学専攻生体医学分野4年制コースの4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)並びに同条に規定する医学系専攻保健学分野、総合理工学専攻、生命工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命工学専攻生体医学分野3年制コースの後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士後期課程」という。)とする。
- 3 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 第4条の2 教育学研究科に、専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 3 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。

(専攻)

第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

- 総合人文社会科学研究科
  - 総合人文社会科学専攻
  - 教育学研究科
  - (専門職学位課程)
    - 高度教職実践専攻
- 総合理工学研究科
  - 理学専攻
  - 工学専攻
  - 繊維学専攻
  - 農学専攻
  - 生命工学専攻
- 医学系研究科
  - 医科学専攻
  - 保健学専攻
- 総合医理工学研究科
  - 医学系専攻
  - 総合理工学専攻
  - 生命工学専攻
- (分野及びコース)
  - 第5条の2 総合人文社会科学研究科の専攻に、次の分野を置く。
    - 総合人文社会科学専攻 人間化学分野
    - 心理学分野
    - 経済学分野
    - 法学分野
  - 2 総合理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。

- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第5章 学年、学期及び休業日  
(学年)
- 第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (学期)
- 第13条 学年を次の2学期に分ける。  
前学期 4月1日から9月30日まで  
後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

- (学期の分割)
- 第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

- (休業日)
- 第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 土曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (4) 春季休業
  - (5) 夏季休業
  - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

- 第15条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。  
(在学期間)
- 第16条 修士課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができる。
- 第7章 入学  
(入学の時期)

- 医学系専攻 医学分野  
保健学分野  
ファイバー工学分野  
総合理工学専攻 エネルギー・システム工学分野  
物質創成科学分野  
山岳環境科学分野  
生物・生命科学分野  
教理・社会システム科学分野  
生命医工学専攻 生命工学分野  
4年制コース  
3年制コース  
4年制コース  
3年制コース  
生体医工学分野

(組織の編制)

- 第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

- 2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

- 第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

- 第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとし、(以下「研究指導」という。)(は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

- 第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

総合人文社会科学研究科長	人文科学系長、教育学系長及び社会科学系長の輪番
教育学研究科長	教育学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び獣医学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合医理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び獣医学系長の輪番

- 2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(教育研究評議会)

- 第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人(信州大学)教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。))において行う。

(大学院研究科委員会)

- 第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。))を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により当該外国の学校教育に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもので、
- (11) 外国に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

- (4) 2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
  - (6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの
  - (8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - (9) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 第19条の2 総合理工学研究科医学系専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
  - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものであるもの
- 第20条 総合理工学研究科の総合理工学専攻、生命理工学専攻(生命理工学分分野3年制)コース及び生命理工学専攻(生命理工学分分野3年制)コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(教育課程の編成方針)  
第27条の2 本大学院(専門職大学院を除く。次項において同じ。)は、本大学院、研究所及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に必要と認められる授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、別に定める教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(博士課程学位プログラム)

第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたリグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。))として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。

(1) ファイバーネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラム

(2) サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム

2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第28条 本大学院の各研究所(教育学研究所高度教職実践専攻を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 教育学研究所高度教職実践専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究所において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究所は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 研究所は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行う場合についても、同様とする。

4 研究所は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者  
(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものである

(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならぬ。

(入学者の決定)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収贈予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(研究科間の転科等)

第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究所の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究所の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程



は、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認めるときは、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 総合理工学研究科医学系専攻保健学分野 18 単位
- (2) 総合理工学研究科総合理工学専攻、生命工学専攻生命工学分野 3 年制コース及び生命医工学専攻生命工学分野 3 年制コース 16 単位

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認めるときは、当該課程に1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間(2年を限度とする。))を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認めるときは、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)において、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

第42条の3 削除

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻については、第42条の2の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の3 削除

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げたとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上休学することができない者は、医師の診断書又は理由書添えて学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えてはならない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算し、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学博士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願ひ出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
- (4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- (6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

## 第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することができる。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することができる。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第15章 特別聴講生及び特別研究学生

(特別聴講生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(特別聴講生及び特別研究学生の入学の時期)

第77条 特別聴講生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

第78条 特別聴講生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

第79条 特別聴講生及び特別研究学生の授業料は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

(2) 大学院間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学院間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講生及び特別研究学生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講生及び特別研究学生に関する細目)

第83条 特別聴講生及び特別研究学生に關し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留學生

(外国人留學生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留學生として入学を許可することができる。

第85条 削除

(協定留學生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入  
学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

(授業料等)

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならぬ。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならぬ。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情がある  
と認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがあ  
る。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除す  
ることがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を  
返還する。

(1) 入学を許可されたとき納付した授業料であつて、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料  
相当額  
(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学  
した場合における後期分授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の  
全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第93条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成  
し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項  
は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 医学系研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1  
収容定員表の規定にかかわらず、附則表第1のとおりとする。

3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定に  
かわかわらず、附則表第2のとおりとする。

4 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信  
州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成6年  
信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」とい  
う。)に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻(以下「旧大学院学則」の  
規定は、当該学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人(信州大学が設置する信州大学  
の大学院(以下「新大学院」という。))に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、なおその効力を  
有する。

5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学  
則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日ま  
での間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容		定員
		平成16年度	平成17年度	
医学研究科	医学系専攻	96	144	
		加齢適応医科学系専攻	42	

附則表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成16年度	平成17年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38	

附 則(平成16年4月22日平成16年度学則第2号)

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年9月16日平成16年度学則第3号)

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度学則第5号)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2  
を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。

3 平成17年3月31日に置かれている工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻  
及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在  
学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平  
成18年度における収容定員は、附則表第1のとおりとする。

附則表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容		定員
		平成17年度	平成18年度	
工学系研究科地球環境システム科学専攻	地球環境システム科学専攻	12	6	
	生物機能工学専攻	26	13	
	材料工学専攻	18	9	
	システム開発工学専攻	20	10	

- 4 総合工学系研究科生命科学機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容 定員	
		平成17年度	平成18年度
総合工学系研究科生命科学機能・ファイバー工学専攻	システム開発工学専攻	15	30
	物質創成科学専攻	12	24
	山岳地域環境科学専攻	7	14
	生物・食料科学専攻	8	16
		7	14

- 5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容 定員	
		平成17年度	平成18年度
法曹法務研究科法曹法務専攻		40	80

附 則(平成17年6月16日平成17年度学則第1号)

この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則(平成18年2月16日平成17年度学則第3号)

この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(平成18年3月16日平成17年度学則第5号)

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則(平成18年12月21日平成18年度学則第4号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度学則第5号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 1 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成19年度	平成20年度
医学系研究科保健学専攻		14	

附 則(平成19年12月26日平成19年度学則第3号)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月19日平成19年度学則第6号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第3号)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成21年度	平成22年度
医学系研究科保健学専攻		14	

- 4 医学系研究科医学系専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科医学系専攻		188	184	180

- 5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科保健学専攻		14	4	8

附 則(平成21年5月21日平成21年度学則第2号)

この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年3月26日平成21年度学則第4号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 1 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

- 4 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
工学系研究科機械システム工学専攻			59

電気電子工学専攻	81
社会開発工学専攻	76
物質工学専攻	51
情報工学専攻	85
環境機能工学専攻	35
素材開発化学専攻	36
機能機械学専攻	41
精密素材工学専攻	35

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成22年度	平成23年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則(平成22年10月21日平成22年度学則第1号)  
この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度学則第3号)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第2号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第1 (附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成24年度
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	16
	物質基礎科学専攻	26	26
	地球生物圏科学専攻	28	28
	機械システム工学専攻	32	32
	電気電子工学専攻	45	45
	社会開発工学専攻	40	40
	物質工学専攻	30	30
	情報工学専攻	45	45
	環境機能工学専攻	20	20
	応用生物科学専攻	21	21
	繊維システム工学専攻	21	21
	素材開発化学専攻	23	23
	機能機械学専攻	20	20
	精密素材工学専攻	23	23
	機能高分子学専攻	21	21
	感性工学専攻		

計	432
---	-----

- 工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成24年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	16
	物質基礎科学専攻	26	26
	地球生物圏科学専攻	28	28
	機械システム工学専攻	32	32
	電気電子工学専攻	45	45
	土木工学専攻	12	12
	建築学専攻	30	30
	物質工学専攻	45	45
	情報工学専攻	20	20
	環境機能工学専攻	34	34
	繊維・感性工学専攻	28	28
	機械・ロボット学専攻	64	64
	化学・材料専攻	24	24
	応用生物科学専攻		
	計	434	434

- 工学系研究科医学専攻の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成24年度
医学系研究科	医科学専攻	32	32

- 平成24年3月31日に置かれている医学系研究科医学専攻、臓器移植細胞工学医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成24年度から平成26年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとする。

附則別表第4 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
		医学系研究科	医学系専攻	132	88
	臓器移植細胞工学医学系専攻	42	28	14	14
	加齢適応医科学系専攻	42	28	14	14

- 医学系研究科医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の平成24年度から平成26年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。

附則別表第5 (附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
		医学系研究科	医学系専攻	40	80
	疾患予防医科学系専攻	8	16	24	24

この学則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則(平成24年12月20日平成24年度学則第2号)

この学則は、平成24年12月20日から施行する。ただし、この学則による改正後の第38条の2及び第86条の規定については、平成25年2月2日から施行する。

附 則(平成25年2月2日平成24年度学則第4号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日平成24年度学則第5号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日平成25年度学則第5号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日平成26年度学則第5号)

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表 (附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	18	

附 則(平成28年3月30日平成27年度学則第4号)

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科学校教育専攻の学校教育専攻及び臨床心理学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科教科教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成28年度における収容定員は、附則別表第2のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 教育学研究科学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。
- 平成28年3月31日に置かれている理工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成28年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 平成28年3月31日に置かれている農学研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科

の平成28年度における収容定員は、附則別表第5のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

7 総合理工学研究科の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、

附則別表第6のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
教育学研究科	学校教育専攻	5	
	臨床心理学専攻	3	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
教育学研究科	教科教育専攻	3	
	国語教育専攻	4	
	社会科教育専攻	3	
	理科教育専攻	4	
	音楽教育専攻	3	
	美術教育専攻	3	
	保健体育専攻	3	
	技術教育専攻	3	
	家政教育専攻	3	
	英語教育専攻	3	

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
教育学研究科	学校教育専攻	20	
	高度教職実践専攻	20	

附則別表第4(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット学専攻	28	
	化学・材料専攻	64	
	応用生物科学専攻	24	

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
農学研究科	食料生産科学専攻	20	
	森林科学専攻	17	
	応用生命科学専攻	16	
	機能性食料開発学専攻	16	

附則別表第6(附則第7項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	平成29年度
総合理工学研究科	理学専攻	75	
	工学専攻	240	
	繊維学専攻	160	
	農学専攻	65	
	生命医工学専攻	35	

附 則(平成28年6月22日平成28年度学則第1号)

この学則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則(平成29年3月29日平成28年度学則第3号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日平成29年度学則第3号)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- この学則は、平成30年4月1日に置かれている医学系研究科の医学系専攻、疾患予防医学専攻及び保健学専攻博士後期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、附則別表第1のとおりとする。
- 平成30年3月31日に置かれている総合工学系研究科の生命機能・フアイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成31年度までにおける収容定員は、附則別表第2のとおりとする。
- 平成30年3月31日に置かれている人文科学専攻のうち人間文化学分野の収容定員は8とする。
- 令和2年3月31日に人文科学専攻の専攻名が変更となる専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学系研究科(博士課程)	医学系専攻	120	80	40
	疾患予防医学系専攻	24	16	8
	保健学専攻	8	4	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成30年度	平成31年度

総合工学系研究科	生命機能・フアイバー工学専攻	30	15
	システム開発工学専攻	24	12
	物質創成科学専攻	14	7
	山岳地域環境科学専攻	16	8
	生物・食料科学専攻	14	7

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合医理工学研究科	医学系専攻	48	96	144
	総合理工学専攻	38	76	
	生命医工学専攻	15	30	45

附 則(平成31年3月28日平成30年度学則第4号)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に人文科学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月17日令和元年度学則第1号)

この学則は、令和元年10月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日に置かれている人文科学専攻の各専攻、教育学研究科学校教育専攻及び経済・社会政策研究科の各専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の令和2年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。
- 総合人文社会科学専攻及び教育学研究科高度教職実践専攻の令和2年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。この場合において、総合人文社会科学専攻の専攻名が変更となる専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 令和2年3月31日に人文科学専攻の専攻名が変更となる専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
人文科学研究科	地域文化専攻	5	
	言語文化専攻	5	
教育学研究科	学校教育専攻	20	
	経済・社会政策	6	
	科学専攻	10	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名等	収容定員	
		令和2年度	令和3年度
総合人文社会科学	総合人文社会科学専攻	36	
教育学研究科	高度教職実践専攻	50	

別表第1(第7条関係)

生命工学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科
--------	---------------------------	----------

収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	72	36				
	計	20	10				
教育学研究科	高度教職実践専攻					60	30
	計	40	20			40	20
総合理工学研究科	理学専攻	150	75				
	工学専攻	480	240				
	繊維学専攻	320	160				
	農学専攻	130	65				
	生命工学専攻	70	35				
	計	1,150	575				
医学系研究科	医学専攻	24	12				
	保健学専攻	28	14				
	計	52	26				
総合医理工学研究科	医学系専攻			186	48		
	総合理工学専攻			114	38		
	生命医工学専攻			55	15		
	計			355	101		
合計		1,274	637	355	101	60	30

備考 総合人文社会科学研究科総合人文社会科学専攻のうち人間文化分野の収容定員は16とし、入学定員は8とする。

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等	教育職員免許状の種類		免許教科又は特別支援教育領域	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語	国語, 地理歴史, 公民, 英語
総合人文社会科学研究科	人間文化分野				
	科学専攻	幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状		
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 家庭, 英語	
		特別支援学校教諭専修免許状	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者	
		中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	数学, 理科	
		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	数学, 理科	
総合理工学研究科	理学専攻	中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	理科, 情報, 工業	
		中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	理科, 工業	
総合理工学研究科	工学専攻	中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	理科, 工業	
総合理工学研究科	繊維学専攻	中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	理科, 工業	
総合理工学研究科	農学専攻	中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	理科	
		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	理科, 農業	

## ○信州大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条並びに信州大学学位規程(平成 16 年信州大学学位規程第 1 号。以下「学位規程」という。)第 55 条及び信州大学大学院学位規程(平成 16 年信州大学大学院学位規程第 2 号。以下「大学院学位規程」という。)第 46 条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関する必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位の授与は、学位規程の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第 4 条 修士の学位の授与は、大学院学位規程の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第 5 条 博士の学位の授与は、大学院学位規程の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試験により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第 5 条の 2 専門職学位の授与は、大学院学位規程の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第 6 条 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定により学位論文(大学院学位規程第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後 1 年以内に博士論文を提出した場合、論文審査手数料を免除する。  
(学位論文)

第 8 条 学位論文は、自著 1 編(3 通)とする。

第 9 条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第 10 条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じた当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第 11 条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学位規程第 43 条第 1 項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試験を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認められた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第 12 条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第 13 条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学位規程第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後 3 月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後 1 年以内に終了するものとする。

第 14 条 第 11 条第 1 項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。  
2 第 5 条第 2 項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

3 前項の試験は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は 2 外国語を、総合工芸系研究科は 1 外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第 5 条第 2 項の規定による学位を申請するときは、第 2 項の試験を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第 15 条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第 4 条及び第 5 条第 1 項によるものについては、課程の修了の可否、第 5 条第 2 項によるものについては、その論文の審査及び学力試験の可否について議決をする。

2 教育学研究科委員会は、第 5 条の 2 によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

3 前 2 項の議決は、研究科委員会の 3 分の 2 以上出席した研究科委員会において、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第 16 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 によるものについては、課程の修了を、第 5 条第 2 項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から 1 年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

医学部	医学科	学士 (医学)
	保健学科	学士 (看護学)
		学士 (保健学)
工学部	物質化学科 電子情報システム工学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 建築学科	学士 (工学)
農学部	農学生命科学科	学士 (農学)
繊維学部	先進繊維・感性工学科	学士 (工学)
	機械・ロボット学科	
	化学・材料学科 応用生物科学科	学士 (農学)

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合人文社会科学研究所	総合人文社会科学専攻	修士課程	修士 (文学)
	総合人文社会科学専攻	修士課程	修士 (心理学)
総合理工学研究科	理学専攻	修士課程	修士 (経済学)
	工学専攻	修士課程	修士 (法学)
	繊維学専攻	修士課程	修士 (理学)
	農学専攻	修士課程	修士 (工学)
医学系研究科	生命医工学専攻	修士課程	修士 (工学)
	医科学専攻	修士課程	修士 (農学)
	保健学専攻	修士課程	修士 (農学)
	保健学専攻	修士課程	修士 (農学)

博士の学位(第5条第1項によるもの)

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合理工学研究科	医学系専攻	博士課程	博士 (医学)
	総合理工学専攻	博士課程	博士 (保健学)
総合理工学研究科	総合理工学専攻	博士課程	博士 (学術)
	総合理工学専攻	博士課程	博士 (理学)
	総合理工学専攻	博士課程	博士 (工学)
総合理工学研究科	生命医工学専攻	博士課程	博士 (農学)
	生命医工学専攻	博士課程	博士 (医学)
総合理工学研究科	生命医工学専攻	博士課程	博士 (工学)
	生命医工学専攻	博士課程	博士 (農学)

博士の学位(第5条第2項によるもの)

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
総合理工学研究科	博士 (医学)
総合理工学研究科	博士 (保健学)
総合理工学研究科	博士 (学術)

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名譽を汚辱する行為があつたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかるとする。平成30年3月31日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかるとする。この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年3月31日までの間に授与する博士の学位(博士(工学)を除く。)の取扱い又は医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後1年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第5条第2項により授与する博士の学位のうち、博士(医工学)については、総合理工学研究科において同条第1項による博士(医工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に人文科学研究所、教育学研究科、教育学研究科、教育学専攻又は経済・社会政策科学研究科に在学している者にかかるとする。令和2年3月31日に人文科学研究所、教育学研究科、教育学専攻又は経済・社会政策科学研究科に在学している者にかかるとする。この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文学科	学士 (文学)
教育学部	学校教育教員養成課程	学士 (教育学)
経法学部	応用経済学科	学士 (経済学)
	総合法律学科	学士 (法学)
理学部	数学科	学士 (理学)
	理学科	学士 (理学)

博士 (理学)
博士 (工学)
博士 (農学)
博士 (医工学)

専門職の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1 (学士の場合)

○第 号 卒業証書・学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学○○学部 (○○学科) 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士 (○○) の学位を授与する

年 月 日 信州大学○○学部長 氏 名  印

学部印 信州大学 長 氏 名  印

大学印

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学  印

別記様式3 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する

年 月 日 信州大学  印

別記様式4 (論文提出による場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する

年 月 日 信州大学  印

別記様式5 (大学院の専門職学位課程を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○ (専門職) の学位を授与する

年 月 日 信州大学  印

別記様式6 (大学院の博士課程 (大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム) を修了した場合)

第 号 学位記氏名 年 月 日 名 日生

△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する

年 月 日 信州大学  印

※△△△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

## 〇信州大学大学院総合理工学研究科規程

(平成 28 年 2 月 18 日信州大学規程第 268 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」といふ。)及び信州大学学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)に定めるもののほか、信州大学大学院総合理工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 1 条の 2 研究科における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 人材養成に関する目的  
研究科は、教育・研究の理念に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の 5 専攻の専門研究分野の高度専門技術者と研究者を養成することを目的とする。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する連取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人の養成を目的とする。また、教育・研究の目標に掲げた、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び環境と調和した社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。
- 2) 教育・研究上の目的  
研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、教育・研究の目標等に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の各分野において、社会に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。また、先鋭領域融合研究群と連携して最先端領域の研究を推進する。これにより、高度な専門的知識と実践的技術力を持つとともに、それをさまざまな課題解決に柔軟に応用できる高度専門職業人を養成することを教育・研究上の目的とする。

2 理学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 先端科学技術を開拓できる独創的研究能力及び国際社会において持続的発展の可能な社会をリードできる高度な研究能力を有する環境マインドをもった先導的な人材の育成を目指す。
- 2) 自然界や社会における現象や構造の解明を目的として、数学、物理学、化学、生物学、地球等の基礎科学をふまえて多様な分野の基礎研究を行う。
- 3) 常識にとらわれない批判的思考力や発露の表現力を持つ教育方針をとり、さまざまな課題に対処できる研究者、高度専門職業人等の養成を目標としている。
- 4) 知的好奇心と探究心に基づき独創的研究をおこない、人類社会の持続的発展に寄与する人材を育成することを旨とする。

3 工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 幅広い見識と健全な倫理観を持ち、国際的及び工学的な立場から社会の発展に寄与する精神と行動力を育成する。
- 2) 幅広い知識及び深い専門知識に基づいて自主的に学習できる能力及び応用能力を育成する。
- 3) 基礎理論に基づいて工学的及び学際的な観点から問題点や課題を発見することができ、筋道を立てて解決できる能力を育成する。
- 4) 技術者・研究者として自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力を有し、専門知識に基づいた発展的な議論を国際的に展開できる能力を育成する。
- 5) 自然環境に配慮した環境マインドを習得し、環境調和を旨とした工学的な取り組みを継続的に行う行動力を育成する。

4 繊維学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 衣・食・住の要である「繊維」に根ざした伝統的な科学技術を背景として、新しい文化の創造と高度な科学技術時代に対応できる国際感覚をもった技術者を養成する。
- 2) 「繊維・繊維マテリアル」分野の学際的領域で先端科学技術を開拓する研究能力を有した人材を養成する。

(3) 具体的に身につけさせる能力

- イ 優れた人格の形成：豊かな人間性、社会に対する貢献と責任意識、高い倫理観
- ロ 進展する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来創造能力
- ハ 普遍的基礎学力、課題設定・探求能力、学際・業際領域を開く創造的能力、自己啓発能力、チャレンジ精神、起業家精神(ベンチャー精神)
- ニ 基礎学力に裏付けされた専門性：専門的能力、実践的能力、経営・企画等能力(マネジメント能力)
- ホ 国際性：自国文化・異文化理解力、外国語能力と個性豊かな表現力
- ヘ 情報処理能力

(4) 資源、エネルギー、環境とリサイクル、安全で豊かな文化生活、情報・通信、医療・健康・福祉等に関する学際的先端領域を開拓するために以下の目的を設定する。

- イ 国際的、学際的工学系新領域の開拓
  - ロ フロンティアを生み出す文化創造科学技術の創成
  - ハ プロティア繊維総合技術科学の国際的核研究拠点(COE)の形成
  - ニ 産官学連携協力による新産業の創出
  - ホ 地域産業の振興への貢献
- 5 農学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 自然環境と調和のとれた持続可能な地域社会の発展に資する教育・研究を教授し、開発能力と高い倫理並びに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。
  - (2) 自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓する。
  - (3) 実践的技術及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成する。
  - (4) 社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れ、高度の学術、技術を修得させ、国内外の社会の発展に寄与する。
  - (5) 地域社会と連携を進め、産業の発展に貢献する。

6 生命医工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 健康・福祉・医療・創薬分野の現実課題を系統的に解決できる高度な専門技術者を育成する。
- (2) 医学・理学・工学・繊維学・農学分野の基礎知識に加えて健康・福祉・医療・創薬領域の専門知識とそれらに支えられた総合的課題解決能力を育成する。
- (3) 医療・健康と連携した生体工学・生命工学分野の教育研究を行うことにより、医療関連分野の発展に貢献することを旨とする。

(課程、専攻及び分野)

第 2 条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び分野は、別表第 1 に掲げるとおりとする。(修士課程学位プログラム)

第 3 条 研究科の繊維学専攻及び生命医工学専攻に、大学院学則第 27 条の 3 第 1 項第 1 号に定めるファイバーネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。

2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 条の 2 研究科の全ての専攻に、大学院学則第 27 条の 3 第 1 項第 2 号に定めるサステイナブルサイエティグローバル人材養成プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。

2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(地域共生マネージメントプログラム)

第 4 条 研究科の農学専攻及び生命医工学専攻に、地域共生マネージメントプログラムを実施するために必要な履修コースを置く。

- 2 前項の履修コースの標準修業年限は、大学院学則第 15 条第 2 項の規定に基づき、1 年間とする。
- 3 第 1 項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(山岳科学教育プログラム)  
第4条の2 研究科の理学専攻、工学専攻、繊維学専攻及び農学専攻に、山岳科学教育プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。

2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。  
(International Graduate Program for Agricultural and Biological Science)

第4条の3 研究科の農学専攻に、International Graduate Program for Agricultural and Biological Science を実施するために必要な履修コースを置く。

2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(コース)

第5条 研究科に、以下の履修コースを置く。

繊維学専攻、生命医工学専攻 繊維・フアイバー工学コース  
(研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)

第6条 研究科に研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長又は繊維学系長をもって充てる。

2 研究科に研究科長を補佐するため副研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長のうち、研究科長以外の学系長及び生命医工学専攻長をもって充てる。

3 専攻及び分野に長を置くことができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第7条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院総合理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第8条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(授業科目及び単位数)

第9条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目については、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算出した時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。

(履修方法等)

第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 学生は、授業科目を履修し、30単位以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。

3 学生は、大学院学則第8条第2項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)が特に必要と認めるときは、理学部、医学部、工学部、農学部又は繊維学

部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第12条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第13条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものと取り扱う。

3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第14条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第15条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10単位までとする。

3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願ひ出なければならぬ。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第17条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第18条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、信州大学学位規程第2条第2項に定めるとおりとする。

(入学者の選抜)

第19条 入志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書(成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を準用する。

2 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の留学期間は、1年を超えないものとする。ただし、本学と外国の大学院等との間におけるダブル・ディグリー等

(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーその他これらに準ずるものをいう。)に関する協定に基づき留学する場合は、この限りではない。

3 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第21条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第22条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(研究生)

第23条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(聴講生)

第24条 大学院学則第69条に定める聴講生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第25条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別研究生)

第26条 大学院学則第76条に定める特別研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第27条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の信州大学大学院理工学系研究科規程(平成24年信州大学規程第186号)は、平成28年3月31日に信州大学大学院理工学系研究科に在学する者に対して、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の第4条及び第4条の2を加える規定、別表第2研究科共通科目の表中、研究科共通科目欄に山岳科学教育科目群及び山岳科学に関する科目群を加える規定、理学専攻の表中、学外特別講義及び根拠生態学を加える規定並びに工学専攻の表中、航空機力学特論Ⅰ、航空機力学特論Ⅱ、航空機設計特論、航空機センサ特論、構造強度・振動学特論、航空機電気力学システム特論、交通インフラ安全工学、航空機力学・設計演習Ⅰ、航空機力学・設計演習Ⅱ、航空機電気力学・設計特別実験Ⅰ、航空機力学・設計特別実験Ⅱ、航空機電気機械応用演習Ⅰ、航空機電気機械応用演習Ⅱ、航空機電気機械応用特別実験Ⅰ及び航空機電気機械応用特別実験Ⅱを加える規定については、この限りでない。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前までに、改正前の規定により、サステイナブルサイエティイグロバール人材養成プログラムを履修し、かつ、施行日以後に本研究科に入学した学生については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。ただし、先鋭領域融合研究群に係る改正規定については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の別表第2生命医工学専攻の表中、工学基礎及び生物学基礎を加える規定については、この限りでない。

別表第1(第2条関係)

専攻	分野
理学専攻	数学分野 理科学分野
工学専攻	物質化学分野 電子情報システム工学分野 水環境・土木工学分野 機械システム工学分野 建築学分野
繊維学専攻	先進繊維・感性工学分野 機械・ロボット学分野 化学・材料分野 応用生物科学分野
農学専攻	先端生命科学分野 食品生命科学分野 生物資源科学分野 環境共生学分野
生命工学専攻	生命工学分野 生体医工学分野

別表第2(第9条関係)

研究科共通科目	授業科目	単位
科目区分		
研究科共通科目	MOT 特論 産学連携特別講義 国際連携特別講義 I 国際連携特別講義 II 科学英語 大学院と社会 臨床医学概論 研究者倫理特別講義 科学技術政策特論 総合日本語 I 総合日本語 II 研究者・技術者を目指す大学院生のキャリア設計 大学発技術系ベンチャー実践論	2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2
山岳科学教育科目	山岳科学概論 A 山岳科学概論 B 山岳フィールド実習 A 山岳フィールド実習 B	1 1 1 1
山岳科学に関する科目	山岳科学連携講義 I 山岳科学連携講義 II 山岳科学連携講義 III 山岳科学連携講義 IV 山岳科学連携講義 V 山岳科学連携講義 VI 山岳科学連携演習 I 山岳科学連携演習 II 山岳科学連携演習 III 山岳科学連携演習 IV 山岳科学連携演習 V 山岳科学連携演習 VI	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

理学専攻

理学専攻		授業科目	単位
専攻共通科目	科目区分		
数学分野		先端科学特別講義 A	2
		先端科学特別講義 B	2
理科学分野	物理学ユニット	群論と対称性	2
		多元環論	2
		代数的トポロジー	2
		微分トポロジー	2
		偏微分方程式論	2
		数理解象学	2
		確率解析学	2
		代数学特論	2
		幾何学特論	2
		解析学特論	2
		数理科学特論	2
		先端代数学 I	2
		先端幾何学 I	2
		先端解析学 I	2
		先端数理科学 I	2
		先端代数学 II	2
		先端幾何学 II	2
		先端解析学 II	2
		先端数理科学 II	2
		代数学演習 I	4
		幾何学演習 I	4
		解析学演習 I	4
		数理科学演習 I	4
		代数学演習 II	4
		幾何学演習 II	4
		解析学演習 II	4
		数理科学演習 II	4
特別研究	4		
実務体験実習	2		
学外特別講義	2		
磁性物質論	2		
固体物性物理学	2		
磁気共鳴論	2		
統計物理学	2		
光エレクトロニクス	2		
光物性物理学演習 I	4		
光物性物理学演習 II	4		
物性物理学演習 I	4		
物性物理学演習 II	4		
磁性物理学演習 I	4		
磁性物理学演習 II	4		
宇宙論物理学	2		
高エネルギー実験	2		
物理と対称性	2		

		場の理論 I	2
		場の理論 II	2
		宇宙放射線計測学	4
		観測天文学演習 I	4
		観測天文学演習 II	4
		宇宙線物理学演習 I	4
		宇宙線物理学演習 II	4
		高エネルギー物理学演習 I	4
		高エネルギー物理学演習 II	4
		素粒子物理学演習 I	4
		素粒子物理学演習 II	4
		実務体験実習	2
		学外特別講義	2
	化学ユニット	計測化学特論	2
		電気化学	2
		量子化学	2
		化学計測学	2
		分光化学	2
		反応有機化学演習 I	4
		反応有機化学演習 II	4
		物性物理化学演習 I	4
		物性物理化学演習 II	4
		分子反応化学	2
		界面物性科学	2
		分子合成化学	2
		複素化学	2
		超分子化学	2
		構造無機化学演習 I	4
		構造無機化学演習 II	4
		計測分離化学演習 I	4
		計測分離化学演習 II	4
		実務体験実習	2
		学外特別講義	2
	地球学ユニット	古環境復元論	2
		古環境変動論	2
		地殻構造形成論	2
		シームレス層序学	1
		変形構造解析論	4
		地層科学演習 I	4
		地層科学演習 II	4
		変成岩解析論	1
		鉱物学特論	1
		自然災害科学	1
		岩石磁気学	4
		地球物質科学演習 I	4
		地球物質科学演習 II	4
		実務体験実習	2
		学外特別講義	2
	生物学ユニット	発生学	2
		遺伝子情報学	2

		情報生理学	2
		生体生物学演習 I	4
		生体生物学演習 II	4
		進化生態遺伝学	2
		植物進化学	2
		進化生態学	2
		系統発生学	2
		植物病理学	2
		進化生物学演習 I	4
		進化生物学演習 II	4
		実務体験実習	2
		学外特別講義	2
	物質循環学ユニット	環境計測学	2
		堆積学特論	2
		大気陸面相互作用論	2
		地球システム解析演習 I	4
		地球システム解析演習 II	4
		地域環境学 I	2
		地域環境学 II	2
		水生生物生態学	2
		化学生態学	2
		集水域システム論	2
		生態システム解析演習 I	4
		生態システム解析演習 II	4
		実務体験実習	2
		根圏生態学	2
		学外特別講義	2
		特別研究	6
	分野共通		

工学専攻	科目区分	授業科目	単位
専攻共通科目		実験の工学手法	2
		応用数学特論	2
物質化学分野	先進材料工学ユニット	Think - Communicate - Like a Scientist	2
		経営者から学ぶ技術経営 A	1
		経営者から学ぶ技術経営 B	1
		無機材料工学特論	2
		無機材料工学演習	2
		無機材料工学特別実験 I	2
		無機材料工学特別実験 II	2
		無機材料化学特論	2
		無機材料化学演習	2
		無機材料化学特別実験 I	2
		無機材料化学特別実験 II	2
		無機材料化学特論	2
		材料表面工学	2
		電気化学演習	2
		電気化学特別実験 I	2
		電気化学特別実験 II	2
		機器分析化学特論	2
		機器分析化学演習	2
		機器分析化学特別実験 I	2
		機器分析化学特別実験 II	2
		先進材料化学特論	2
		先進材料化学演習	2
		先進材料化学特別実験 I	2
		先進材料化学特別実験 II	2
		光化学特論	2
		光化学演習	2
		光化学特別実験 I	2
		光化学特別実験 II	2
		機能物質化学特論	2
		機能物質化学演習	2
		機能物質化学特別実験 I	2
		機能物質化学特別実験 II	2
	分子工学ユニット	有機合成化学特論	2
		分子集合体化学特論	2
		有機合成化学演習	2
		分子集合体化学演習	2
		有機合成化学特別実験 I	2
		有機合成化学特別実験 II	2
		分子集合体化学特別実験 I	2
		分子集合体化学特別実験 II	2
		コロイド・界面科学特論	2
		コロイド・界面科学演習	2
		コロイド・界面科学特別実験 I	2
		コロイド・界面科学特別実験 II	2
		触媒設計論	2
		触媒設計演習	2
		触媒設計特別実験 I	2
		触媒設計特別実験 II	2
		高速化学反応論	2
		高速化学反応演習	2
		高速化学反応特別実験 I	2
		高速化学反応特別実験 II	2
		精密合成化学特論	2
		精密合成化学演習	2









繊維学専攻

応用数学特別実験 I	4
応用数学特別実験 II	4
応用数学特別実験 III	4
数理情報学応用特論	2
数理情報学応用演習 I	2
数理情報学応用演習 II	2
数理情報学応用特別実験	4
物理工学特論 I	2
物理工学特論 II	2
応用物理演習 I	2
応用物理演習 II	2
応用物理特別実験 I	4
応用物理特別実験 II	4
航空機力学特論 I	2
航空機力学特論 II	2
航空機設計特論	2
航空機センサ特論	2
構造強度・振動学特論	2
航空機電気力学システム特論	2
航空機装備品認証・システム安全特論 II	2
航空機装備品認証・システム安全特論 I	2
航空機システム・デバイス特論	2
航空機力学・設計演習 I	2
航空機力学・設計演習 II	2
航空機力学・設計特別実験 I	4
航空機力学・設計特別実験 II	4
航空機電気機械応用演習 I	2
航空機電気機械応用演習 II	2
航空機電気機械応用特別実験 I	4
航空機電気機械応用特別実験 II	4
学外特別講義	2
(研究指導)	2

繊維学専攻		単位
専攻共通科目	科目区分	授業科目
		繊維技術士特論
		繊維基礎科学
		繊維系資格概論
先進繊維・感性工学分野	先進繊維工学ユニット	繊維材料科学特論
		ヤーンテック/ロジーン特論
		テキスタイルデザイン特論
		先進繊維システム管理学特論
		インテリア工学特論
		先進繊維計測学特論
		繊維信号解析学特論
		繊維文化財学特論
		先進繊維工学演習 I
		先進繊維工学演習 II
		先進繊維工学演習 III
		先進繊維工学演習 IV
		先進繊維工学特別実験 I
		先進繊維工学特別実験 II
		先進繊維工学特別実験 III
		先進繊維工学特別実験 IV
	感性工学ユニット	製品生理学特論
		感性計測特論
		感性デザイン特論
		感性情報工学特論
		知能情報学特論
		感性文化論
		感性材料科学特論
		感性繊維化学特論
		感性製品工学特論
		衣服工学特論
		身体運動科学特論
		環境人間工学特論
		衣環境学特論
		感性工学演習 I
		感性工学演習 II
		感性工学演習 III
		感性工学演習 IV
		感性工学特別実験 I
		感性工学特別実験 II
		感性工学特別実験 III
		感性工学特別実験 IV
		インターンシップ実習
		インターンシップ実習
	分野共通	繊維感性工学特論
		マーケティング特論
		English Presentation
機械・ロボット学分野		ナノ融合材料科学特論

		機能化学特論 II	2
		機能化学特論 III	2
		機能化学特論 IV	2
	分野共通	化学・材料演習 I	1
		化学・材料演習 II	1
		化学・材料演習 III	1
		化学・材料演習 IV	1
		化学・材料特別実験 I	2
		化学・材料特別実験 II	2
		化学・材料特別実験 III	2
		化学・材料特別実験 IV	2
		化学・材料特別講義	2
	応用生物学分野	応用生態学特論	2
		保全環境学特論	2
		農産製造学特論	2
		資源微生物学特論	2
		応用微生物学特論	2
		応用昆虫学特論	2
		発生物学特論	2
		蛋白質工学特論	2
		家畜生産学特論	2
		蚕利用学特論 I	1
		蚕利用学特論 II	1
		植物工学特論	2
		細胞生物学特論	2
		シルク加工利用学特論	2
		分子育種学特論 I	1
		分子育種学特論 II	1
		生体材料学特論	2
		育種工学特論	2
		ゲノム機能工学特論	2
		発酵食品学特論	2
		遺伝子機能科学特論	2
		生殖生物学特論	2
		応用生物学特論	1
		繊維状蛋白質特論	2
		応用生物科学演習 I	1
		応用生物科学演習 II	1
		応用生物科学演習 III	1
		応用生物科学演習 IV	1
		応用生物科学特別研究 I	2
		応用生物科学特別研究 II	2
		応用生物科学特別研究 III	2
		応用生物科学特別研究 IV	2
		インターンシップ実習	1
		インターンシップ実習	2

		複合材料力学特論	2
		破壊力学特論	2
		振動解析学特論	2
		熱流体工学特論	2
		ロボット工学特論	2
		非線形制御特論	2
		計算製造工学特論	2
		電子デバイス材料学特論	2
		機械・ロボット学演習 I	1
		機械・ロボット学演習 II	1
		機械・ロボット学演習 III	1
		機械・ロボット学演習 IV	1
		機械・ロボット学特別実験 I	2
		機械・ロボット学特別実験 II	2
		機械・ロボット学特別実験 III	2
		機械・ロボット学特別実験 IV	2
		インターンシップ実習	1
		インターンシップ実習	2
	移動現象論特論		2
	無機材料化学特論		2
	光材料化学特論		2
	プロセス開発工学特論		2
	環境資源化学特論		2
	半導体工学		2
	材料反応設計特論		2
	界面科学特論		2
	反応システム工学特論		2
	触媒反応工学特論		2
	機能高分子学ユニット	生命機能高分子学特論 I	2
		生命機能高分子学特論 II	2
		生命機能高分子学特論 III	2
		ファイバー・機能材料学特論 I	2
		ファイバー・機能材料学特論 II	2
		合成高分子学特論 I	2
		合成高分子学特論 II	2
		合成高分子学特論 III	2
		分子集合機能学特論 I	2
		分子集合機能学特論 II	2
		分子集合機能学特論 III	2
	応用分子化学ユニット	分子化学特論 I	2
		分子化学特論 II	2
		分子化学特論 III	2
		反応化学特論 I	2
		反応化学特論 II	2
		反応化学特論 III	2
		構造化学特論 I	2
		構造化学特論 II	2
		構造化学特論 III	2
		機能化学特論 I	2

農学専攻

農学専攻		単位
専攻共通科目	授業科目	単位
科目区分		
農学専攻	食と緑の科学特論	2
	国際農学特論 I	2
	国際農学特論 II	2
	国際農学特論 III	2
	国際農学特論 IV	2
	国際農学特別演習 I	2
	国際農学特別演習 II	2
	国際農学特別実習 I	2
	国際農学特別実習 II	2
	Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science I	1
	Advanced Lecture in International Agricultural and Life Science II	1
	Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science I	1
	Advanced Seminar for International Agricultural and Life Science II	1
	Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science I	1
Advanced Experimental Course on International Agricultural and Life Science II	1	
海外農学特別実習	2	
先端生命科学分野	生命機能工学ユニット	2
	基礎生命科学特論	2
	生命機能科学特論	2
	生命機能工学特別演習 I	2
	生命機能工学特別演習 II	2
	生命機能工学特別実験実習	2
	細胞システム科学ユニット	2
	動物細胞工学特論	2
	細胞システム科学特別演習 I	2
	細胞システム科学特別演習 II	2
細胞システム科学特別実験実習	2	
生物共生科学ユニット	菌類共生科学特論	2
	農環境特論	2
	生物共生科学特別演習 I	2
	生物共生科学特別演習 II	2
	生物共生科学特別実験実習	2
	先端生命科学特論	2
	先端生命科学特別演習	2
	特別インテンシブ (短期)	10
	特別研究	2
	Advanced Study for Life Science	2
食品生命科学分野	応用微生物学特論	2
	分子生物・遺伝子工学特論	2
食品生命科学分野	食品生物機能科学特別演習 I	2
	食品生物機能科学特別演習 II	2

生物資源科学分野	食品生物機能科学特別実験実習	2
	食料分析化学特論	2
	食料機能解析学特論	2
	食料機能解析学特別演習 I	2
	食料機能解析学特別演習 II	2
	食料機能解析学特別実験実習	2
	食品分子機能学特論	2
	食品機能開発学特論	2
	食品分子機能学特別演習 I	2
	食品分子機能学特別演習 II	2
	食品分子機能学特別実験実習	2
	機能性食品創製学特論 I	2
	機能性食品創製学特論 II	2
	食料資源利用学特論	2
食品生命科学特別演習	2	
特別インテンシブ (短期)	10	
特別研究	2	
Advanced Study for Food Science	2	
生物資源科学分野	動物資源生産学特論 I	2
	動物資源生産学特論 II	2
	動物資源生産学特別演習 I	2
	動物資源生産学特別演習 II	2
	動物資源生産学特別実験実習	2
	植物資源生産学特論 I	2
	植物資源生産学特論 II	2
	植物資源生産学特別演習 I	2
	植物資源生産学特別演習 II	2
	植物資源生産学特別実験実習	2
	生産環境システム学特論 I	2
	生産環境システム学特論 II	2
	生産環境システム学特別演習 I	2
	生産環境システム学特別演習 II	2
生産環境システム学特別実験実習	2	
環境共生学分野	生物・食資源生産学特論	2
	生物資源科学特別演習	2
	特別インテンシブ (短期)	10
	特別研究	2
	Advanced Study for Biological Resources	2
	高冷地先端農業特別演習	2
	森林資源利用学特論	2
	木材理学特論	2
	森林資源利用学特別演習 I	2
	森林資源利用学特別演習 II	2
	森林資源利用学特別実験実習	2
	地域環境計画学特論	2
	緑地環境評価学特論	2
	地域環境共生学特別演習 I	2
地域環境共生学特別演習 II	2	
地域環境共生学特別実験実習	2	

山岳環境保全学ユニット	山地保全学特論	2
	森林生態学特論	2
分野共通	山岳環境保全学特別演習 I	2
	山岳環境保全学特別演習 II	2
	山岳環境保全学特別実験実習	2
	環境共生学特論	2
	環境共生学特別演習 特別インタナーシッピング (短期) 特別研究 Advanced Study for Environmental Science	2 2 10 2

生命医工学専攻		
専攻共通科目	科目区分	
	基礎科目	授業科目
生命医工学専攻	医療倫理学・社会医工学	2
	工学基礎	2
生命工学分野	生物学基礎	2
	病院インタナーシッピング研修	1
生命医工学分野	行政・企業インタナーシッピング研修	2~6
	生命工学特論	2
	先進応用生命科学特論	2
	生命情報科学特論	2
	先進生命化学特論	2
	分子生命科学特論	2
	生命工学演習 I	1
	生命工学演習 II	1
	生命工学演習 III	1
	生命工学演習 IV	1
	生命工学特別実験 I	2
	生命工学特別実験 II	2
	生命工学特別実験 III	2
	生命工学特別実験 IV	2
	生体医工学特論	2
	生体ロボット学特論	2
	生体流体力学特論	2
	生体マイクロデバイス特論	2
	生体情報システム学特論	2
	動物行動学特論	2
生体材料学特論	2	
バイオメカニクス特論	2	
生体応答学特論	2	
生体計測学特論	2	
組織工学特論	2	
ロボット制御学特論	2	
生物機械工学特論	2	
生体医工学演習 I	1	
生体医工学演習 II	1	
生体医工学演習 III	1	
生体医工学演習 IV	1	
生体医工学特別実験 I	2	
生体医工学特別実験 II	2	
生体医工学特別実験 III	2	
生体医工学特別実験 IV	2	

繊維・ファイバー工学コース

繊維・ファイバー工学コース		単位
科目区分	授業科目	
基幹科目	繊維系合同研修	2
	繊維系資格概論	2
	アカデミックインターンシップ (国内) I	1
	アカデミックインターンシップ (国内) II	1
	アカデミックインターンシップ (海外)	2
	繊維・ファイバー工学特論 I	1
	繊維・ファイバー工学特論 II	1
	繊維・ファイバー工学特論 III	1
	繊維・ファイバー工学特論 IV	1
	繊維基礎科学	2

地域共生マナー・ジェネラントプログラム

地域共生マナー・ジェネラントプログラム		単位
授業科目		
	地域連携・経営学特論 I	2
	地域連携・経営学特論 II	2
	動植物環境共生学特論	2
	食品バイオサイエンス特論	2
	中山間地域管理学	2
	生命産業科学特論	2
	地域課題探究演習 I	2
	地域課題探究演習 II	2
	特別研究	10

ファイバーネットサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム

	衣服設計論	2
	感性情報工学特論	2
	感性製品計測・評価法特論	2
	製品生理学特論	2
	繊維製品生産論	2

科目区分	授業科目	単位
必修科目	英語技法特論 I	2
	英語技法特論 II	2
	MOT (Management of Technology)	2
	ファイバー基礎実習	1
	Textile Fundamentals I	1
	研究室ローテーション I	1
	ものづくり・ことづくり演習 I (チームワーキング)	1
	International Topics on Fiber Engineering I	1
	英語技法特論 III	2
	英語技法特論 IV	2
	ファイバーイノベーション概論	2
	Textile Fundamentals II	1
	研究室ローテーション II	1
	ものづくり・ことづくり演習 II (チームワーキング)	1
	International Topics on Fiber Engineering II	1
	テキスタイル基礎実習	1
	繊維・ファイバー工学特別実験	1
共通分野	サブライチエーション	2
	プロダクトデザイン	2
	マーケティング	2
	知的財産	2
	工業経済学	2
	科学哲学	2
	日本文化論	2
	比較文化論	2
	技術者倫理	2
	ナノファイバー工学特論	2
フロンティアファイバー分野	ヤーンテックノロジー	2
	高性能繊維設計特論	2
	高性能繊維設計特論	2
	ナノマテリアル工学特論	2
	機能高分子工学特論	2
	シルク利用工学	2
	バイオファイバー科学	2
バイオ・メディカル分野	医用材料特論	2
	繊維生物資源学	2
	生体分子機能科学	2
	バイオマス利用工学	2
	バイオミメティクス科学	2
	複合材料設計特論	2
	e-Textile 設計特論	2
スマートテキスタイル分野	プロテクティブテキスタイル特論	2
	テキスタイルデザイン特論	2
	先進繊維計測学特論	2
	繊維集合体特論	2
感性・ファッション工学分野	ファッションデザイン論	2

International Graduate Program for Agricultural and Biological Science	
International Graduate Program for Agricultural and Biological Science	単位
授業科目	
Agricultural and Biological Studies I	2
Agricultural and Biological Studies II	2
Special Training for Agricultural Science	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science I	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science II	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science III	2
Advanced Seminar for Agricultural and Biological Science IV	2
Advanced Experimental Course on Agricultural and Biological Science	2
Special Research	10

## 信州大学生生活活に関する通則

(平成 16 年 4 月 1 日 信州大学通則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この通則は、信州大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(誓約書及び保証人)

第 2 条 本学の学生となる者は、入学のとき保証人 1 名を定め、連署の誓約書をその所属する学部の長又は研究科の長（以下「学部長等」という。）を経て学長に提出しなければならない。

第 3 条 保証人に異動があったときは、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(住所)

第 4 条 学生は、毎学年始め、その住所を学部長等に届け出て、異動のときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(学生証)

第 5 条 学生は、入学のとき学長から学生証の交付を受け、常に携帯するとともに、必要に応じこれを提示するものとする。

第 6 条 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに届けて再交付を受けなければならない。

第 7 条 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

(厚生)

第 8 条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

第 9 条 学部長等は、必要に応じ学生に治療を命じ、又は登学を停止することができる。

第 10 条 学生は、別に定めるところにより、本学の福利厚生施設を利用することができる。

(団体)

第 10 条 学生が、学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、教職員（常時勤務する者に限る。）のうちから顧問を定め、会則、代表者及び役員の名並びに会員数を記載した文書を添え、あらかじめ代表者から学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が 2 学部以上にわたるときは、学生担当の理事（以下「担当理事」という。）を経て届け出るものとする。

2 届け出た記載事項に変更が生じたときは、速やかに前項に準じた手続をするものとする。

第 11 条 学生団体が学生団体に加入し、又は脱退するとき、学部長等を経て学長に届け出るものとする。ただし、会員が 2 学部以上にわたるときは、担当理事を経て学長に届け出るものとする。

(集会)

第 12 条 学生又は学生団体が本学の施設を使用して集会をしようとするときは、目的、日時、場所、予定人員等を記載した文書を提出し、当該施設を所管する部局の長の許可を受けなければならない。

(催物)

第 13 条 学生又は学生団体が学内外において、学生及び一般を対象として各種の催物を行うときは、あらかじめ学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、学生又は学生団体の会員が 2 学部以上にわたるときは、担当理事を経て学長に届け出るものとする。

(掲示)

第 14 条 学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板（以下「掲示物」という。）の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程（平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 61 号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 掲示物は、所定の一般掲示場（学生用掲示場）に掲示するものとする。

(2) 掲示物には、掲示した日付並びに学生にあっては掲示責任者名、学生団体にあっては団体

名及び団体の代表者名を記載するものとする。

(3) 掲示の期間は、3 週間以内とし、この期間を経過したものは、前号に規定する当該掲示責任者又は団体の代表者において、これを撤去するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、掲示の期間を延長することができるものとする。学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板（以下「掲示物」という。）の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程（平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 61 号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(禁止等の措置)

第 15 条 第 10 条から前条までに規定する行為が本学の目的にそわないと認めたとときは、禁止又は変更等を命ずることがある。

附 則

この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 28 日平成 19 年度通則第 1 号)

この通則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 15 日平成 23 年度通則第 1 号)

この通則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日平成 25 年度通則第 1 号)

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 31 日平成 28 年度通則第 1 号)

この通則は、平成 28 年 10 月 31 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

## 国立大学法人信州大学における掲示に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日 国立大学法人信州大学規程第 61 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）における掲示に関する必要な事項を定める。

(掲示場)

第 2 条 掲示場を公用掲示場と一般掲示場とに区分する。

2 所定の掲示場以外の場所に掲示しようとするときは、所管部局長の許可を受けなければならない。

(掲示の手続)

第 3 条 本法人の公示以外のすべての掲示は、団体によるものは、その団体名並びに責任者名、個人によるものは、その氏名を記載して、所管部局長の検印を受け掲示場所と掲示期間の指定を受けた後でなければ、掲示することができない。

(遵守事項)

第 4 条 掲示は、虚偽の記述又は名譽のき損にわたってはならない。

(違反者に対する措置)

第 5 条 この掲示規程に違反したものは、撤去没収し、しばしば違反するものについては、以後その掲示を認めないことがある。

(学外者の掲示)

第 6 条 学外者の掲示については、所管部局長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 信州大学授業料等に関する規程（抄）

（平成16年4月7日信州大学規程第85号）

（趣旨）

第1条 この規程は、信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。）第98条、第99条第3項及び第102条並びに信州大学大学院学則（平成16年信州大学大学院学則第2号。以下「大学院学則」という。）第88条、第89条第3項及び第92条の規定に基づき、信州大学（以下「本学」という。）の授業料等に関し必要な事項を定める。

（授業料、入学科及び検定料の額）

第2条 本学において徴収する授業料（教育学部附属の幼稚園にあっては、保育料をいう。以下同じ。）、入学科（教育学部附属の幼稚園にあっては、入園料をいう。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学科	検定料
学部	535,800	282,000	17,000
大学院の研究科	535,800	282,000	30,000

（略）

2 前項の規定にかかわらず、学則第29条に定める修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第15条に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定の期間にわたり在学することを認められた次の各号の一に該当する者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の表の区分欄に掲げる学部又は大学院の研究科に在学する者のうち、学則第52条の2又は大学院学則第38条の2の規定に基づく計画的特別履修（以下「計画的特別履修」という。）が認められた者前項に規定する授業料の年額に当該学部の修業年限又は当該研究科の課程の標準修業年限に相当する年数から既に在学した年数を減じて得た年数を乗じて得た額を、長期在学期間の年数から既に在学した年数を減じて得た年数で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げた額。）。

(2) 前項の表の区分欄に掲げる大学院の研究科に在学する者のうち、大学院学則第38条の規定に基づく長期にわたる教育課程の履修が認められた者前項に規定する授業料の年額に当該研究科の課程の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期在学期間の年数で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げた額。）。

3～6 （略）

7 本学の学部若しくは大学院の研究科への転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする

（授業料の徴収方法）

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれ期の期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前期の授業料は、前期にあっては4月、後期にあっては10月に徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学生又は生徒から申出があったときは、第2条第1項に規定する授業料の年額を一括して徴収することができる。この場合において、徴収の時期が前期のときは、当該年度の後期に係る授業料の額を併せて徴収するものとし、徴収の時期が後期のときは、次年度の前期に係る授業料の額を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、

入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合（前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げた額。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。）

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げた額。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業し、又は修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げた額。）とする。

（標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第2項第1号の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同条第1項に定める授業料の年額に、当該者が在籍する学年の年数を乗じて得た額から、当該者に係る既納の授業料の額を減じて得た額とし、当該者について計画的特別履修の期間の短縮が認められた日の属する月に徴収するものとする。

2 第2条第2項第1号の規定により授業料の年額が定められた者が、計画的特別履修の期間を短縮する場合に徴収する授業料の額は、同条第1項に定める授業料の年額に、当該者が在籍する学年の年数を乗じて得た額から当該者に係る既納の授業料の額を減じて得た額とし、当該者について計画的特別履修の期間の短縮が認められた日の属する月に徴収するものとする。

3 第2条第2項第2号の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同条第1項の規定に定める授業料の年額に、当該者が在籍する学年の年数を乗じて得た額を生じたときは、これを10円に切り上げた額。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

4 第2条第2項第2号の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出された授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付

すべき総額を控除した額を徴収するものとする。

#### (免除許可者、徴収猶予許可者及び月割分納許可者の徴収方法)

- 第9条** 免除期間の途中で免除の事由を失った者の授業料は、その学期の授業料の額の6分の1に免除の事由を失った日から、その学期末までの月数を乗じた額を免除した額を失った日の属する月に徴収するものとする。ただし、不正の事実があった場合は、直ちに、全額を徴収するものとする。
- 2 徴収猶予期間の途中で徴収猶予の事由を失った者の入学料又は授業料は、その事由を失った日の属する月に徴収するものとする。
- 3 月割分納を許可された期間の途中で当該許可の事由を失った者の授業料は、その事由を失った日において未納となっている授業料の額を、その事由を失った日の属する月に徴収するものとする。

#### (入学料の徴収方法)

- 第10条** 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 2 入学料の免除を申請した者のうち、免除されなかった者及び半額免除を許可されたもので、入学料の徴収猶予を申請しなかった者の入学料は、納入を請求した日から起算して14日以内に徴収するものとする。
- 3 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、許可されなかった者の入学料は、納入を請求した日から起算して14日以内に徴収するものとする。
- 4 本学の大学院研究科の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き本学の大学院研究科の博士課程(博士前期課程を除く。以下次条第2項において同じ。)に進学する者については、この規程で定める入学料を徴収しないものとする。
- 5 他の大学院に在学している者で、本学の大学院研究科へ転入学するものうち、本学と当該大学との間で社会人学生の受入れに関する大学間協定等(入学料の相互不徴収が規定されているものに限る。)を締結している場合は、この規程で定める入学料を徴収しないものとする。

#### (検定料の徴収方法)

- 第11条** 検定料は、本学の学部若しくは大学院の研究科へ入学、転学、編入学又は再入学出願(第2条第3項、第4項及び第6項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収するものとする。
- 2 本学の大学院研究科の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き本学の大学院研究科の博士課程に進学する者については、この規程で定める検定料を徴収しないものとする。
- 3 他の大学院に在学している者で、本学の大学院研究科へ転入学するものうち、本学と当該大学との間で社会人学生の受入れに関する大学間協定等(検定料の相互不徴収が規定されているものに限る。)を締結している場合は、この規程で定める検定料を徴収しないものとする。

#### (寄宿料の額及び徴収方法)

- 第12条** 寄宿舎(第2項に定める寄宿舎を除く。)の寄宿料の額は、別表に掲げる額を標準として算定し、次の表のとおりとする。

寮の名称	寄宿料(月額)	寮の名称	寄宿料(月額)
思誠寮(男子)	4,300円	若里寮	4,300円
思誠寮(女子)	4,300円	中原寮	700円
美岳寮	4,700円	修巳寮	4,300円
妻科寮	700円		

- 2 次の表に掲げる寄宿舎の寄宿料の額は、同表に掲げる額とする。

寮の名称	寄宿料(月額)
こまくさ寮	4,700円

- 3 寄宿料は、毎月20日までに徴収するものとする。
- 4 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する月の属する月まで毎月その月の分を徴収する

ものとする。ただし、休業期間中は、休業期間前に徴収するものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

#### (研究生等の授業料等)

**第13条** 研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料等については、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
聴講生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円

- 2 研究生の授業料は、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収する。ただし、当該期間のうち6月に満たない端数が生じるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。

#### (授業料、入学料及び検定料の不徴収)

**第14条** 次の各号に掲げる者については、この規程で定める授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

- 国費外国人留学生
- 産業教育振興法による内地留学生及び科学教育研究室研究生等
- 日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定に基づくインドネシア留学生
- 本学の大学院研究科への入学を目指す外国人の研究生(本学と大学間交流協定(学部間交流協定及び研究科間交流協定を含む。))を締結している外国の大学を卒業し、又は大学院を修了し、かつ、当該研究科への入学の予定日の前1年以内の期間を研究生の在学期間とした者で、別に定めるものに限る。)
- 信州大学特別選抜留学生プログラム規程(平成27年信州大学規程第280号。以下「留学生プログラム規程」という。)
- 留学生プログラム規程第1号に規定する予備留学生
- 留学生プログラム規程第4条第2号に規定する特別選抜留学生
- 本学の大学院研究科の科目等履修生(本学の学部学生の身分を有する科目等履修生に限る。)
- 本学の学部の科目等履修生(本学の大学院学生の身分を有する科目等履修生及び本学の大学院の入学手続きを完了した科目等履修生に限る。)
- 前項第2号に規定する内地留学生又は科学教育研究室研究生で、単位の認定を受ける場合は、前条第1項に規定する聴講生の授業料を徴収するものとする。
- 第1項第4号に規定する研究生で、在学期間が1年を超える場合は、1年を超える期間について、前条第1項に規定する研究生の授業料を徴収するものとする。
- 第14条第6号に規定する特別選抜留学生について、1年を超える在学期間に係る第2条第1項の表に掲げる学部の授業料を徴収するものとする。

#### 附則

- この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)に入学した者のうち、平成10年度以前に入学した者については、附則別表第1の上欄に掲げる入学年度に応じ、同表の下欄に掲げる授業料(年額)とし、平成10年度以前に旧大学の大学院研究科に入学した者については、附則別表第2の上欄に掲げる入学年度に応じ、同表の下欄に掲げる授業料(年額)とする。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年度以後に旧大学に転学、編入学又は再入学した者については、附則別表第1の上欄に掲げる当該者が属することとなる年度の在学者に係る入学年度に応じ、同表の下欄に掲げる授業料(年額)とし、平成11年度以後に旧大学の大学院研究科に転学、編入学又は再入学した者

については、附則別表第2の上欄に掲げる当該者が属することとなる年次の在学者に係る入学年度に応じ、同表の下欄に掲げる授業料(年額)とする。

4. 5 (略)

附則別表第1

入学年度	10・9	8・7	6
授業料(年額)	469,200円	447,600円	411,600円

附則別表第2

入学年度	10・9	8・7
授業料(年額)	469,200円	447,600円

附則別表第3 (略)

附 則(平成 16 年 8 月 19 日 平成 16 年度規程第 7 号)

この規程は、平成 16 年 8 月 19 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日 平成 16 年度規程第 82 号)

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年 3 月 31 日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この規程による改正後の第 10 条第 4 項及び第 11 条第 2 項を、「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。

附 則(平成 17 年 10 月 26 日 平成 17 年度規程第 40 号)

この規程は、平成 17 年 10 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 19 日 平成 17 年度規程第 52 号)

この規程は、平成 18 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日 平成 17 年度規程第 79 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日 平成 18 年度規程第 87 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日 平成 19 年度規程第 48 号)

この規程は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日 平成 19 年度規程第 87 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 16 日 平成 21 年度規程第 13 号)

この規程は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 14 日 平成 21 年度規程第 46 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 17 日 平成 22 年度規程第 50 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

1 改正後の規程第 3 条第 3 項の規定は、この規程の施行の日の前日までに徴収した授業料についても適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日 平成 23 年度規程第 57 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 2 日 平成 24 年度規程第 36 号)

この規程は、平成 25 年 2 月 2 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 平成 24 年度規程第 78 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日 平成 25 年度規程第 67 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 19 日 平成 26 年度規程第 55 号)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程を施行する日の前日までに本学の大学院の入学手続きを完了した第 14 条第 8 号に規定する科目等履修生は、改正後の第 14 条の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第12条関係)

居室	収容定員一人当たり又は収容世帯一世帯当たりの建物(共有部分を含む。)の面積	寄宿料標準額(月額)
単身用の場合	18平方メートル以上20平方メートル未満	4,300円
	20平方メートル以上25平方メートル未満	4,700円
	25平方メートル以上	5,900円
世帯用の場合	40平方メートル以上50平方メートル未満	9,500円
	50平方メートル以上60平方メートル未満	11,900円
	60平方メートル以上	14,200円

備考 寄宿舎(第 12 条第 2 項に定める寄宿舎を除く。)の寄宿料の月額は、この表の左欄に掲げる居室及び同表の中欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を標準とする。ただし、昭和 50 年 3 月 31 日以前に建築された寄宿舎(居室 1 室当たりの収容定員が 1 人であるものを除く。)の寄宿料の月額にあつては 700 円を標準とする。

## 信州大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規程（抄）

（趣旨）

**第1条** この規程は、信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。）第100条第3項及び信州大学院学則（平成16年信州大学院学則第2号。以下「大学院学則」という。）第90条第3項の規定に基づき、信州大学（以下「本学」という。）の授業料等の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定める。

### （授業料の免除）

**第2条** 学生（研究生、聴講生等を除く。以下同じ。）が次の各号の一に該当するときは、授業料を免除することができる。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、本人の学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合
- 2 学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料を免除することができる。
- 3 日本学生支援機構（以下「機構」という。）が支給する給付奨学金を受ける学生（以下「給付奨学生」という。）は入学年度の授業料を免除する。また、機構が行う給付奨学生としての資格の確認等（適格認定）において給付対象となる判定になった給付奨学生については、次年度においても授業料を免除する。
- 4 授業料の徴収猶予期間中又は月割分納が許可されている期間の中途において退学を許可された場合は、月割計算による退学の翌月以降の授業料を免除することができる。
- 5 授業料の未納を理由として除籍された場合及び死亡又は行方不明のため除籍された場合は、当該学生に係る未納の授業料を免除することができる。
- 6 授業料の納付期限内又は徴収猶予期間中若しくは月割分納を許可した期間中において学生に休学を許可した場合は、休学することとなった日の属する月の翌月（休学することとなった日が月の初日に当たるときは、その月）から復学することとなった日の属する月の前月までの月割計算による授業料を免除する。

**第3条** 前条第1項第1号、第2号又は第3号の一に該当する場合において、授業料の免除の許可を受けようとする者は、所定の授業料免除願に次の各号に掲げる調書等を添付して、学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請しなければならない。

- (1) 所定の経済（災害）状況調書
- (2) 学費の支弁が困難であると認定することができる市町村長等の証明書
- (3) 外国人で本国からの送金不能となり納付が困難な場合は、当該外国公館の証明書
- (4) その他納付が困難であることを証するに足る証明書等

**第4条** 学長は、前条第2項に該当する場合において、学部長等は、所定の様式により学長に推薦するものとする。大学組織に関する規則（平成17年国立大学法人信州大学規則第5号）第17条第2項の規定に基づき、国立大学法人信州大学に設置する国立大学法人信州大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）の議を経て、許可する。

- 2 前項の規定による免除の許可又は不許可を決定するまでの間は、当該免除の申請に係る授業料の徴収を猶予する。
- 3 授業料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額を納付しなければならない。

**第5条** 第2条第1項に規定する授業料の免除の許可は年度を2期に分け、各期ごとの授業料の納付期限ま

でに受理した申請に対し、当該期分の授業料について許可する。

- 2 第2条第2項に規定する授業料の免除の許可は、別に定める期限までに受理した推薦に対し、当該後期分の授業料について許可する。

**第6条** 第2条第1項に規定する授業料の免除の額は原則として各期分の授業料についてその全額又は半額、同条第2項に規定する授業料の免除の額は原則として後期分の授業料の全額又は半額とし、同条第3項に規定する授業料の免除の額は各期分の授業料の全額とする。

- 2 各年度における授業料の免除の総額は、国が定める金額の範囲内において別に定める。
- 第7条** 学長は、第4条第1項の授業料の免除の許可を受け、又は第2条第3項の規定により、授業料を免除された者が、次の各号の一に該当した場合は、学生委員会の議を経て、授業料の免除を取り消すことができる。

- (1) 申請が虚偽の事実に基づきことが明らかになった場合
  - (2) 授業料が免除された当該学期中の行為により学則第65条又は大学院学則第56条の規定に基づき懲戒処分を受けた場合
  - (3) 授業料の免除の理由が消滅した場合
  - (4) その他授業料の免除の取消しが適当と判断された場合
- 2 学長は、前項の規定により授業料の免除を取り消した場合は、当該授業料の免除を取り消された者から免除した授業料を速やかに徴収する。

### （授業料の徴収猶予）

**第8条** 学生が次の各号の一に該当するときは、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 本人又は学費負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

**第9条** 授業料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、所定の授業料徴収猶予願に必要書類を添えて学部長等を経て学長に申請しななければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受理したときは、学生委員会の議を経て許可する。
- 3 前項の規定による徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間は、当該徴収猶予の申請に係る授業料の徴収を猶予する。
- 4 授業料の徴収猶予を不許可とされた者は、本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額を納付しなければならない。

**第10条** 授業料の徴収猶予の期限は、次のとおりとする。

前期分 9月末日まで  
後期分 翌年2月末日まで

### （授業料の月割分納）

**第11条** 学生が第8条第1号、第2号及び第4号の一に該当するときは、授業料の月割分納を許可することができる。

2 前項の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、学長が別に定めるところにより納付しなければならない。ただし、授業料の月割分納を許可された者が、卒業又は修了する場合には、卒業又は修了する日の属する月の前月末日までに納付しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けようとする者は、所定の授業料分納願に必要書類を添えて学部長等を経て学長に申請しなければならない。
- 4 学長は、前項の申請を受理したときは、学生委員会の議を経て許可する。
- 5 前項の規定による月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間は、当該月割分納の申請に係る授業料の徴収を猶予する。

6 授業料の月割分納を不許可とされた者は、本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額を納付しなければなりません。

#### (授業料免除等の選考基準等)

**第11条の2** その他授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の選考基準等に関し必要な事項は、学生委員会が別に定める信州大学授業料免除等選考基準(平成16年9月9日)、信州大学授業料免除選考基準の運用について(平成16年9月9日)及び信州大学成績優秀学生授業料免除取扱要項(平成20年2月14日)による。

#### (寄宿料の免除)

**第12条** 学生が次の各号の一に該当するときは、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合

(2) 授業料の未納を理由として除籍された場合

(3) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

2 前項第1号に該当する場合においては、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において寄宿料の全額を免除することができる。

3 前項の場合において、寄宿料の免除を必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、翌年度分に係る免除の申請を、改めて翌年度の当初において行わせるものとする。

**第13条** 前条第1項第1号に該当する場合において、寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の寄宿料免除額を学生担当の理事又は学部長等を経て学長に申請しなければならぬ。

2 学長は、前項により申請を受理したときは、学生委員会の議を経て許可する。

#### (入学料の免除)

**第14条** 本学に入学する者(研究生、聴講生等として入学する者を除く。以下同じ。)が次の各号の一に該当する場合は、入学料を免除することができる。

(1) 本学の大学院に入学する者が、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 前号に該当する者以外の者で、本学の大学院に入学する者及び本学の学部に入学者であつて、入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

(3) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

2 各年度における入学料の免除の総額は、別に定める金額の範囲内とする。

**第15条** 入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

**第16条** 第14条第1項各号の一に該当し、入学料の免除の許可を受けようとする場合は、入学手続終了の日までに、入学料免除額、入学料の納付が困難であると認定することができる市町村長等の証明書その他本学が必要とする証明書等を添付して、学部長等を経て学長に申請しなければならぬ。

#### (入学料の徴収猶予)

**第17条** 本学に入学する者が次の各号の一に該当する場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の免除の申請をした者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

**第18条** 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、所定の入学料徴収猶予額に必要な書類を添えて学部長等を経て学長に申請しなければならぬ。

**第19条** 入学料の徴収猶予の期限は、次のとおりとする。

4月入学 9月末日まで

10月入学 翌年2月末日まで

**第20条** 入学料の免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間は、当該免除又は徴収猶予の申請に係る入学料の徴収を猶予する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除の許可をされた者(第17条第2項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除又は徴収猶予の判定結果を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならぬ。

3 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除することができる。

**第21条** 入学料の免除又は徴収猶予の申請を受理したときは、学生委員会の議を経て、学長が免除を許可する。

**第22条** 前条までの規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

(1) 第20条第1項により入学料の徴収を猶予している期間内又は同条第2項により入学料の納付すべき期間内において、死亡したことにより除籍した場合

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除の許可をされた者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍した場合

#### (入学料未納による授業料等の免除の特例)

**第23条** 前条第2号の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

#### (雑則)

**第24条** この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(略)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 信州大学附属図書館利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、信州大学附属図書館の各図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

### (利用者及び利用手続)

第2条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 信州大学（以下「本学」という。）の職員及びこれらに準ずる者
- (2) 本学の学生、科目等履修生、研究生、聴講生及びこれらに準ずる者
- (3) 本学が受け入れた各種研修員、研究員及びこれらに準ずる者
- (4) 本学の名誉教授
- (5) 本学の元職員
- (6) 本学の卒業生及び修了生
- (7) 図書館の利用を申し出た学外者

2 利用者は、図書館を利用する際、図書館に備え付けられているICカードリーダーにより、利用者が自らの図書館利用証（以下「利用証」という。）を用いて手続を行うか、又は利用証を図書館の担当職員に提示して、必要な手続を行わなければならない。ただし、利用者が利用証を所持していない場合にあっては、信州大学附属図書館規程（平成16年信州大学規程第21号。以下「図書館規程」という。）第5条第1項に定める図書館長（以下「館長」という。）が別に定める手続によるものとする。

3 利用証は、館長が別に定める手続により利用を許可したとき、利用者に交付するものとする。ただし、第1項第1号の利用者又は同項第3号の利用者のうち、職員証が交付されている利用者については職員証を、同項第2号の利用者のうち、学生証が交付されている利用者については学生証を利用証とする。

4 前項の利用証の交付を受けた利用者が、その身分を失ったとき又は利用の許可を取り消されたとき、当該利用者は、直ちに利用証を返還しなければならない。

### (開館日時)

第3条 館長は、4月1日から翌年3月31日までの期間における開館日及び開館時間（以下「開館日時」という。）をあらかじめ定めるとともに、開館日等を図書館の利用に関する刊行物及び本学附属図書館のWebサイトに掲載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に閉館又は開館することができる。

### (利用の区分)

第4条 図書館の利用は、次の各号に掲げる利用目的に応じた区分によるものとする。

- (1) 館内閲覧 利用者が図書館内で図書館資料（以下「資料」という。）を閲覧することをいう。
  - (2) 館外貸出 館長が別に定める期間及び冊数の範囲内で、図書館が利用者の館外での利用に供するために資料を貸し出すことをいう。
  - (3) 研究用貸出 第2条第1項第1号に定める利用者の業務上の理由による求めに応じ取得した資料について、所定の研究室又は研究室に準ずる場所(以下「研究室等」という。)において保管することを条件として、図書館が前号の館外貸出に係る期間、冊数等に開わず貸し出すことをいう。
  - (4) 文献複写 信州大学附属図書館文献複写規程（平成16年信州大学規程第88号。以下「文献複写規程」という。）第1条の第1号及び第3号に定める文献複写をいう。
  - (5) 参考調査 図書館が利用者の教育研究に必要な学術情報又はそれらの学術情報を得るために必要な情報を提供することをいう。
  - (6) 相互利用 利用者が他の大学等学外機関(海外の機関を含む。以下「学外図書館」という。)の所蔵する資料を利用するに当たって、図書館が必要な手続を学外図書館との間で行うこと及び学外図書館からの求めに応じ、館外貸出又は文献複写を行うことをいう。
- 2 第2条第1項各号に定める利用者が利用できる前項各号に掲げる利用の区分の範囲については、館長

が別に定める。

3 第2条第1項第5号から第7号までの利用者が、前項第1号、第2号及び第4号の区分による目的で図書館を利用する場合、原則として図書館内に開架されている資料に限り利用できるものとする。

### (館内閲覧)

第5条 館内閲覧を行う利用者は、所定の場所で閲覧することとし、閲覧終了後は所定の場所に返さなければならない。

### (館外貸出)

第6条 館外貸出を希望する利用者は、この規程に定めるもののほか、館長が別に定める手続等に従わなければならない。

2 次の各号に掲げる資料は、館外貸出を行わない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 参考図書
- (2) 雑誌
- (3) 新聞（縮刷版を含む。）
- (4) 視覚資料
- (5) その他館長が指定した資料

3 館外貸出により資料を借り受け利用者は、当該資料を第三者に転貸してはならない。

4 館外貸出により資料を借り受け利用者は、当該資料を所定の期日までに図書館に返却しなければならない。

### (研究用貸出)

第7条 研究用貸出を希望する利用者は、この規程に定めるもののほか、館長が別に定める手続等に従わなければならない。

2 研究用貸出を受けた利用者(以下「借受者」という。)が借り受け資料を保管する研究室等に、他の借受者が借り受け別の資料を保管することとなったときは、当該研究室等に資料を保管する借受者のうち1名を代表者として選任し、速やかに館長に届け出なければならない。代表者を変更する場合も同様とする。

3 借受者(借受者が複数人存在する研究室等)については、代表者(以下同じ。)は、研究室等における資料の保管状況を、研究用貸出の期間中において毎年1回、館長の指示に基づき報告しなければならない。館長は、研究用貸出を行った資料の保管状況を、必要に応じて実地に点検するものとする。

5 借受者は研究用貸出により借り受け資料に係る業務上の理由が消滅したときは、当該資料を返却するものとする。

### (相互利用)

第8条 相互利用を希望する利用者は、館長が定めるところによりその旨を申し出るものとする。

2 利用者は、前項の相互利用について図書館及び学外図書館が定める事項を遵守しなければならない。

3 学外図書館から館外貸出又は文献複写の依頼があった場合、図書館は、本学における教育研究に支障が生じない限り、これに応じるものとする。

4 その他相互利用について必要な事項は、館長が別に定める。

### (貴重資料等の利用)

第9条 貴重資料等の利用については、別に定める。

**(利用の制限等)**

**第10条** 利用者が次の各号に掲げる事項に該当する場合、館長は、当該利用者に対して、図書館若しくは資料の利用を制限若しくは停止し、又は許可したことを取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規程、館長が別に定めた事項若しくは館長が別に指示した事項に反する行為を行った、又は行うおそれがある場合
- (2) 利用者が法令、契約若しくは公序良俗に反する行為を行った、又は行うおそれがある場合
- (3) 利用者が資料若しくは図書館の施設及び設備を破損若しくは汚損させる行為を行った、又は行うおそれがある場合
- (4) 利用者が本学の教育研究及び学習に支障をきたす行為並びに図書館の業務に支障をきたす行為を行った、又は行うおそれがある場合

**(弁償責任)**

**第11条** 利用者が資料を汚損、破損若しくは紛失したとき又は利用した施設等に損害を与えたときは、館長の指示に従って、その損害を弁償しなければならない。

**第12条** この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成26年9月18日から施行する。

## 信州大学工学部寄宿舎若里寮規程

**第1条** 信州大学工学部寄宿舎若里寮（以下「若里寮」という。）の管理運営に必要な事項について信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。）第67条第2項の寄宿舎規程をここに定める。

**第2条** 若里寮は、学生の修学上の便宜を図るための居住用施設とする。

**第3条** 若里寮の管理運営責任者、入寮対象者、入寮定員及び在寮期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 管理運営責任者 工学部長（以下「学部長」という。）
- 二 入寮対象者 長野（工学）キャンパスに在籍する学生（社会人学生及び非正規生を除く）78名
- 三 入寮定員 原則として最短修業年限終了の日を超えないものとする。

**第4条** 若里寮の管理運営に関する事項は、学務委員会において審議する。

**第5条** 若里寮に入寮を希望する学生は、入寮願その他学部長が必要と認める書類を添えて学部長に願ひ出なければならぬ。

**第6条** 入寮者の選考及び入寮許可は、学部長が行う。

**第7条** 前項の入寮許可は、入寮許可通知書による。

**第8条** 入寮を許可された者は、指定の期限内に入寮を完了しなければならない。

**第9条** 入寮を許可された者が、指定の期限内に入寮を完了しなかったときは、学部長は速やかに入寮の許可を取り消す。

**第10条** 若里寮に入寮した者（以下「寮生」という。）は、信州大学授業料等に関する規程（平成16年信州大学規程第85号）第12条に定める寄宿料を毎月20日までに大学の指定する者に納入しなければならない。ただし、休業開始前の寄宿料は、休業開始前の月に併せて納入するものとする。

**第11条** 入寮の日が月の中途である場合も当月の寄宿料は、1箇月分を納入しなければならない。

**第12条** 既納の寄宿料は、還付しない。

**第13条** 寮生が負担する経費は、別表第二欄に掲げるとおりとし、毎月所定の日までに、大学の指定する者に納入しなければならない。

**第14条** 寮生は、居室、共同施設その他の施設を正常な状態に保全することに意を用い、次の各号の定めるところに従わなければならない。

- 一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- 二 居室には、許可なくして工作を加えないこと。
- 三 故意又は過失により、施設・設備を破損、汚染若しくは滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- 四 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他施設の管理運営上の必要から行う学部長の指示に従うこと。

**第15条** 退寮を希望する者は、原則1箇月前までに学部長に退寮願を提出し、許可を得なければならない。

**第16条** 退寮の許可は、退寮許可通知書による。

**第17条** 寮生が次の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、学部長は速やかに退寮することを命ずるとし、第4号から第9号までのいずれかに該当するときは、学部長は、あらかじめ学務委員会の議を経て退寮を命ずることができ、

- 一 本学学生の身分を失ったとき。
- 二 寄宿料又は第9条に規定する経費を3箇月以上納入しなかったとき。
- 三 学則第65条による停学処分を受け、停学期間が3箇月を超えたとき。
- 四 入寮願等に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- 五 第3条の在寮期間を超えたとき。
- 六 3箇月以上の休学が認められたとき。

七 疾病その他保健衛生上寮生活に適さないと認められたとき。

八 風紀秩序を乱す行為があったとき。

九 学則又はこの規程に違反したとき。

**第18条** 第11条又は前条の規定により退寮する者は、退寮にあたって、居室その他居室に附属する設備等について、学部長の指定する職員の検査を受けなければならない。

**第19条** 寮生以外の者の宿泊は、認めない。

**第20条** この規程の実施に関し、必要な事項については、学務委員会の議を経て学部長が定める。

### 附 則

1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

2 信州大学工学部寄宿舎規程（昭和26年6月21日施行）は、廃止する。

附 則（平成13年12月17日教官会議決定）

1 この内規は、平成14年4月1日から実施する。ただし、学務委員会及び入試委員会に係る改正については、平成14年5月1日から実施する。

### 附 則

2～6（略）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月29日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

### 経費負担区分に関する基準

項目	第一欄（大学負担）	第二欄（寮生負担）
人 費	施設の管理上大学が必要と認めて配置する職員給与	
電 料	1 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 2 居室以外の施設において使用する電気料金（私生活のためのものを除く。）	居室で使用する電気、その他寮生の私生活のために使用する電気料金
水 道 料	1 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 2 施設の管理のために使用する水道料金（私生活のためのものを除く。）	洗面所、便所、洗濯場、浴室その他寮生の私生活のために使用する水道料金
燃 料 費	1 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 2 施設の管理のために使用する燃料費	1) 居室の暖房のために使用する燃料費 2) 寮生の入浴その他私生活のために使用する燃料費
消 耗 品 等 の 費 用	1) 居室以外の施設の清掃のために使用する掃除用品の費用 2) 施設の管理のために使用する事務用品、文具類、消耗品等の費用 3) 備付の救急医薬用品の費用 4) 保健衛生上必要な清掃費	寮生の私生活のために使用する居室の清掃用品、その他の消耗品の費用

## 信州大学工学部 講義室使用内規

- 第1条** この内規は、信州大学工学部が管理する講義室の管理運営に必要な事項を定める。
- 第2条** 講義室の管理運営については、信州大学国有財産一時使用許可規程又はその他の法令等に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。
- 第3条** 講義室は、次に掲げる各建物内の授業教室とする。
- 講義棟  
学部共通棟  
物質工学科北棟  
総合研究棟  
太田国際記念館
- 第4条** 講義室の管理運営の責任者（以下「管理者」という。）は、学部長とする。
- 第5条** 講義室は、次に掲げる場合に使用することができる。
- (1) 授業
  - (2) ゼミ
  - (3) 本学が主催する諸行事
  - (4) 学外利用等
  - (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が適当と認めた場合
- 第6条** 講義室を使用しようとする者は、別に定める施設使用許可願を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第7条** 使用者は、この内規及び第10条の規程により定められた細目並びに関係法令を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。
- 第8条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
- (1) 施設使用許可願の情報に虚偽の記載があったとき。
  - (2) 使用者が前条の規定に違反したとき。
  - (3) 講義室の管理運営上特別の事情があるとき。
  - (4) その他使用させることを不適当と認めるとき。
- 第9条** 使用者は、その責に帰する事由により、建物・設備の全部又は一部を滅失・破損及び汚染させた時は、管理者の指示に従い原状回復に必要な弁償をしなければならない。
- 第10条** この内規の定めるもののほか、講義室の管理運営について必要な細目は、別に定める「講義室使用要領」に定める。

## 附 則

この内規は平成26年1月1日から施行する。

## 工学部講義室使用要領

1. この要領は、信州大学工学部講義室使用内規（以下「講義室内規」という。）第10条の規定に基づき、講義室の使用に関し必要な事項を定める。
2. 講義室を使用しようとする者は、原則として使用開始予定日の3日前までに別記様式による施設使用許可願を学務係に提出して許可を受けなければならない。  
ただし、講義室を使用しようとする者は、土・日・祭日を除く日の9時から17時までの間の使用については、授業に支障のない限り、学務係に申し出て教室使用予約をとることで使用許可手続きに代えることができる。
3. 講義室の使用時間は、9時から18時までとする。
4. 講義室を複数の者で使用するときは、代表者を定め、当該代表者が所定の手続きを行うとともに、使用上の一切の責任を負うものとする。
5. 講義室の使用を許可されたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
  - (2) 許可された日時以外には使用しないこと。
  - (3) 節電に努めること。
  - (4) 講義室内での飲食は厳禁とする。
  - (5) 館内に火気及び危険物は持ち込まないこと。
  - (6) 館内で喫煙しないこと。
  - (7) 館内に無許可で張紙、掲示をしないこと。
  - (8) ゴミは必ず持ち帰ること。
  - (9) 使用後は、必ず原形に復し、清掃を行った上で退室すること。
6. 鍵の受け渡しは、学務係（土・日・祭日及び平日9時から17時以外の時間は、警務員室）が行うものとする。
7. 講義室の建物・設備の全部又は一部を滅失・破損及び汚染したときは、速やかに学務係（土・日・祭日及び勤務時間外は、警務員室）を經由して管理者に届け出た上、係員の指示を受けなければならない。
8. この要領に定めるもののほか、講義室の使用に関する必要な事項は、係員が指示する。
9. この要領は、「講義室内規」の施行日から実施する。

## 信州大学工学部 体育施設内規

**第1条** この内規は、信州大学工学部が管理する体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に必要な事項を定める。

**第2条** 体育施設の管理運営については、信州大学国有財産一時使用許可規程又はその他の法令等に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

**第3条** 体育施設は、次に掲げるとおりとする。

体育館

弓道場

武道場

運動場

デニスコート

**第4条** 体育施設の管理運営の責任者（以下「管理者」という。）は、学部長とする。

**第5条** 体育施設は、次に掲げる場合に使用することができる。

(1) 学生の課外活動

(2) 教職員の福利厚生等

(3) 本学が主催する諸行事

(4) 学外利用等

(5) 前各号に定めるもののほか、管理者が適当と認めた場合

**第6条** 課外施設を使用しようとする者は、別に定める施設使用許可願を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

**第7条** 使用者は、この内規及び第10条の規程により定められた細目並びに細目関係法令を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

**第8条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用簿の情報に虚偽の記載があったとき。

(2) 使用者が前条の規定に違反したとき。

(3) 体育施設の管理運営上特別の事情があるとき。

(4) その他使用させることを不適当と認めるとき。

**第9条** 使用者は、その責に帰する事由により、建物・設備の全部又は一部を滅失・破損及び汚染させた時は、管理者の指示に従い原状回復に必要な弁償をしなければならない。

**第10条** この内規の定めるもののほか、体育施設の管理運営について必要な細目は、別に定める「体育施設使用要領」に定める。

附 則

この内規は平成26年1月1日から施行する。

## 工学部体育施設使用要領

1. この要領は、信州大学工学部体育施設内規（以下「体育施設内規」という。）第10条の規定に基づき、体育施設の使用に関し必要な事項を定める。

2. 体育施設を使用しようとする者は、原則として使用開始予定日の3日前までに別記様式による施設使用許可願を学務係に提出して許可を受けなければならない。

ただし、体育施設を使用しようとする者は、土・日・祭日を除く日の9時から17時までの間の使用については、学務係に申し出た上で施設使用権に所要事項を記入することにより、許可手続きに代えることができる。

3. 体育施設の使用時間は、9時から21時までとする。

4. 体育施設を複数の者で使用するとき、代表者を定め、当該代表者が所定の手続きを行うとともに、使用上の一切の責任を負うものとする。

5. 体育施設の使用を許可されたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 許可された日時以外を使用しないこと。

(3) 許可された者以外を入館、入構させないこと。

(4) 館内では上履き用運動靴（ゴム底）以外の履物を使用しないこと。

(5) 体育館内でのフットサルは、窓ガラスが破損したり床が傷つくため禁止とする。

(6) 体育館、武道場内に火気及び危険物は持ち込まないこと。

(7) 体育館、武道場内に喫煙しないこと。

(8) 体育館、武道場内に無許可で張紙、掲示をしないこと。

(9) 節電に努めること。

(10) 使用後は、必ず原形に復し、清掃を行った上で退室すること。

6. 鍵の受け渡しは、学務係（土・日・祭日及び平日9時から17時以外の時間は、警務員室）が行うものとする。

7. 体育施設の建物・設備の全部又は一部を滅失・破損及び汚染したときは、速やかに学務係（土・日・祭日及び勤務時間外は、警務員室）を経由して管理者に届け出た上、係員の指示を受けなければならない。

8. この要領に定めるもののほか、体育施設の使用に関する必要な事項は、係員が指示する。

9. この要領は、「体育施設内規」の施行日から実施する。

## 信州大学工学部課外活動共用施設内規

(設置)

第1条 信州大学工学部に、信州大学工学部課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 共用施設は、学生の課外活動を促進し、学生生活をより豊かにするための施設として使用することを目的とする。

(管理運営責任者等)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、工学部長をもって充てる。

第4条 共用施設の管理運営に関する事項は、管理運営責任者の諮問に依り、学務委員会において審議する。

(使用者の範囲)

第5条 共用施設を使用できる者は、信州大学学生生活に関する通則第10条第1項の規定により届け出をした団体に加入している者とする。

(使用許可)

第6条 共用施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(適正使用)

第7条 共用施設の使用にあたっては、この内規及び管理運営責任者が別に定める必要事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

(事務)

第8条 共用施設に関する事務は、学務グループ（学務）において処理する。

(雑則)

第9条 この内規の定めるもののほか、共用施設の管理運営について必要な細目は、別に定める「課外活動共用施設使用要領」に定める。

附則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成13年12月17日教育会議決定）

1 この内規は、平成14年4月1日から実施する。ただし、学務委員会及び入試委員会に係る改正については、平成14年5月1日から実施する。

2～6（略）

附則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成26年2月19日から施行する。

## 信州大学工学部課外活動共用施設使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、信州大学工学部課外活動共用施設内規第8条の規定に基づき、信州大学工学部課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び用途)

第2条 共用施設に次の各号に掲げる室を設け、それぞれの用途に使用する。

一 共用室 類似した活動内容の団体が連絡、打合せ等のため共用で使用する。

二 音楽室 この部屋を使用することが適当と認められる団体が、練習及び打合せ等のため共用で使用する。

(使用禁止日)

第3条 次の各号に掲げる日は、共用施設の使用を禁止する。

一 12月28日から1月4日まで

二 管理運営責任者が必要と認める日

(使用日時)

第4条 共用施設の使用時間は、9時から21時までとする。ただし、管理運営責任者が特に必要と認められた場合は、使用時間の延長を認めることができる。

(使用手続)

第5条 共用施設の使用手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 共用室を使用しようとする団体は、年度毎に申請するものとし、毎年5月31日までに、別に定める届出を管理運営責任者に提出し、許可を受けなければならない。

二 音楽室を使用しようとする団体は、使用日の3日前までに別に定める届出を管理運営責任者に提出し、許可を受けなければならない。

(鍵の管理)

第6条 共用施設の鍵の管理は、学務グループ（学務）で行う。

(遵守事項)

第7条 共用施設の使用を許可された団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 許可された使用目的以外に使用しないこと。

二 施設、設備及び備品の保全に努めること。

三 掲示物等は、所定の場所以外に掲示しないこと。

四 使用時間を守り、騒音防止に努め、火気の取扱いに注意すること。

五 使用後は整理整頓に留意し、消灯及び施設を確実に閉鎖すること。

六 ゴミは決められた分別方法を厳守すること。

七 毎月、活動内容の確認を行い、「環境配慮活動」に記載すること。

八 不用物は速やかに撤去すること。

九 スプレーやガスボンベ等可燃類は鉄製書庫に入れ、施設・管理する。安全のため、コンテナ等に収納し保管する。

十 ガソリン、灯油、シンナー、木炭、薪等の消防法危険物は絶対に持ち込まない。また、保管しない。

十一 ボール盤、弓鋸盤等機器の取扱者は工作機械安全講習会修了証のある者に限る。また、加工屑等は適正な分別処理を行う。

十二 リサイクル法等該当物品（電化製品、書庫、楽器類等）を持ち込む場合は、別に定める届出を学務グループ（学務）に提出のうえ、許可を受けること。ただし、暖房器具の持ち込みは禁止する。

十三 使用許可期間が満了及び退去時には、次年度申請の有無に関係なく搬入物品等を撤去して、必ず借用前の現状復帰すること。

(使用許可の取消)

第8条 使用を許可された団体が、信州大学工学部課外活動共用施設内規及びこの要領に違反したときは、使用の許可を取り消す。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により施設、設備及び備品を滅失、損傷又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則

この細則は、平成6年4月1日から実施する。

附則

この細則は、平成11年4月1日から実施する。

附則

この細則は、平成17年11月7日から実施する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成26年2月19日から実施する。







# 事務窓口あんない



(窓口時間)

月～金曜日 8:30～17:00

(休業日)

土・日曜、祝日 及び

大学一斉休業日(夏季・年末年始等)

## 問合わせ先

	住 所	電話番号
信州大学工学部	〒380-8553 長野市若里 4-17-1	
総合理工学研究科 工学専攻・生命医工学専攻 長野(工学)キャンパス	◆学務係 (E3棟1階)	026-269-5051
	◆就職支援室 (C7棟2階)	026-269-5595
	◆保健室・リハビリテーション (C6棟)	026-269-5077
	◆会計係(授業料納入等) (E3棟1階)	026-269-5020
	◆工学部図書館 (C4棟)	026-269-5082
諏訪圏サテライトキャンパス	〒394-0028 岡谷市本町テクノプラザおかや 2階	0266-21-1561
南信州・飯田サテライトキャンパス	〒395-0001 飯田市座光寺 3349-1 エス・ハードC棟	0265-49-0296

信州大学生協(工学部)	〒380-8553 長野市若里 4-17-1	026-226-3588
信州大学工学部後援会	//	026-269-5059
信州大学工学部同窓会	//	026-266-8209

信州大学大学院総合理工学研究科 理学専攻(理学部)	〒390-8621 松本市旭 3-1-1	0263-37-2439
信州大学大学院総合理工学研究科 農学専攻(農学部)	〒399-4598 上伊那郡南箕輪村 8304	0265-77-1308
信州大学大学院総合理工学研究科 繊維学専攻(繊維学部)	〒386-8567 上田市常田 3-15-1	0268-21-5322
信州大学大学院総合理工学研究科 生命医工学専攻(学務課大学院室)	〒390-8621 松本市旭 3-1-1	0263-37-2863

信州大学 人文学部	〒390-8621 松本市旭 3-1-1	0263-37-2236
信州大学 経法学部	//	0263-37-2304
信州大学 医学部	//	0263-37-2580 (医学科) 0263-37-2356(保健学科)
信州大学 教育学部	〒380-8544 長野市西長野6の口	026-238-4004
信州大学共通教育支援室	〒390-8621 松本市旭 3-1-1	0263-37-2978
信州大学経営大学院 イノベーション・マネジメント専攻	〒380-8553 長野市若里 4-17-1 総合研究(W2)棟2階	026-269-5696



## 信州大学 工学部

2020（令和2）年4月発行

発行・編集／信州大学工学部 学務係

〒380-8553 長野市若里 4-17-1 TEL 026-269-5056